

(鶴田委員) 銘々ノ見様ダ

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ノ親切カラ新ウ云フ風ニ書イ  
テ吳レタノデ、爲ノニ却テ日本文ニ改ノルニ誠ニ苦シクナルカラ  
實ハ報告委員ニ於テモ開暇デモアレバ短クシテ、佛蘭西、伊太利  
文ノ如クシテ、此様ナ長イ文章ニシナイデモ宜イノデス

(清岡委員) 「有體物ノ賃借ハ」ト云ヘバ「與フル」トハ云ヘマス  
マイ

(栗塚報告委員) 然ウデシヨウ「與フル」ト云フノハ終リデアリマ  
スカラ

(清岡委員) ソレデ分ラヌ様ニナル、何カラ云ヒ出シタカ分ラヌ  
(委員長) 一體ハ賃借ノ方ガ宜イ様ダネ「賃借ハ何々ヲ與フルモ  
ノトス」

(南都委員) 賃借ノトキデモ、一方カラ云ヘバ賃シ、一方カラ云

ヘバ借リト、ソレヲ併セテ「賃借」ト極ノナイト困ル

(松岡委員) 借ルト云フノハ日本ノ言葉デ、ソレヲ佛蘭西デハ借  
ルトモ、賃ストモ云フニハ、日本ノ言葉ヲ變ヘナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) 「賃借」トシテ仕舞ツテハ何ウテス

(鶴田委員) 「權」ノ字ハ何ウカ

(委員長) 「權」ノ字ハナケレバナラヌ

(松岡委員) 其所ニ「權」ノ字ガアルノデスカラ

(栗塚報告委員) 原語デハ元ト「權」ノ字ハ付キマセン、五百二  
條ヲモ、所有、用收トナツテ居リマス、併シナカラ「地上權」ノ  
如キハ、唯ダ「地上」デハ分リマセンカラ

(松岡委員) 元ト「權」ノ字ハナイカ

(栗塚報告委員) ナイ「賃借」ト云テハ何ウカ

(渡委員) 宜イ



(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 「賃貸借」トヤツテ見様デヤナイカ

(鶴田委員) 貸人ニ云フカラ、賃貸ダ

(栗塚報告委員) 二項ニ加ヘタ「永借權」ハ「賃」ノ字チオ入レ

テ願ヒマス

(南部委員) 之ハ五百二條ニ「右權利ハ第四編ニ記載ス」トアリ  
マスカラ制テモ宜イ

(委員長) 章ヲ置キ替ヘテ、章トヤルカ、款トヤルカ、彼ノ例ガ  
極ツテカラニシテ宜カロウ

(鶴田委員) 一體此所ハナクツテモ宜イ

(委員長) アツタカラツテモ、格別ハナイ

(南部委員) 併シ五百二條ニ「右權利ハ第四編ニ記載スト」アリ  
彼ト同ジデハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 違ヒマセン、併シ用收權ニ似タモノタカラ、此

處ニ云ハスト、具合ガ悪イカラ入レタノデ

(西委員) 五百二條ノトハ少シ安排ガ違ウ

(委員長) 先ツ先キアテ行ツテ、地上權ヤ永借權ノ所へ行ツテ制  
ルナレバ制ロウ

(松岡委員) 之ハモウ「ボアソナード」ガ一生懸命、力チ書タデ  
アリマシヨウガ、凡ソ賃貸ハ先ツ人權ニ成立タモノガ多數ノコト  
ナリ、附録ダカラ、物權ニスルト云フノハ、動産モ何モ備モ悉ク  
物權ニスルノカ

(栗塚報告委員) 論リ報告委員デハ用收權ヲ制ツタガ然ウシテ見  
レバ所有權ノ支分權ノ數ガ減タノデ、然ウスルト所有者ハ人事編  
起草者ノ八益數ク云フ如ク、所有權ヲ持テ居タラ支分權ヲ持ヘル  
コトモ出來ソウモノデアルト云フ位デアレバ、用收權トシテ離ス



コトハ出来ヌガ、賃借權ト、使用、住居ヲヤツテ居ル、併シ賃ハ  
取ラヌ、又用收權ノ代リテシテ居ルト云フ利益モアリ、且又外國  
ノ法律ヲ見マシテモ、伊太利モ、佛蘭西モ、賃借權ヲ現ニシテ  
居ルトハ云ヒナカラ、不動産ニ付テハ皆物權ニシタイト云フ、其  
實物權ニシテ居ルト云フノハ、住居シテ居ルモノヲ逐ヒ出スコト  
モ、工作シテ居ルモノヲ逐ヒ出スコトガ出来ヌ、併シナカラ契  
約カラ出タノデアルカラ、人權デアル、人權デハアルガ、總テ人  
ニ對抗シ得ベキモノト云フ性質ハ、賃借權ヲ與ヘテ居ルガ、併  
シ動産ハ何ウスルト云フ論ガ御座イマシテ、車チ一挺借リレバ物  
權ヲ持ツカラ、車ヲ轉讓シテ何處ヘテモ行キ復タ貸シモ、賃ニ置  
クコトモ、賃借權ヲ移付スルコトモ出来ルト、論究シマシタ所  
ガ、人權ニシテ置タカラトテモ、人ニ轉シテ行ク、貸シ布團、貸  
シ夜具ハ借リタモノガ物上權ハ持タヌガ、今日ノ慣例デハ、治安

裁判所杯デハ蓋敷イノハこかして仕舞ヘバ物上權ヲ以テ逐ヒ驅ケ  
テ行クガ、人權ヲ以テ行クモ同ジ結果ニナツテ仕舞フ、初ノニハ  
危険ナ様ニ思タガ、初ノニ思タ様ナ悉レハナイ、動産ハ人權、不  
動産ハ物權ニスルト云フハ、話ガ纏リマセン

（西委員） 數年來、私ハ日本デハ物權ニ極メタイト思テ居タノデ  
今日用收權ガ無クナツタ以上ハ、尙更物權ニシタイ

（松岡委員） 私モ必ラズ動産物ハ人權ガ宜イト云フ説デハナイケ  
レトモ、此不動産ヲ物權トスルト云フノハ、人權ナリト云タ所デ  
法律ノ上デハ何ウシテモ人權ニシナケレバ公益ヲ害スル、家ヤ地  
面ヲ借リテ、賣主ガ代ハルト、さあ戻セト云フハ不利益デアル、  
不動産ハ何レトモ物權ニスルガ適當デアルガ、動産ニ付テハ賦ニ  
廣イモノデアルカラ

（栗塚報告委員） 我々ノ論シマシタノモ、追々先キへ行ツテ似タ



モノモ出ルノデゴウセ論シマスノダカラ

(松岡委員) 何方ニモ譲ンテ貰イ、廢スル論ハ逐條讀デカラデ宜  
イ

(委員長) 餘程ノ問題デアリマスカラ

(松岡委員) 先へ行ツテ跡へ戻ラル、據ニナリテ居レバ宜イ

(委員長) ソレハ宜イ

(清岡委員) 此表題ニハ、用收權ノ如キモノヲ入レル必要ハアリ  
マセンカ

(栗塚報告委員) 御座イマセン、此中ニ自カラ云テアリマスカラ  
差支へハアリマセン

(南部委員) 此處ニハ「附録トス」トアルガ、前ニハ「附録トナ  
ス」トアルカ何方カ

(栗塚報告委員) 「附録トナス」トシテ前ニ同シニ致シマシヨウ

(委員長) 宜ケレバ先キヘヤリマセウ

第六百二十二條朗讀ス

第六百二十二條 工作又ハ工業ノ賃借及ヒ傭使ノ賃借ノ契約ヨリ  
生スル權利及ヒ義務ハ第三編ニ之ヲ規定ス(第一千七百十條及ヒ

第一千七百十一條)

農作用ノ牲畜ノ賃借ニ特別ナル規則モ亦第三編ニ之ヲ載ス(第  
千七百十一條)

(栗塚報告委員) 「ノ賃借」丈ケハ御制リテ願ヒマス、「契約ハ  
第三編ニ之ヲ規定ス」トナリマス、ソレカラ「農作用ノ」四字ヲ

削リマス

(南部委員) 修正案ノ如ク、向ウデ直シテ來タカラ、自然本條ノ  
修正案ハ消滅致シマス、又「載ス」ト云フ字ハ「規定ス」トナス  
ツテモ差支ナイ



(渡委員) 差支ナイ

(松岡委員) 宜イ

(委員長) 宜ケレバ「規定ス」トシテ先キへ行キマセウ

第六百二十三條朗讀ス

第六百二十三條 國「デバルトマン」  
「コンミユヌ」及ヒ公設所

ノ財産ノ賃借ハ行政法ヲ以テ之ヲ規定ス(第七百十二條)

(栗塚報告委員) 「規定ス」ハ「管知ス」ト御直シテ願ヒマス

(南部委員) 之モ矢張り「規定ス」トシテハ何ウデス

(栗塚報告委員) 之ハ餘程意ヲ用ヒテ起案者ガ直シタト思フガ、

「規定ス」ト云フト規定スルカモ知レヌ、行政法デ支配スル分テ

アルト云フコトヲ書イタノデ、ソレデ「之ヲ規定ス」ト書カヌデ

「管知ス」ト直シテ參ツタノデス

(村田委員) 「管知ス」ト云フハ六ヶ敷イナ

(栗塚報告委員) 主意ハ支配スルト云フノデス

(松岡委員) 佛蘭西ニハ「規則ニ服従スルモノ」トアル

(栗塚報告委員) 兎モ角モ「管知」ト御改メナスツテ後テ悪イナ

レバ格別デス

(南部委員) 「公ノ無形人ノ財産賃借ハ行政法ヲ以テ之ヲ支配ス」

ト云フ修正案ガ出テ居リマス

(鶴田委員) 修正案ガ宜シイ

(尾崎委員) 修正ガ宜シイ

(清岡委員) 此迄「支配ス」ト云タコトハナイ、構成法杯デハ「

行政法ヲ以テ之ヲ定ム」トアルガ「支配ス」ト云フハ例モナイコ

トタカラ理窟ハ尤モタガ「定ム」トシタ方ガ宜クハナイカ

(栗塚報告委員) 「管知ス」テハ何ウデス

(清岡委員) 面白クナイ「定ム」トカ「規定ス」トカ普通ニシタ



方ガ宜クハナイカ

(鶴田委員) 定ムルカ、定ノヌカ知レヌノダカラ

(渡委員) 定ムルト、確然極ツテ居レバ「規定ス」デ宜イガ、然  
ウデナイカラ

(栗塚報告委員) 賃借トシテハ何處デモ定メハナイ、邑ノ權、郡  
ノ權ハ無形人デアルガ、山ヲ買ウコトモ、賃借スルコトモ出來ル  
ト云フコトハ、行政法ニ書イテアル契約ト云フモノヲ定メタ法律  
ヲ指シタノテアリマス、行政法ニ町村ノ制度デモ極メル法ノ内ヘ  
入レルト思フテ、賃借ト云フ契約ヲ法律ノ目的トシテ、定メテ  
要セスト云フ、意味ト思フ

(清岡委員) 左様デシヨウ

(南都委員) 左様デシヨウ

(村田委員) 「支配ス」デ宜サソウナモノト思ヒマス

(栗塚報告委員) 我々ノ方デ「管知ス」ヲ「支配ス」ト直シタト

御考アツテ宜イ

(渡委員) 分ル様ダ

(西委員) 「公ノ無形人ノ財產ノ賃借ハ云々」デスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(委員長) 行政法デ、支配スベキモノデヤト云フノカ

(栗塚報告委員) ト云フノデス

(委員長) ソレデハ支配ストシテ置キ、先ヘ行キマセウ

第六百二十四條朗讀ス

第一節 賃借權ノ設定

第六百二十四條 賃借權ハ賃借又ハ賃貸ト稱スル契約ヲ以テ設定  
ス(第一千七百十四條)

遺囑ヲ以テ賃借權ヲ贈遺シタル場合ニ於テハ相續人ハ其遺囑



書ニ載セタル條目及ヒ條件ニ從ヒ受賜者ト賃貸契約ヲ爲スヘシ

賃貸ヲ豫約シタル場合ニ於テモ右ト同シク諸約者ハ要約者ト賃貸契約ヲ爲スヘシ

(栗塚報告委員) 之ハ總テ「賃貸借」ト云フ字ニナレバ宜シイ

(委員長) 賃貸ト、賃借ハ「ルアーヂ」ト、「バイユン」ト云フ

ノト、區別ガアルカ、ナイカ

(南部委員) 「又ハ賃貸ト稱スル」ノ字ハ削除シマシタ

(委員長) 此處ハ佛蘭西見タ様ニ、物ト、勢力ノ區別ヲ付ケタラ

何ウタロウ

(栗塚報告委員) 併シ「ボアソナード」ハ區別ヲ付ケテ居リマセ

ン

(委員長) 「ボアソナード」ハ區別シテ居ルダロウ

(栗塚報告委員) 區別セスニヤツテ居ルノデ、區別シテアレバ、

仕合ダガ、然ウデナイノデス

(委員長) スルト、全編貫イテハ居ラヌガ

(栗塚報告委員) 左様デ、六百二十一條カラ兩方ニ使ツテ居ルダ

カラ、兎モ角モ委員長ノ懸念ノ通り、雇使ノ賃貸借ヲ變ヘレバ宜

イノデ、六百二十二條ノ「工作又ハ工業及ヒ雇使ノ賃貸借」ト云

フ字ト物ノ賃貸借ハ原文ニ書キ分ケタモノダカラ、分ケタ方ガ宜

イト云フノデシヨウ

(委員長) 雇ハレ賃ハ

(南部委員) 飛脚船ニ乗ツテ行クヲ雇賃トハ云ヘヌ

(委員長) ソレハ雇賃タ

(南部委員) 何ウモ雇ノ方ニナルデシヨウ

(栗塚報告委員) 汽車ニ乗ツテ横濱へ行クノハ、矢張り賃借デス



(委員長) 蒸氣船ニ合乗リシテ居ルノハ何ウカ

(松岡委員) 大勢ガ借リテ居ルノデス

(委員長) 松ハ借リテ居テモ、松貸デシヨウ

(栗塚報告委員) 雇使ノ賃賃借ニナリマス、佛蘭西ノ法テモ六百

二十二條デ定メテ、物權ハ與ヘナイ

(南部委員) 勢力ヲ借ルノデス

(栗塚報告委員) 貴君ノ車夫ガ、他所ノ車ヲ賃借シテ、車夫ニ曳

カセルト、契約ハニツ成立テ、車ニ付テハ「ハイユン」物ノ賃賃

借、車夫ハ雇使ノ賃賃借デアリマス

(松岡委員) 是レカラ後チハ車曳ニ錢ヲ拂フノハ、勢力ノ借賃ヲ

拂フノデ、雇賃チヤルゾトハ云ハレナイカ

(栗塚報告委員) 左様デ、走ル足ヲ押ヘルコトハ出来マセン、車

ヲ押ヘルハ物權デアリマス

(松岡委員) 郵便ノ手紙ニ切手ヲ貼テ居ルハ何ウナルカ

(栗塚報告委員) 矢張り雇使デス政府ガ傭人ニナルノデアレバ賃

ヲ拂テ走ラスノデス

(松岡委員) スルト、我々カラ賃ヲ拂フノダガ、郵便拂下ケハ失

敬千萬デヤナ

(栗塚報告委員) 左様

(南部委員) ソレハ別ダ

(松岡委員) アレハ足賃請取所デ宜サソウナモノダ

(栗塚報告委員) 築地ノ馬車ヲ借リテ行クノハ、馬車ニハ物上權

ヲ私ガ持テ居ル、ソレヲ自在ニ歩行カセルノハ使用賃借ノ方ダカ

ラ、馬車一ツアルノデ、ニツノ契約ガ成立ノデアリマス

(南部委員) 「又ハ賃賃ト稱スル」ハ無論判ラナケレバナラヌ

(松岡委員) 「賃賃借權ハ契約ヲ以テ」トシテ宜サソウナモノダ



(栗塚報告委員) 「貸借」ハ御座シテ願ヒマス  
 (村田委員) 「貸借」ノ契約ヲ以テトシテハ何ウデス  
 (松岡委員) 尙ホオカシイ  
 (清岡委員) 「貸借」ハ貸借ト稱スルトシタ方ガ宜イ  
 (松岡委員) 私ガ云ヒ出シタ爲ノニ云フナレバ、止シマセウ  
 (渡委員) 制ツタ方ガ宜イ  
 (栗塚報告委員) 貸借ハ借入レナケレバイケマセン  
 (南都委員) 然ウスルト「貸借」トシナケレバナラヌ  
 (栗塚報告委員) 貸借ハ形容詞ニナツテ居ル  
 (南都委員) 「貸借」ト云フト貸借ノ方ハ一向ナ  
 イ  
 (栗塚報告委員) 「貸借」ト云フ契約ヲトスレバ宜イノデ  
 (委員長) 貸借トヤツタ方ガ間違ヒナイ様ダネ、原文ガ誤チ居

ルト、間違フカモ知レヌ、貸借ト云ヘバ、兩方云ヘルカチ、一  
 切云タ方ガ宜イ  
 (清岡委員) 一切ヤラヌト行カヌ下ノ項モ、諸約者ト要約者トア  
 リ、兩人シテ貸借ノ約束チスルノダカラ  
 (委員長) 其方ガ危険ハナイ  
 (南都委員) 貸借ノ權アル權ヲ贈與シ、相續人ハ貸ス方ノ人トナ  
 ツテ契約シロト云フノデ  
 (栗塚報告委員) 貸ス方ノ位地ニナツタノデ、ソコデ名付ケルニ  
 「貸借」トシテ宜シイ  
 (橋田委員) 借借ト云フコトハ離サズヤラナケレバナラヌカ  
 (栗塚報告委員) 離レルコトガ出来レバ、離シテ差支ナイ  
 (委員長) 貸借ヲ贈與シテ貸借ヲ遺囑サレタ人ハ、此度ハ遺囑ヲ  
 受ケタ者ト契約シナケレバナラヌ



(果塚報告委員) 私ガ死亡前ニ遺囑デ、遺囑書ヲ書イテ息子ノ某ニ貸セヨト首テ、死ンダラ私ノ息子ガ契約シナケレバナラヌト云フコトデアリマス、某甲ハ弟ノ某ニ貸テヤレト云タラ、惣領ノ息子カラ見レバ、貸シ、弟カラ見レバ借リデ、私ノ惣領ノ男ト、契約シナケレバナラヌ、之ハ何ノ契約カナレバ、貸借ノ契約、何チヤツタカナレバ、貸借權チヤツタノデアルト云テ差支ナイ

(西委員) 貸借ノ權利ガアルカモ知レヌ、爾ハ私ガ生キテ居ルトキ、御前ニ死ンタラ借リタ御禮ニ百兩出スト云フ條件デ、別ニ私ニ五十兩借リ度イト云ヘレ、五十兩借リレバ後チ百兩ハ要セヌト云フヨリ、五十兩出ス方ガ増シト思ヒ、五十兩デ借リ據ト約束シテ、遺囑シタ所ガ、此奴私ハ五十兩ノ借リタガ、十兩ナレバ出ソウ、然ウハ行カヌ遺囑書ガアル、是非ト云ヘバ、五十兩出サナケレバナラヌ、論ガ出來ルト貸借權ト云テ宜イ

(果塚報告委員) 西サンノ御説ノ如キハ出來マセント思フ、貸借權チ贈與シタト同様ニナツテモ、貸借チ賣ツテモ宜イノデス

(南都委員) 貸借權ガ宜イ、下ノ相續人ハ契約ヲ爲スベシト云フノハ、相續人ノ方カラ營業ヲ立テアルカラ、貸借ノ方デ宜イ

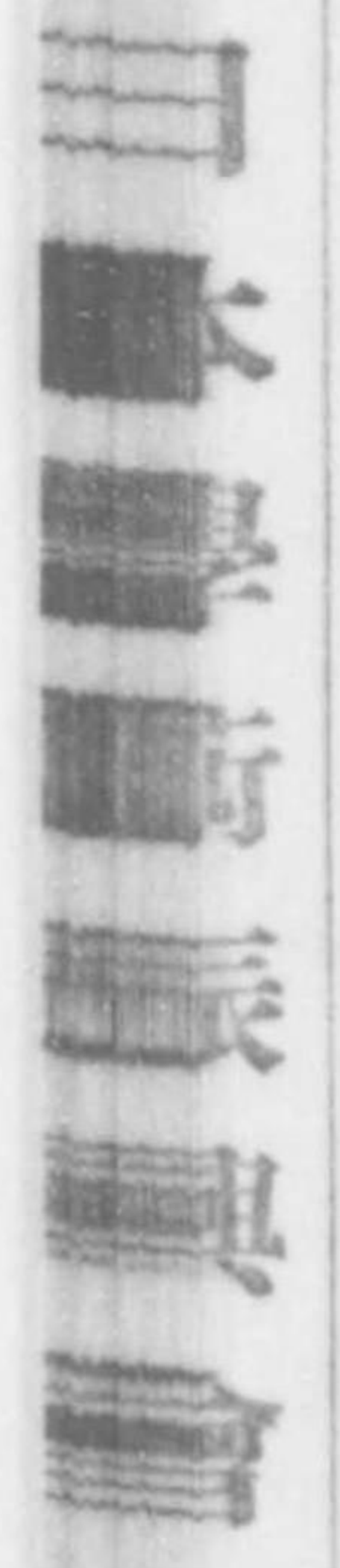
(西委員) 此處ハソレデ宜イ

(委員長) 貸借ノ所ヘ行クト、貸借トシナケレバナラヌ、其區別ハ佛蘭西法ニハ付ケアルカラ誤リハナイガ、一ツ字ダカラ誤テ借ト貸ト間違テ、弊ガ生スルト思フカラ、極ツタ文字ヲ以テ、書イタ方ガ過チハ少イト思フ

(南都委員) 御説ノ如クデ御座イマスト、都テ「貸借權」ト云フ積リデスカ

(委員長) 其積リテス

(南都委員) 然ウ云フ主義ナレバ宜イ、併シ立テ方ニ因テ違フナ





レバ此處モ立テ方チ違ヘナケレバナラヌ

(清岡委員) 二拾六條杯ハ何ウカ

(栗塚報告委員) 意味ハオカシクナイ

(西委員) 區別スルナレバ間違ハヌ様分ケナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) 過チハ出來マセヌ積リデ、分ケテアツテモ一向

差支ハナイガ、唯、「借」ト書イテモ「貸」ト書イテモ宜イ場合

ハ幾ラモアリマスノデ例ヘバ此處デ突然此ノ二十四條一項ニ「貸

借權ハ」ト云テモ「貸借權ハ」ト云テモ宜イ、原文ハ「バイユン

トアルノデ、物チ譲ル方カラ言葉チ立テ、貸借デアリマス

(南部委員) 二十四條二項ハ「貸借契約ヲ爲スヘシ」ト云ハナケ

レハナラヌ

(尾崎委員) 此處ハ貸借トハ審カレナイ

(栗塚報告委員) 一項ガ「貸借」云々デアリマスカラ、一條文

ケハ「貸借契約」トナスツテ差支ナイ

(南部委員) 一體一條、二條ト分ケテ前ノ條デモ、主ト從トアリ

初ノノ一項ハ、貸借權チ云タノデ、所ガ相續人ノ方カラ云フト

何ウカナレバ二項ノ通り貸借契約ト云フ借リ契約デアリマスカラ

分ケナケレバナラヌ

(委員長) ソレハ危險ト思フノハ、區々ニ誤ツテ、大變ナ權利義

務ニ關係スルカラ益イ字トナシ、佛蘭西法ニ區別ガアレバ、翻譯

モ區別カ付タガ、左モナイト、報告委員ト翻譯者ノ間ニ過チテ來

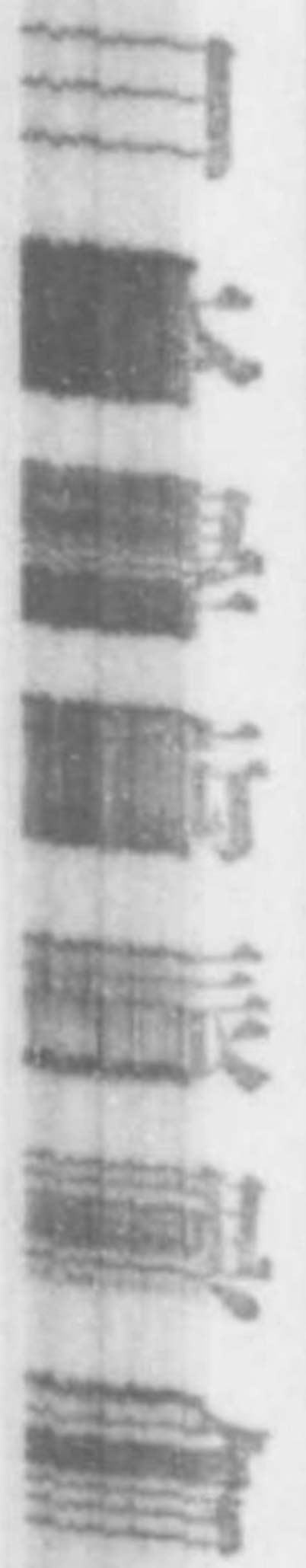
シテハ行カヌト思フカラ云フノデ

(栗塚報告委員) 「契約」ト云フトキハ「貸借契約」ト云フ字

「借」ノ字ガアツタラ「貸借權」トナツテ居レバ差支ナイ、動

詞ニ使フトキハ貸借スルト云ヒ、貸借スルト云ヒ、名詞ト動詞ト

區別スレバ分リマシヨウ





(松岡委員) ソレデ宜イ様タ

(南部委員) 私ハ何所迄モ一徹ニ「貸借」デヤツタ方カ宜イ

(西委員) 行ケルトシテ、然ウシタラ宜イ

(村田委員) 一、二、三ガ違フト困リマスカラネ

(松岡委員) 名調ト動調ノ違ヒカアレバ構ハヌ

(栗塚報告委員) 「遺囑ヲ以テシタ場合ニ、受贈者ハ約束スヘシ  
 貸借ヲ約シタ場合モ右ト同シ」クトシテハ

(南部委員) 末項要シタル場合ハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 「貸借權ノ要約ノ場合ニ於テ」ハトシマス

(松岡委員) 兩方デナケレバ出来マセン

(鶴田委員) 貸借權ヲ自分ノ子ニ贈與シタルトキハ

(清岡委員) 惣領ヘ贈與シテ、弟ヘ貸セト云フト、貸貸、弟ヘ借  
 リルト云フ權ヲ與ヘタトキハ貸借ニナル

(鶴田委員) 受贈者ハ弟テシヨウ

(渡委員) 動調ガ書キ分ケラレサヘスレバ宜イ

(西委員) ソレハ宜イ

(委員長) ソンナレバ然ウヤツテ見様

(南部委員) スルト廿一條ハ「貸借物」ト云フト名調ダカラ

(栗塚報告委員) アレハ「貸借サレタル物」トナリマス

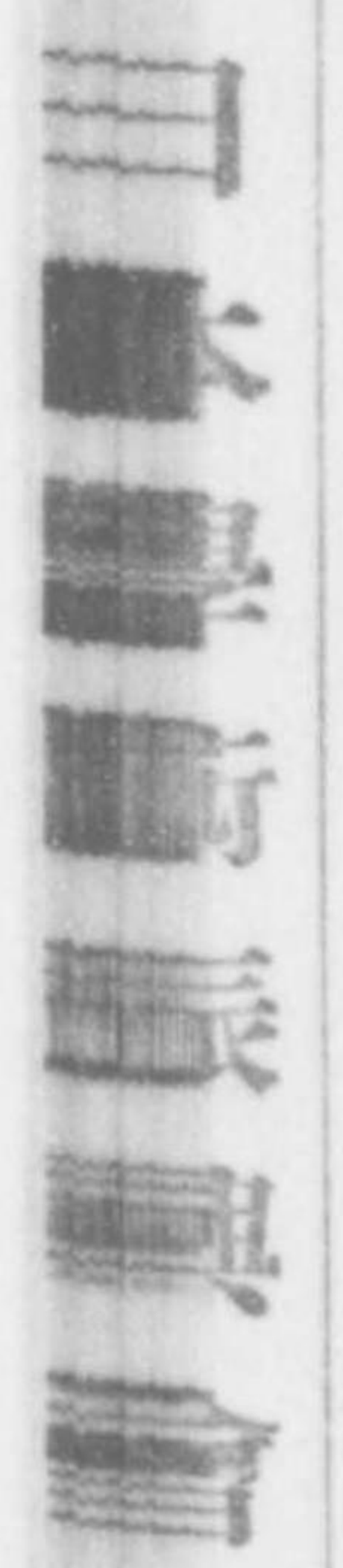
(鶴田委員) 「貸借物」デ宜イカ

(栗塚報告委員) 何方デモ宜イ、先へ行タト「貸借物」ト云フ、  
 六百二十七條ヲ御覽下サイ

(委員長) 尙ホ翻譯局ト相談シテ

(栗塚報告委員) ヘイ

(委員長) 宜ケレバ先へ行キマセウ





第六百二十五條 物ノ質借契約ハ有償ノ名義ニシテ且雙務ナル契約ノ總則ニ從フ但後ニ揭ケタル變例ハ此限ニ在ラス

(栗塚報告委員) 之モ「質借契約ハ」云々ト致シマス

(委員長) 宜ケレバ先ヘ行キマセウ

第六百二十六條 朗讀ス

第六百二十六條 他人ノ物ノ法律上又ハ裁判上ノ管理者ハ其物ヲ質貸スルコトヲ得

然レトモ管理者時期ニ付キ特別ナル委任ヲ受ケスシテ承諾シタル質貸ハ左ノ時期ヲ超過スルコトヲ得ス

獸畜又ハ其他ノ移動物體ニ付テハ二年

居宅、店舗又ハ其他ノ建築物ニ付テハ五年

耕地、森林、池石坑又ハ土地ノ其他ノ部分ニ付テハ十年(第一千四百二十九條第一千四百三十條及ヒ第一千七百十八條)

(栗塚報告委員) 一項ト二項ト別項ヲ御座イマセン様ニナツタカラ左様御承知下サイ、又此處モ「質借ハ」デ御座イマス、五年二年トアルハ「ケ」ノ字ヲ入レテ「五ケ年」「二ケ年」ト致シマス

(南都委員) 之ハ修正ガアリマス、年限ニハ論モアリマシタカ、中間ヲ取テ、二年、五年、十年トナツテ居リマシタカ、二年ハ宜イガ、跡ハ「三年」「五年」、トスル積リデアリマス、十年ヲ三年ニスルト、短縮シ過キテ餘リ短クテ其質ヲ充分ニ得ルコトガ出來ナイ

(栗塚報告委員) 短イガ宜イト云フ報告委員ノ論デ御座イマス

(鶴田委員) 十年ハ長過ル

(委員長) 我輩ガ借人ニナツテ見ルト、短イノハ嫌厭ダネ

(村田委員) 一方ノ所有者カラ云フト、長イノハ何ウモ宜クナイ



(栗塚報告委員) 之ハ報告委員中デ論シマシテ都合好ク、「二年」「三年」「五年」ト極メタノデ、所チモウ一應ト云フノデ「一年」「二年」「三年」トナツタノデアリマス

(村田委員) 佛蘭西ハ九年トアリマス

(南部委員) 五年デ宜イ

(鶴田委員) 五年デ宜カロウ

(尾崎委員) 五年デ宜カロウ

(南部委員) 賃借權ハ三年迄ノ權デ、併シナカラ日本ノ水小作杯ハ二十年以上デ永借權ハ二十年以上トシテ、以下賃借權トスル積リデ、採用ニナルカ否ヤハ分リマセンガ、其權衡デ申シテモ、十年デハ半分ニナリマスカラ長過ル

(委員長) 約定サヘアレバ續クダロウガ、減ルカラネ、千圓ノモノチ五百圓デナケレバト云フト面側ダ

(村田委員) 併シ權デヤルノダカラ、人ノ物チ永クヤルハ宜クナ

イ

(委員長) 管理中財産ヲ殖ヤシテヤルトカ云フ者ガアル、然ウ云フトヤ何モナクシテ預ケ様トシテモ、預リ人ガナイ、貸ソウト云テモ、借人ガナイ其中財産ハ自然廢滅ニ至ルコトハ出來マセンカ  
(南部委員) 私ハ最初二年ニシテ、田、畑、家ノ賃借ハ二年位デ大概短イトハ思ヒマセン、二年位ノ借人ハ澤山アリマス、其他ハ五年デ澤山デ賃借ハ用方ニ因テ、畑ヲ變シタリスルコトハ出來マセンナラ、五年デ宜カロウト思ヒマス  
(村田委員) 第一佛蘭西デ云ヘバ、二年ガ五年ニナルカラ、ソレカラシテ大變不權衡デス

(委員長) 町家ハ二年デ返ヘルトシタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 「二年」「三年」「七年」トナスツテハ如何デ



ス

(村田委員) 「二年」「三年」「五年」ヲ宜サソウニ思フ

(西委員) 二年立テハ否ト云ヘル

(南部委員) 私ノ考ヘテハ家ハ三年デアリマス

(村田委員) 佛蘭西ハ二年デス

(渡委員) 何レモ利弊ハアルガ「一年」「三年」「五年」位ガ宜

サソウデス

(松岡委員) 宜イダシヨウ、其説ニ従ヒマシヨウ

(尾崎委員) ソレハ宜カロウ

(委員長) 今借リテ先キ二年経ツト、ソレカラ先キハ裁判所へ出

ラレナイトナツタラ何ウカ

(尾崎委員) 「二年」「三年」「五年」トシ様カ

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ノ註ニモ、動産ヨリ家ハ長ク

民財一ノ二〇

家ヨリ土地ハ長クシテアル、何セナレバ土地ハ改良ニモ費用ヲ要シ、収入ヲ得ルニハ爲ノニ資本ヲ是非費シテ事業ヲシナケレバナラヌ、又長クトモ殊ニ依ルト、収益力起ラヌカラト云フ理窟モアツテ、何モ十年ト限ツテハ居リマセン

(委員長) 五年ト云フト、物ニ適當シテ、五年位ガ恰度宜イノデ

(尾崎委員) 動産ハ二年ナレバ宜イ

(村田委員) 動産ハ一年デ宜イ

(西委員) 「二年」「三年」「五年」デ宜イ

(尾崎委員) 「二年」「三年」「五年」ハ宜サソウダ

(清岡委員) 二年、三年ノ間大變隔ツテ居ルカ

(村田委員) 「二年」「三年」「五年」ニシヨウ

(栗塚報告委員) 「一年」「三年」「六年」トシテハ何ウカ

(尾崎委員) 「二年」「三年」「五年」ガ多數デス



(委員長) 是レテ食事ニシマス

午時正午十二時喫飯ノ爲ノ休憩

午後第一時二十分開會

(栗塚報告委員) 委員長ハ御留守デモ御初ノ下スツテ宜シイ

(清岡委員) 「石坑」ト云フト石許リデセウカ

(栗塚報告委員) 「池沼」ト改ノマシヨウカ

(渡委員) 宜ウ御座イマシヨウ

(清岡委員) 砥石杯ハ坑法ニ入レテハ

(栗塚報告委員) 砥石ハ通常玉ノ類ヘ通入ルノデス

(松岡委員) 例ニ舉ケルノデスカラ削ツテ宜イ

(鶴田委員) 宜イテシヨウ

第六百二十七條朗讀ス

第六百二十七條 管理者ハ前條ニ載セタル質賃物ノ區別ニ從ヒ前

期ノ滿了前三個月六個月又ハ一箇年内ニアラサレハ同一ノ時期ヲ

以テ質賃ヲ更新スルコトヲ得ス(同上)

然レトモ前ノ更新ハ管理者ノ委任ノ止ムニ臨ミ新期ノ始マリシト

キハ無効ナラス(第千四百三十條)

(栗塚報告委員) 之モ「質賃借物」トシテ同シニ致シマス

(南部委員) 此處ニハ修正ガアリマス

(栗塚報告委員) 前ノ旨意ニスルト「二ヶ月」「三ヶ月」「六ヶ

月」ニナル

(松岡委員) ソレハ其通りニシナケレバ差支ル

(村田委員) 併シ之ハ斯ウマツテ置テモ差支ハナイ

(栗塚報告委員) 少し違ヒハアリマス

(南部委員) 元トガ短クナツタカラ短クシテモ宜イ

(村田委員) 二ヶ月、三ヶ月、五ヶ月位デ宜クハナイカ



(清岡委員) 原案ヲ宜イ

(南部委員) 三ヶ月四ヶ月六ヶ月ヲ本統ダ

(松岡委員) 二ヶ月三ヶ月六ヶ月ガ宜カロウ

(鶴田委員) 何ウデス變リマシタカ

(栗塚報告委員) 二ヶ月三ヶ月六ヶ月デハ如何デス

(鶴田委員) 宜イデシヨウ

(南部委員) 畢竟二ヶ月トスルノハ、前ノ二ケ年チ一ケ年ニ直シ

タカラニヶ月トシタノデシヨウ

(栗塚報告委員) コソナニ長クモ及ハヌデヤナイカト云フノデ、

二ヶ月、三ヶ月、六ヶ月トシテハ何ウデスカ

(村田委員) 宜サソウナモノデハアリマセンカ

(松岡委員) 宜サソウダ

(南部委員) 三ヶ月四ヶ月六ヶ月ガ當然デシヨウ

民附一下ノ二二二

(栗塚報告委員) 前ノガ二年ダカラ、之ハ三ヶ月、五年ノハ六ケ

月ト云フ考ヘハ存外ナルモノチハアリマセン

(南部委員) 區別チ付ケルノハ、オカシイデヤナイカ

(栗塚報告委員) 三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月デモ宜サソウテスガ、

何ウデスカ

(鶴田委員) 宜カロウ

(栗塚報告委員) 末ダ修正ガアリマシタロウ

(南部委員) 期前チ「右ノ期ニ先立チテ」ト直シマシタ

(栗塚報告委員) 「更新」ハ如何デス

(鶴田委員) 分リ悪イネ

(松岡委員) 私ハ矢張り「期前」ノ方ガ宜クハナイカト思ヒマス

(村田委員) 「期限前ノ更新」トシタラ宜カロウ

(南部委員) 三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月ノ前デスヨ



(村田委員) ケレトモ矢張り期限ダ

(鶴田委員) 右ノ期ト云フハ即チ三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月ヲ云フ

ノデアリマス

(松岡委員) 然ウスルト六ヶ月、四ヶ月、三ヶ月ノ前ニ、更新ス

ルチ、ソレヨリ前ニモセラル、トナリマシヨウ

(栗塚報告委員) 前ニハ出来マセン、若シシタトキニハ此處ヲ云

タラ無効ニナラヌゾト云フテス

(鶴田委員) 分ルコトハ分ルガ、妙ナコトダネ

(松岡委員) 「止ムニ臨ム」ト云フハ

(栗塚報告委員) 「止ムノ年」ト云ヘレバ宜イ

(松岡委員) 三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月前ニナツタラ宜イト云フ意

味デアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

民財一ノ二二三

(松岡委員) 「止ムニ臨ム」ト云フハ三ヶ月ヨリ前ニヤル

(栗塚報告委員) 「止ム時ニ」トシテハ何ウテスカ、元來「右之

期ニ先立チテ」ト云テ居ル、併シナカラ更新シタトキハ更新ハ無

効方ナレバ、無効ニハナラヌ、斯ク々々ニナツタラ無効ニナラヌ

ト云フノデス

(尾崎委員) 無効ニセヌ理由ハ

(栗塚報告委員) 何セナレバ期限ガ初マツテ居ルカラデス

(松岡委員) 三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月ノ區別ハアルガ、ソレヨリ

モウ一ツ前ニヤツタラ行ケナイ、ケレトモ立テル場合ハ管理ノ委

任ガ三ヶ月、又ハ四ヶ月、六ヶ月ノ末ニナツテ止ム時ナレバ、其

時分更ラニ契約ガ出来タモノト看做サル、カラ、無効ニシナイト

云フ意味デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス



（尾崎委員） 何ウモ分り悪イ、或ハ三ヶ月或ハ六ヶ月、迄テナケレバ、新規更新契約ハナラヌ、ソレヨリ末タ前ニシタ契約ハ、即チ管理者ノ委任ノ止ム場合ニ、即チ第二ノ更新契約ノ初マツタ折ハ無効ニハナラヌ

（栗塚報告委員） 左様デ、前ノ期限内デナケレバ行カヌノデ、併シ續イテ來テ、三月ニモ、四月ニモ、六月ニモアリ、更新後ニモ約束スルカラ、構ハヌト云フ積リデ、アリマス

（松岡委員） 餘程分り悪イ問題ダ、一例ヲ舉ケルト、五年ノ賃貸契約デハ更新テナスヘキモノナルニ、一ヶ年前ニ更新シタ、此場合ニハ期限ノ終ル六ヶ月前ニ至ル迄、管理權ノ存在スルモノナレバ、定期ニ至リ、更新チ爲シタルモノト看做シ、矢張り契約ハ有効ナレトモ、若シ六ヶ月前ニ管理權ノ終ル場合ニ、一ヶ月前ニ更新チ爲シタルトキハ無効ノ契約デアリマス

（清岡委員） 明諭々々

（委員長） 新規ニ初ノルニハ、十二月三十日ニ委任權ガ終リ、十二月三十日ニ初ノタラ無効デナイ様ニ見ヘルカラ、モウ少シ變ヘタラ宜イカモ知レヌ

（松岡委員） 六月ノ期限ハ廣ク見込メハ宜イ

（委員長） 新規ニ初ノル後チトアレバ、十二月三十一日ニ止ムケレトモ、二十五日ニ初ノタラ無効デナイトシテハ

（尾崎委員） ソレナレバ明瞭デス

（委員長） 何トカ「時」トカ云フ字チ入レテハ

（栗塚報告委員） 「止ム年」トシテハ如何デス

（清岡委員） 三月、六月デアリマシヨウ其期限内デナケレバナラヌカラ、其期限内ニ於テ、新規ニ初マツテ、委任權モ其時ニ解ケルト見ヘルト宜イガ、新規六月ニナツテカラハ何ウカ見ヘナイカ



ラ困ルノデ

(村田委員) 能ク讀メバ分ル

(清岡委員) 分ラヌダ

(鶴田委員) 前ニシテモ、前ノハ濟ンテカラ初メルノデ

(松岡委員) 一ヶ年前更新シテ、此場合ニハ更新ノ定期、即チ期限ノ終ル六月前ニ至ルマデ、管理權ノ存在スルナレバト云フノダカラ

(村田委員) 期限前ニ初マラヌト云フコトハナイ、管理者ハ期限前六ヶ月ノ前ニハ出來マセン、若シ前ニヤレバ規則ヲ侵スヤツダケレトモ、委任ノ了終、管理者ノ委任ノ止ムノハ、幼年者ガ例ヘバ丁年ニナル、其止ム時分ニハ取消シテ吳レト云テ來ルカモ知レヌ、云々所ガ後チノ期限ヲ約束シテ、六月カラ初メタラ、有効ニスルト云フノタカラ分ルテハアリマセンカ

民財一ノ二二五

(栗塚報告委員) 新規ニ初メルト云フハ御承知デ御座イマシヨウ

カ

(委員長) 委任ノ前トカ、新規トカ云タラ確カニ思ハル、

(松岡委員) 五年前ノ期限デスネ、此ニ又五年ヲ約シタモノト看テ、後ト五年ノ來ル六ヶ月前デナケレバナラヌ、ソレチ前ニ戻テ一年後ニシタ、ソコデ四年目位デ、管理權ハ終タラ約ハ無効ト、六ヶ月以内ニ管理ガ止ムト、後ノ管理ハ有効デアロウ

(委員長) 然ウ云フコトダロウ

(松岡委員) 「委任ノ止ム」トシテモ「時」トシテ宜イ

(栗塚報告委員) 時チ尙ホ明瞭ニシマスニハ日限デシタラ能ク分リマシヨウ、併時期ハ二年、三年、五年ト申セバ、例ヘバ今日ト看マシヨウ、今日ハ十二月廿六日前ニ極メタ期限ガ來テ、更新スレバ宜イガ、今年ノ一月更新チャツタラソレハ無効ゾヨ、併シナ



カラ管理者が今日カラ後ト三月カ、四月カ、六月カ、管理者ノ權  
 ガアル然ウスレバ一月ヤツタノハ、無効デナイゾヨ、管理ノ委任  
 カ止ムノハ來年ノ二月テモ構ハヌ、今年一月ニシタ更新ハ無効ニ  
 ナラヌ何セナレバ管理者更新ノ權ノ止ムノハ今日デナイカラ  
 (鶴田委員) 分テハ届ル、今日止ムガ今日初マツタノダ  
 (栗塚報告委員) 來年ノ二月ニ止ム、併シ止ムトキ新規ニ初マツ  
 テ來テ届ルノデス  
 (鶴田委員) 管理者ノ委任ガ止マサル内ニ、新時期ガ初マツタト  
 云フノデシヨウ  
 (栗塚報告委員) 左様デ「管理者ノ委任末タ止マサルトキ、更ニ  
 新時期ノ初マリシトキ」トスレハ宜イ  
 (鶴田委員) 左様  
 (清岡委員) ソレハ宜イネ

民財一ノ二一六

(村田委員) 此ノ十二月前ニ、五年ガ、消ヘテ仕舞フト  
 (南都委員) 前時期ノ五年ヲ済マシテ又初マルノタカラ  
 (松岡委員) 「ボアソナード」ノ此ノ註解ト違ヘバ仕方ガナイガ  
 註解ノ通りニスレハ私ノ書イタ通りニナル  
 (鶴田委員) 「管理者ノ委任ノ止マサル前ニ、時期ノ始マリタル  
 場合」トシテハ何ウカ  
 (清岡委員) 然ウナレバ至極宜イ  
 (栗塚報告委員) ソレナレバ然ウシマシヨウガ「已ニ前時期ノ始  
 マリタルトキ」ハデハ何ウテスカ  
 (松岡委員) 宜イ  
 (委員長) ソレナレバ時ハ書カナクツテモ、宜イ止マサルト云フ  
 ガ、一番必要ダガ「止ムニ臨ミ已ニ新時期」テモ宜イ  
 (鶴田委員) 「臨ミ」ハ悪イ



(清岡委員) 「止ム前已ニ」ガ宜イ

(南部委員) 「已ニ」ハイラヌデセウ

(栗塚報告委員) 「止ム前已ニ」カ宜シイ

(渡委員) 宜イ

(委員長) 宜ケレバ先へ行キマセウ

第六百二十八條朗讀ス

第六百二十八條 他人ノ物ノ管理者ハ果實ノ一分ヲ貸賃トナシ即

チ分收小作ニテ貸賃ヲ爲スコトヲ得

又他人ノ物ノ管理者ハ土地ノ產物ノ定量ヲ要約スルコトヲ得但

賃借人好ムニ於テハ地方ノ時價ニ從ヒ全部又ハ一分ヲ金錢ニテ

辨濟スルコトヲ得

(南部委員) 之ハ修正ガアリマス、一項、二項、チ一緒ニシタノ

ハ理由書ニモアリマス通り、但書ハ分テ居ルカ、加ヘテ分ラヌ様

ニナルカラ、矢張り一緒ニシテ但書ニシテモ分ルト云フノテス

(尾崎委員) 修正ガ宜イ

(松岡委員) 「好ムニ於テ」ハ宜イガ、契約シテ置テモ借人ハ勝

手次第ニ出來ルト云フノカ

(南部委員) 之カ當リ前ト云フノデ、賃借人ハヤルト云フ、賃賃

人ノ好ムコトハ出來マセン、私ハ不同意デアツタ

(松岡委員) 約束ハ出來ルケレトモ、賃借人ハ勝手ノコトガ出來

ルト云フハ何ウ云フモノカ

(南部委員) 初ノニハ約束デナイ、總チ分收管理者ハ分收小作ニ

因テ出來ル、好ムニ於テハ賃借人ハ金錢ニテ返スコトヲ得ト云フ

ノハ、賃借人ノ權利デ云フトキハ、賃賃人ハ何トモ云ヘナイ意味

ヲ含ンデ居ルノデアリマス

(松岡委員) ソレハ他人ノ管理者ノ契約ニ限ルダロウ、所有者ト



ノ契約ヲハ、金デヤルト云フ權利ハ當然付イテ廻ハルノカ

(南部委員) 然ウダロウ

(尾崎委員) ソレハオカシイネ

(松岡委員) 他人ノ管理ハ金錢デスルノガ原則ダケレトモ、土地ノ模様ニ因テハ、成リ物ヲ以テ取ルノ便益ガナイトモ云ヘヌカラ矢張り出來物、即チ生産物ヲ以テ約束モ出來ルトシテハ

(栗塚報告委員) 舊ノ案ハ總テ金デヤラセルトシタ、然ウスルト日本デハ然ウハ行カヌト云フ説ガ出タノデ、半分金、半分物成リト云タ、所ガ今度ハソレヲ止メテ残ラズ物デヤツテ宜イト換ヘテ來マシタ、併シ反對シテ賃借人ノ方カラ好ノハ、金デモ宜イ、賃人ノ方カラハ云フコトハ出來マセン

(南部委員) ソレハ不都合ト思フ

(栗塚報告委員) 日本テハ金テ納ムル例タソウデ

(松岡委員) 近頃金小作モ出タガ、米ガ原則ダ

(栗塚報告委員) 日本ノ意ヲ汲ミ取テ變ヘタノデス

(南部委員) 何方デモ宜イト云フナレバ宜イカ

(栗塚報告委員) 賃借人ハ米デ納メテモ、金デ納メテモ宜イガ、併シ小作人ノ迷惑シナイ様ニ、金デ納メルト云フトキニハ、賃人ハ苦情ハ云ヘヌゾト云フノデス

(清岡委員) 賃借人ガ「私ハ金デ納メ度イ」ト云ヘバ、仕方ガナイカ

(栗塚報告委員) 左様デ、ソレガ當リ前ト云フノデ、金デ納メル賣ガアリマセント、穀物デス

(清岡委員) 然ウデナイ

(栗塚報告委員) 元トハ半分金、半分ハ品物デ、納メテモ宜イノヲ改メテ來タガ、何ゼ改メタカ、其旨意ハ恰度日本デハ、此ノ通



リデアアルカラ變へタラシイカラ、注意マデ申スノデス

(清岡委員) 初ノ契約通りニ行クナレバ宜イガ若シ賃借人ガ好ム  
場合ニハ何時モ金銀デ納ノルコトガ出來ルトスレバ賃人ハ米ヲ以  
テト行ツテモ、今年ハ米ガ騰貴スルト思へバ、金ヲ以テ來ルトス  
ルト、丸ルデ賃借人ハ勝手次第ニヤルカラ、米ヲ取り度クモ昂ル  
ト云フ勢ヒノ時分ニハ、地主ハ米ハ取レヌ様ニナル

(尾崎委員) ソレハ甚ダ不都合デス

(松岡委員) 此條ヲ設ケラレタ必要ハ何ウカ

(委員長) 合意ナレバ宜イカ

(清岡委員) 最初カラ契約スレバ宜イ

(松岡委員) 私ハ本條ハ削除説ヲ出シタイ

(尾崎委員) 私ハ修正案ガ宜イト思フ

(松岡委員) 何ノ爲ノニ分收スルカト云へバ、定メテ起案者ハ他

人ノ物ヲ管理スルニハ、手ノ掛ラヌ、金デ取ルカ宜イト云フ、考  
へマデシカアリマスマイ

(栗塚報告委員) 六百二十八條ノ註ヲ見タ丈ケデ、皆意ヲ申スガ  
此處デハ賃借ト云フモノハ、初ノ當リ前チ云フト、金チ極メテ幾  
ラ賃チ取テ、何ウ云フ物チ賃スト云フ約束スルガ當リ前ダケレト  
モ、極メズニ今年物成リガ出來タラ幾ラヤルト、物成リデ極メ  
ガアリ、分收契約、出來榮デ行クト、當リ前土地ノ賃借ナレバ、  
大概田地一石ニ付キ、米何俵ト云フコトハ云ハヌコトモアル、且  
出來高ハ良イカ、悪イカ知レヌガ、若シヤ二反ノ田地ヲ賃シテ十  
俵獲レバ、三俵ヤルトカ、五俵ヤルトカ、出來榮へニ因テ、收獲  
チ分ケルトノ約束デ、借賃チ極メズニヤル、初ノハ米デヤルト極  
メ、石高チ極メ、俵デ極メテモ、其時ノ相場デ、金ニシテ來ルモ  
差支ナイゾヨト云フノダカラ、之ヲ御制リニナラヌデモ宜イ



(南部委員) 制ラヌデモ宜イガ、但書ハ不當ト思フ

(松岡委員) 少数ラシイケレトモ、私ノ申スノハ元來思想ガ違ツテ居ル、凡ソ日本デ貸借スルニ、動産不動産ガ一番多イガ、何方多イカ、地所ノ貸借ガ多イ、工作物ノコトヲ云ヘバ此地面ナレバ米何儀、麥何程ト極マツテ居ル、九分九厘ト云テ宜イ位デ、ソレヲ起案者ハ何ウ云フ譯デ注意スルカナレバ、所有者ナレバ何ヲ取テモ宜イ、管理者ハ麥ヤ、綿ヤ、米ヲ取テ、ソレヲ賣ツタリスルハ面倒ガ起ルカラト云フノダ

(栗塚報告委員) ソレハ二項デ御座イマス

(松岡委員) 分收小作モ、定期小作モ、區別ハナイ起案者ハ保存シタリスル困難ガアルト思フカラ、然ウ云フ原則トシテ、他人ノ物ノ管理者ハ金銀ノ外約束ハ許サヌ精神ダ、併シナカラ俗ニ所謂家賃ト云ヘバ、金銀デ極ノルガ普通デ、家賃ヲ米デ取レト云フハ

民財一下ノ二二〇

減多ニナシ、又地所ヲ貸スニ管理者ニ斯ウ云フコトヲシナケレバナラヌト云フ必要ハアリマスマイト思ヒマス

(南部委員) 此一項、二項ノ區別ハ文字ノ上テハ分テ居ルガ一項ハ果實ノ幾分、二項上リ高デ區別スルノデ二項トモ管理者ガ出來ルカ、出來ヌカト云フコトヲ書イテ置カナケレバ、見ルヘキモノハアリマスマイ、況ンヤ土地ノ上リ高ヲ以テ貸賃トスルハ、一種ノモノダカラ、唯賃賃ノコトハ管理者ハ是レ々々スルコトガ出來ルト云テモ、ソレ丈ケデ十分トハ云ヘヌカラ、六百二十八條ハ但書ヲ以テ、若シ賃借人ガ好ンダトキハ金ヲ以テ出來ルトシタラ但書ノ爲ノノ修正デハアリマセン

(松岡委員) 管理者ハ全權ノナイモノダケレトモ是レ丈ケハ許スト云フノハ餘計ナコトダ

(南部委員) 賃借人ノ好ンダトキハ、金デモ宜イト云フノデス



(村田委員) 賃借料ヲ據ケタモノデ、當リ前金テ宜イガ、斯ウ云フ小作ハヤツテモ宜イト云フノデセウ

(南部委員) 金デヤツテ宜ノハ、但書デス

(村田委員) 賃貸ハ金デヤルノガ原則デアリマス、初ノニモ金銭又ハ有價物ト云タノダカラ金銭デヤルノガ原則デアリマス

(南部委員) 然ウナレバ但書ハ入ラヌノデス

(村田委員) 但書ハ必要デアリマス、之ガナイト原則ニ背クノデス

(南部委員) 原則ト云フモノハ何カナレバ、自分ガ所有シテ居ル本人チ云フ、管理者ノ方チ極メタモノデアリアリマセン、六百二十條ガナケレバ、管理者ハ賃貸ハ出來マセンカモ知レヌ、六百二十六條デ管理者ガ出來ルトシテ、六百二十八條デ、併シ斯ウ云フコトデモ出來ルト云フノデス

民財一ノ二二二

(清岡委員) 初メノ如クシテ、一得ズレトナレバ宜イ

(尾崎委員) 然ウデナイ

(栗塚報告委員) 分收小作ガ出來ルト云フノデ面白イノデス

(鶴田委員) 分收小作ハ面白イガ、併シナカラ他人ノ管理者ニハ限ラヌ、所有物デモ出來ル、他人ノ管理者ナレバ出來ル出來ヌカモウ一ツ分ケナケレバナラヌ

(尾崎委員) 本人ナレバ何デモ宜イ、小作ハ出來ルケレトモ、管理人ダト保存シテ置カナケレバナラヌ、賣拂ノ出來ヌモノチ、取ラレテハ困ル、賣拂フコトノ出來ルモノチ取レト云フコトハ、本人ナラ自分ノ好キニ出來ルガ、管理者ハ定量ノモノデナケレバ出來ヌト云フコトデアリマス

(栗塚報告委員) 當リ前ノ人ハ出來ヌト思フダロウガ出來ルノダゾヨト云フノデス



（清岡委員）「得ル」ト云フコトガアルカラ、所有者ト同ジテ、六百二十六條ニ「得ル」トアル以上ハ、何テモ出來ルケレトモ、自分ノ物トハ違ヒ、管理者ハ是レ々々ハ出來マセント云フナレバ宜イ

（松岡委員）何ウモ之ハ二十六條デ、全權ヲ與ヘテ居ルニ「得ル」ト云フハオカシナ文章ダ

（村田委員）ソシテ前ノガ宜イ

（松岡委員）前ノハ懸イ、日本ノ事實ニ違ハヌ、先ヅ此儘ナレバ不要ノ條ダ

（清岡委員）二十六條ガアルトオカシイ

（南部委員）但書カラ後ハ削ル論ダガ、全案ハ置テ宜イ

（橋田委員）所有者ハ出來ヌカト、一寸思ハル、

（栗塚報告委員）當リ前ノ人ハ分收小作ガ出來ルゾヨ、管理者モ

出來ルゾヨト云フノデス

（松岡委員）誰カ出來ヌト思フノハオカシイ

（村田委員）金ハ無論ト云フノデシヨウ

（栗塚報告委員）然ウデス

（村田委員）ソレハオカシイ

（南部委員）日本ハ米ダト云フノデ止メタノデス

（松岡委員）出來ヌト云フノハオカシイネ

（南部委員）契約ナレバ出來ヌコトハナイ

（栗塚報告委員）金ハ無論ダガ、外ニ斯ウ云フコトモ出來ルゾヨト云フノデス

（松岡委員）「得ル」ト前ニ許シテアルノデハナイカ

（栗塚報告委員）本條ノアル所以ハ何カ得ルトシテ仕舞ツタカラ必要ハナイト云フ、ソレハ一言モナイノダ



(南部委員) 害ガナイカラ、原案ニ復スル丈ケハ復シテ宜クハナイカ  
イカ

(委員長) 「他人ノ物ノ管理者」ト云フ字ヲ削ツテハ何ウカ  
(村田委員) ソレガ一番デス

(清岡委員) 田地、畑、耕地ニ付テ出來ルト云テ居ルカラ、差支  
ナイガ、例ヘバ家ヲ貸シテ米ヲ以テ來ルコトハ出來マセンカ

(栗塚報告委員) 成程六百二十八條デハ構ヒマセン

(村田委員) モウ一ツ疑ヒガアル、元トノ精神デハ、金額又ハ有  
價物ハ、米穀類ヲヤリ、其外ノ物ハナイト思テ居タガ、有價物ト  
シタカラ、種々ナモノガ通入ルカラ、元トノ案デ見ルト、金額ノ  
外ハ出來マセン、若シ有價物ト云ヘバ何モ備モ通入ルカラ、種ニ  
ナイ、元トノ精神ニ背クダロウト思フ

(鶴田委員) ナイ方ガ宜イ

(清岡委員) 元トノガ宜イ

(栗塚報告委員) 私ハ起業者ガ金銀ノ外有價物ハ一體出來又位ニ  
思タカラ、分收小作ハ逆モ出來ヌト思タカラ、果實ノ幾分ヲ分收  
小作デ、賃賃カ出來ル、又ハ出來ヌト極ノテモ出來ルゾヨ、併シ  
賃賃人ガ金デト云フト、金デモ出來ルノダカラ差支ナイダロウ

(委員長) 之ハ尙ホ報告委員デ調べテハ何ウカ

(南部委員) 他人ノ物ノ管理者ハ金銀外ノ有價物ヲ賃賃スルコト  
ハ出來マセン、然レトモ米其他穀物、栽培地ニ付テハ出來ルト云  
フノデ

(委員長) 最初ノ項ニ他人ノ物ノ管理者ハ金銀ノ外有價物ハ賃賃  
スルコトハ出來ヌ、併シナカラ是レ丈ケハ出來ルト云フコトナレ  
バ宜イガ、左モナイト分ラヌ

(南部委員) 之ハ原案ニ依ルカ、修正案ニ依ルカデス



(委員長) 私ノ考ヘデハ舊案ノ一項丈ケチ採テ、此ノ案ニ付ケテ  
「他人ノ物ノ管理者ハ果實ノ幾分チ貸賃トシテ得ル然レトモ」ト  
テモ云タラ、文章ノ體裁モ宜シイト思フ

(清岡委員) ソレナレバ譯ハ分ル、之テハ分ラヌ

(村田委員) 之ハモウ一週考ヘテ貰チウ

(南部委員) 考ヘテ出ヌモ宜イガ、大體丈ケハ決シナケレバナラ

又

(編田委員) 先ツ私共ハ置カヌ、併シモウ一週報告委員デ考ヘテ  
置クコトニナルカモ知レヌカラ

(南部委員) 之テ相當ト思フガ、若シ不當ト云フナレバ削ルガ、  
削ラヌニ於テハ案ヲ提出ニナルカラシテ極メ度イ

(委員長) 報告委員デハオカシクナイカ

(南部委員) 置クモ害ハナイノデ、舊案ハ「ボアソナード」ガ體

民財一下ノ二二四

メタノデスカラ

(委員長) 止ノテモ、却テ之ガアルト、外ノコトノ貸借外ノモノ  
ハ金ト品物トスル貸借ハ出來ヌト云フコトニ、裏カラ見ヘハセヌ  
カト思フ

(南部委員) ソレハ前ニ「貸賃スルコトヲ得」トアリマスカラ分  
ツテ居ル

(委員長) 黙ツテ居レバ行ケレト、然ウシテ復タ再ビ「得」ト云  
フト、裏カラハ得ナイト見ヘル

(南部委員) 貸賃ハ出來ルト、分收小作許リニ限ツタコトハアリ  
マセン

(委員長) 前ニモアルガ、總テ二十六條ノ場合ノ契約デモ、所有  
者同様出來ル内カラ、分收小作モ出來ルト云フト、此外ハ出來ヌ  
ト云フ様ニナル



(南部委員) 分收人ハ產物ノ定量モ一種ノモノダカラ、管理者ハ或ハ出來マスマイカト云フ疑ヒヲ消ス爲メニナル

(委員長) 却テ人カラハ外ノコトハ出來ヌト云フ、疑ヒヲ生ズル害ガ出ルカラ

(南部委員) 然ウ見ルノハ見様デス

(委員長) 管理者許リハ然ウシタラ、所有者モ行キソウナモノダ

(南部委員) ソレハ所有者ハ自分ノ物デアリマスカラ、何ウニデモ出來ル、賃借者ハ制限サレテ居ルカラ、同様ニハ出來マセン

(松岡委員) ソレハオカシイ

(南部委員) 然ウ云フ御説ナレバ宜イガ、併シナカラ又入レテ來テモ無駄ヂヤト云フ様ニナツテハ、困ルカラ御決シニナツテ宜イ

(鶴田委員) 制ルカ宜イ

(松岡委員) 元來「ボアソナー」ガ書イタ意ハ、管理者ノ制限

ガアルト云フ精神カラ書イタノデ、此處デモ日本人カラ突込マレテ間ノ子ノ妙ナモノガ出來タノデ、日本デ不動産ノ賃貸ト云ヘバ出來タモノヲ以テスルハ九分九厘デアル、其他ノモノハ金銀デスルガ、賃貸スルハ年限ニ制限ガアルカラ、之デ宜イト思ヒマス、元トノ案ヲ入レル必要モナイ

(村田委員) 畢竟他ノ物ヲ管理スルハ成丈ケ確實ニシナケレバナラスト云フ旨意デ設ケタノデアルカラ、此ノ條ガナケレバ分ラヌ

(栗塚報告委員) 元トノ案ヲ惹キ起スコトハ御免ヲ蒙リ度イ

(松岡委員) 良クスルト云フナレバ、宜イデセウ

(鶴田委員) 然ウシ様ト云フ人ハ、元トノ案ヲ修正シテ出スガ宜イ、先ツ原案ヲ廢スカ否ヤヲ極メテ

(南部委員) 此條ハ成程悪イトシテモ、舊案トハ五十歩百歩ダカラ、舊案ヲ改正スルコトハ好マシクナイ、況ンヤ「ボアソナー」



ガ削テ出シタノダカラ、元トカラスルコトハ出来マセン

(渡委員) ケレトモ多数ガ嫌ウラシク見ヘル、存廢ヲ決議ニナレバ廢棄ニ陥ルダロウ、ソレヲ心配スル

(南部委員) 以前九條カ十條ヲ修正シテ出シタガ、モウ一應修正シテ出シ、又行カヌト云フ、此時ノコトモアルカラ

(村田委員) 所有者ナレバ何デモ宜イ、他人ノ管理者ハ金錢ノ外ハナラヌト云フノヲ設ケタノダカラ宜イト、思フソレガ今度ノ様ニ何デモ出来ルトナレバ設ケル必要ハナイト云フノデアリマス、置クナレバ舊案ノ如ク制限シタモノヲ置カナケレバナラヌ、左モナケレバ置クニ及ハヌト思フ

(委員長) 私等ノ考ヘモ、村田君ノ云フ旨意ニヤツタラ宜イト思フ

(松岡委員) 左様ナレバ斯ウ願ヒタイ、六百二十八條ハ先刻來多

數ノ賛成者ガアル通り、之ヲ削除シテ、修正ヲ容レルハ賛成ガナイカ知レヌガ、舊案ヲ採ルモ不要デ、如何トナレバ金錢ノ外ハ出来ヌト云テ、後カラ「得ル」トスレバオカシイ、制限ニハ及バヌ二十六條ヲ管理者ハ構ハヌ「賛貸スルヲ得ル」トシタ以上ハ、分ツテ居ル

(渡委員) 南部サンニ御相談致シマスガ、議場ガ錯亂シテ居リ、結果何レニ歸スルカ分リマセンガ、前ニ演ヘラレタ理由モ多々御座イマスガ、姑クノ間一步ヲ讓テ、再考ナスツテハ何ウカ

(南部委員) 大體ガ決シナイト困リマス

(松岡委員) 先ツ私ハ削除説ダ

(渡委員) 何ウデモ削ルト云ヘバ削ルヨリ外ハナイ

(清岡委員) 削テモ宜カロウト思フ、制限カ嚴シ過キル、二年、三年、五年トシタラ、其他ノ制限ハ入ラヌ



(鶴田委員) 宜イ、削ロウ

(委員長) 削除ノ理由ハ何ウカネ、私ガ先刻云ツタ様ナ、他ノモノハスルコトガ得ヌト見ヘルト云フコトヲ削除デスカ

(鶴田委員) 所有者ト同ジ様ニシテ宜イト云フノデ

(委員長) 之ガアレバ審ガアルト云フコトヲ極メナケレバナラヌ

(松岡委員) 六百二十六條ニ制限ガ見ヘテ居ル、所有者ト變ハラ

ヌニ、此處ニ於テ何ノ爲ノニ置タカ、解釋ニ依ツテ、御座イマヌガ、分收小作ハ出來ナカロウト思フカラ、出來ルト云フコトヲ示シタノデ

(委員長) 何ノ審ガアロウカ

(松岡委員) 法律ハ要ノアルコトヲ揚ケナケレバナラヌ

(委員長) 審ガナケレバ置タガ、此處ノ憲法ダカラ

(松岡委員) 日本ニ於テハ制限ヲ付ケ様トシテ、却テ出來ナイ

得ルト云ヘハ、「得ス」ト云フ疑ヒガ起ル

(委員長) 管理者ハ出來ナイト思フダロウ、之ヲ云ヘバ他ノモノ

ハ得ルト云フ二點デスネ

(鶴田委員) 然ウデス、得ルコトヲ得ルト書クニハ及ハヌ

(村田委員) 私ハ前ノ様ニ置タガ宜イト思ヒマス

(松岡委員) 大抵觀モ分ツタカラ、削除ト、舊案ヲ修正シテ審レルカノ二説デ御座イマス

(委員長) 然ウシテ見レバ、村田君ノ修正ノ如クシテ審レルカ否ヤ

(清岡委員) 私ハ同シト云ヘバ同シトシテ實ハ置タ方ガ宜イ、之ハ只今申ス通り制限ハアリマスケレトモ、元ト管理者ハ甚ダ危イモノデアルカラ、充分制限ヲ付ケナケレバナラヌ精神カラ出テ居ルト思フ



(委員長) 出來ルコトハ出來ルト見レバ、總テ出來ルト見テ宜イ  
書キ方サへ良ケレバ良イガ、悪イト感ヒテ生スルカラ

(清岡委員) 村田君ノ云フ如キ修正ヲ拵ヘテ、六百二十八條ヲ削  
ツタ代ハリニ壞ノタ方ガ宜イ、又一體ノ旨意ヲ貫キ、悪イコトハ  
アリマスマイト思フ、併シ此原案ノ如キモノデハ削ラザルヲ得ヌ  
之ヲ削テ代ハリニ、モウ一ツ之ニ補ヒ支ケテ入レテ宜イ

(委員長) 清岡君ハ「賃貸スルヲ得ス」ト云フ旨意ヲ貫クノデス  
カ

(清岡委員) 左様デス

(松岡委員) 「ボアソナード」ノ元トノ案ニモ、但書ガアルノデ  
ス

(委員長) ソレヲ削ルト云フ論ガアルノデ

(栗塚報告委員) 起案者ハ置クノ意ハナイ、他ノ物ノ管理者ハ金

圓外ノ有價物デ賃貸借ヲ得ズトシテアルト思タカラ、削ツタノデ  
(委員長) 之ハ回復シテ、管理者ハ所有者ト違ヒ金圓デナケレバ  
賃貸ハ出來ヌトスルカ、否ヤ、二變トシテ、村田君ノ説ハ何ウカ  
之ハ二番ニナルカラ、先ツ廢スルヤ否ヤヲ極メテ、廢案者ノ説ヲ  
多數ニ問テ行キマセウ

(松岡委員) 私ハ廢案ヲ主張致シマス

(橋田委員) 私モ廢案

(西委員) 私モ廢案

(南部委員) 廢案

(渡委員) 廢案

(渡委員) 先刻南部サンニ相談シテ、決テ採リ度クナイ、姑ク御  
預リテ願ヒ度イト希望シタガ、今之ヲ決シ様トスレバ削ルヨリ外  
ハナイ、併シナカラ削ラズニ置テ、報告委員デ再調査ヲシテハ何



ウカ、置クトナレバ此備デハ行カヌコトハ報告委員モ見ラル、所  
ハ又之ヲ議場ノ多数ガ行カヌトナル以上ハ、決スレバ廢案ニ極マ  
ツテ居ルガ、報告委員モ主張ニナリ、又此處デモ、委員長モ削ル  
ヨリハ、モウ少し書キ直シテ舊案ニアル箇條ヲ、折衷シテ擧キ回  
ハシテ、新案ニアル旨意ト、舊案ノ旨意トヲ調合シテ、モウ一ツ  
拵ヘ直シテト議場ニ望ム人モアルカラ、私ハ姑ク中止ニナルコト  
ヲ希望スルノデ、一ト通り報告委員ニ於テ、再調査セラレテ、議  
場ノ望ム處ノ旨意トヲ採テ、筆ヲ把ラレタナレバ、削ラスニ濟ム  
カモ知レヌ、然ウスレバ私モ削ラス濟マシタイト思フ、諸君ノ望  
マル、所、廢案トハ云ヘ、幾ラカ舊案ヲ折衷シテ置クト云フ傾キ  
ガ見ヘテ居ルカラ、報告委員ヲ望ミマシタガ、然ウナシニ決テ採  
レバ、無論削除ノ考ヘデ御座イマス

(尾崎委員) 之ハ珍ラシイ例ヲ示シタモノデ、分收小作ハ彼多ニ

ナイガ、斯ウ云フコトモ出來ルゾヨト例ヲ示シタノデ害ガナイカ  
ラ、之ヲ置テ後ヲ修正スレバ宜シイ

(委員長) 多数デアリマスカラ、廢案ト致シマシヨウ、仕方ガナ  
イ、實ハ書イテアルカラ何トカ置クト宜イト思フガ

(清岡委員) 私ハ之ガ削除ニナツタカラ、委員長ニ建言致シマス  
ガ、素トヨリ今ノ様ニ決テ採レバ無論廢案ニ同意致シマスヨリ仕  
方ガナイ、廢案ニ起立シタガ、併シ此ノ條ハ丸テ無クシテ仕舞ツ  
テ、七條ヨリ九條ト飛ブ様ナ譯ニスル程ノコトカト云フト、先刻  
來段々論シタ如ク、只此ノ案ガ惡イト云フ丈ケノコトデ、管理者  
ヲ制限スル方カラ案ヲ立ルモ惡イト云フ所ノ論ハ、先ツナイカト  
思テ居ル、管理者モ前條ヲ制限ヲ付ケタニ依テ、本條デハ制限ハ  
更ニ付ケルニ及ハヌト、所有者本人ト同様ニスレバ宜イト云フ論  
ナレバ、仕方ガナイケレトモ、末ダ其處迄ハ私ハ論ガ詰マヌト思



フカラ、幾分カ制限チスル方ノ制限ノ方ヲ直シテ、其内ヨリ管理  
者ノ制限ノ付ク様ニ、モウ一度修正シテ貰イタイガ如何デスカ  
(渡委員) 私モソレハ賛成デアリマス

(清岡委員) 大體制限ノ方ニ修正シタイ、併シナカラ制限ト云テ  
モ無理ニ何モ出来ヌトシテ仕舞ヘバ、原案ノ意ニ背クカラ、此内  
カラ是丈ケハサセルトシテ、眞ノ所有者トハ區別チ付ケテ示シタ  
イ、然ウナツテ來ルト、大元トノ案ニ、稍似タモノニナリマスケ  
レトモ、其案ハ今村田君ノ假リニ案ヲ拵ヘタ譯デ、幾分カ存シテ  
置テ宜イト思ヒマスカラ、之ハドウカ報告委員ニモウ一應詮議シ  
テ、此條ノ治マル様ニ相成コトヲ希望致シマス

(村田委員) 私杯ハ素ヨリ報告委員ニ、モウ一週ヤツテ貰ヒタイ  
(栗塚報告委員) 今ノ旨意デ、金圓外ノ有價物デ、質貸スルコト  
ハ出来ヌトシテ、制限チ付ケルノデスナ

民財一ノ二三〇

(渡委員) 私モ修正ハ賛成デ御座イマスカラ、委員ノ多數ノ同意  
ハアラズトモ、委員長カラ特命チ以テ、今一應報告委員デ再考セ  
ラル、コトヲ御命シニナルコトヲ建白致シマス、今迄モ今日ノ如  
ク潔白ニヤツテ仕舞ツタコトハナイ、大概議場ノ模様デ、報告委  
員デ、再考トナツテ、後チ、行カヌトキハ始メテ制ツタコトハ見  
様ニ考ヘルガ今日此ノ條ノ如キハ本案ノ存廢如何ト云フ決チ採ラ  
ル、ト、大概旨意ガ異ツテモ、取調チ要シタカラ、成ルベク害ノ  
ナイモノハ存シタイ、又是等ハ害アル譯デモナシ、念ガ入り過ギ  
タ譯デ、文章ガ諸君ノ言ハル、如ク「得ル」「得ズ」ト云フニ過  
ギナイ、之ヲ多數デ制ツテ仕舞ヘハ遺憾ニ思フカラ、村田サンノ  
建議チシテ、委員長カラ今一應報告委員デ再考シテ貰ヒ度イ、ソ  
レカ私ノ希望デアリマス

(清岡委員) 私ハ何方デモ宜イガ、特命ト云フハ何ウカ、已ニ廢



案ニ決シテ居ルノダカラ

(渡委員) 廢案ニナツテ決シテ居ルノダカラ特命ヲ願ヒ度イ

(委員長) 先刻私ガ云ツタ様ニシテヤツテ見テハ何ウカト云タガ  
南都サンハ行カヌト云フカラ、片付ケテ仕舞フト云タガ、モウ少  
シ念ヲ入レタラ宜イガ何方ニシテモ效能ハナイ

(南都委員) 元ト「ボアソナード」ノ廢シタ案ヲ幾分力足サナケ  
レバナラヌノハ實ニ辛イノデ、前案ヨリ段々講究シテ出シタ修正  
デ御座イマスカラ

(栗塚報告委員) 之ハ起案者カ讀ツタノデアリマスカラ

(委員長) 講究シ盡シタトハ云ヘヌ、隨分人ヨリ云ヘハ、穴モア  
ルカラ、報告委員ノ力ヲ盡シ、再ヒ回復ノ道ガナイト云フモノモ  
ナイカラ、是非之ヲ變ヘルハ不當ナレバ、私ガ一個ノ考ヘナレバ  
清岡サンノ仰シヤル様ニ土着管理者ハ望ミニシナケレバナラヌト

云フナレバ何ウ精神ヲ取ルカ、之ハ只分收小作ト定量ヲ定メテヤ  
ル約束デ出來ル事柄ハ、管理者ニモ、ト云フハ必要ハナイト云フ  
ハ無理カラヌト思フ

(栗塚報告委員) 一寸申上マスガ、舊案ヲ「ボアソナード」ガ制  
ツタノハ第一項ハ出來ヌト云テ、第二項ハ出來ルト云フ、第一項  
ヲ生カシテ「得ヌ」ト云テ、次ノ項ヲ出來ルコトハ出來ル場合ガ  
限ツテアル様デ御座イマスガ、第一項デ「得ヌ」第二項デ「此限  
ニ在ラズ」トスレバ、六百二十六條ニ違反ツテ仕舞フ様ニナリマ  
ス

(委員長) ソレハ所有者ニ向テ云タノデ、此處デハ管理者ノミニ  
對シテ云フノダカラ、金ヲナケレバナラヌ併シ好ミノトキ穀物ヲ  
以テスルハ此ノ限りニ在ラズデス

(栗塚報告委員) 「他人ノ物ノ管理者ハ賃貸スルヲ得」トナレバ



宜イカ

(村田委員) 制限モ、其中ノ制限ダカラネ

(委員長) 清岡サンノ云フ如ク、金ヲナケレバナラヌトスレバ宜

イ

(清岡委員) 「然レトモ」ト起シテ「賃賃スルヲ得ス」ト極ノテ

モ同ジダ

(栗塚報告委員) 米ト小作文ケハ御極ノテ願ヒマス

(清岡委員) 例ヘバ麥、糠ヲ取り、家屋ニハ取ラヌト云フモ不都

台デ、又耕地ノ如キモノ賃テ、金ヲ取ルハ甚ダ不便デアルカラ、

便利ヲ許シテ、此方カラハ、麥ナリ何ナリ好クモノヲ取テ、端緒

ヲ許シテ、上ニ管理人ヲ制限シタケレトモ、實際ノ便益上、慣習

上カラ見テモ、之ハ許シテ置クガ宜イト見ルノデ、随分悪イコト

ハナイ、之ハ「ボアソナード」ニ今日日本ノ情ヲ云ヘバ、然ウナレ

ハ原案ニシ様ト云フカモ知レヌ

(松岡委員) ソコデ斯ウシテハ何ウカ、此處ハ一旦決シテ、後「

ボアソナード」ノ元トノ制限シタ案ヲ出シテ、モウ一ツ修正ヲ容

レルカ容レヌカ丈ケニシテハ何ウカ

(栗塚報告委員) ソレハ憐ムベシ「ボアソナード」ハ理窟ダト思

テ削タガ

(委員長) 容レルカ容レヌカ渡サンノ説デ、私カラ命スルカ、多

數ニ依テ報告委員ニ頼ムカ何ウカ、ソレヲ極ノマシヨウ、皆サン

ノ意見ハ報告委員モウ一通願ベルヲ多數ナレバ頼ムガ

(松岡委員) 若シヤ報告委員ガ入テヌト思テ居レバ削ルノテ御座

イマスカ

(委員長) モウ一通ヤルモ多數ナレバ宜イカ

(村田委員) 恰ト半数デ御座イマス



(渡委員) 顔色デハ分ラヌ

(委員長) 開イテ見マセウ、清岡サンノ云フ説ニ同意ハ難キデス

(渡委員) 同意

(村田委員) 同意

(尾崎委員) 私モ清岡サンニ同意

(西委員) 削リ切りデ宜イ

(松岡委員) 削リ切り

(南部委員) 削リ切り

(委員長) 然ウスルト半数ダガ、実作サンデモ呼ンデ來ルト濟ム  
ノダガ、モウ一週ヤツテ下サイ次キヘ移リマセウ

第六百二十九條朗讀

第六百二十九條 前三條ニ定メタル規則ハ總理ナルト部理ナルト  
ヲ間ハズ合意上ノ代理人又ハ管理者ニ之ヲ適用ス但委任ノ書面

ヲ以テ其權限ヲ伸縮シタルトキハ此限ニ在ラス

(松岡委員) 此處ハ法律上ノ管理者デハナイト示シタノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(村田委員) 無論宜イ

(尾崎委員) 宜イ

(渡委員) 宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜ケレバ先キヘ行キマセウ

第六百三十條朗讀

第六百三十條 既脱後見ノ未成人及ヒ自己ノ財産ヲ管理スルコト  
ヲ得ル婦ハ他人ノ物ノ管理者ト同一ノ條件ニ從フニアラサレバ  
其財産ヲ質貸スルコトヲ得ス

(南部委員) 宜シイ



(清岡委員) 「得ル婦」 「婦」ト云フ字ハ人ノ女房ダガ、婦ト云フト有夫ノ婦ト云フトキハ宜イガ、婦ト云フ丈ケデハ夫ノ有ル者トノミ之ヲ見レバ得ルガ、或ハ寡婦ト云フ者モアルカラ、之ハ夫ノ有ル女ヲ云フノデアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 御尤モデ御座イマス

(清岡委員) 然レバ配偶者ニ有ルトキデナケレバナラヌ

(南部委員) 「婦」ト云フ字ハ夫ノ有ル者ニ用ヒテアル、寡婦トナレバ「寡」ノ字ヲ付ケル大概夫婦ノトキニアルカラデス

(栗塚報告委員) 妻ト云フ字デ御座イマス

(清岡委員) 夫有ル婦トカ妻デアル

(南部委員) 有夫ノ婦トハ書ケヌ

(栗塚報告委員) 訖度婚姻シツ、アル人デ御座イマス

(委員長) 女房ニナツタラ出来ヌノダ

(松岡委員) 自己ノ物ナレバ管理ト云フコトハナイ

(清岡委員) ナイト云フコトハ云ヘマスマイ、自己ノ財産ナレバ

例ヘバ離婚デ世渡リシテ、一家ヲヤツテ行ケバ矢張り管理者デアロウ

(南部委員) 娘ヲ婦トハ云ハヌ

(委員長) 山田婦人トシテ、私ノ後家サント云フコトハナカロウ

(南部委員) 此ノ「婦」ノ下ヘ「人」ノ字ヲ書ケバ婦ト云フシ「人」ヲ書カナケレバ何ウ間違フカ

(委員長) 大概婦ト云ヘバ夫婦ノ婦ダロウガ

(松岡委員) 一字デ明瞭トハ云ハレヌガ、玩味スレバ蓋支ナイ

(栗塚報告委員) 之ハ人事編デ字ガ極マレバ無論直ラナケレバナラヌ、抑モ既脱後見ガアルモノカナイカ、又自己ノ財産ヲ管理スルコトハアルカナイカモ、人事編ノトキ報告委員デ議スルノデア



リマスカラ

(委員長) 之ハ翻譯者ヘ任カシテ置キ、先ヘ行キマセウ

第六百三十一條朗讀ス

第六百三十一條 前數條ニ反シタル賃借又ハ更新ニシテ所有者其權利ヲ自在ニスルコトヲ得ルニ至ル迄認シタルモノニ付テハ賃借人ハ其無効又ハ短縮ヲ請求スルコトヲ得ス(第千二百二十五條) 賃借人ハ何時ニテモ第六百二十六條ニ區別シタル賃借物ノ本性ニ從ヒ八日、十五日又ハ三十日ノ期間内ニ右ノ事ニ付キ所有者ノ其意思ヲ述フルコトヲ要求スルコトヲ得ルノミ

若シ所有者其意思ヲ述フルコトヲ拒絕スルトキハ賃借人ハ從前定メタル如ク賃借時期ヲ存續セント述フルコトヲ得

(果報報告委員) 三項ノ「從前」ト云フ字ハ改メテ「起物又ハ更新ニ於テ」トナリマス

(南部委員) ニツノ修正ガアリマス

(渡委員) 一項ハ宜シイ

(尾崎委員) 一項ハ宜シイ

(松岡委員) 一項ハ自在ニスルコトハドウカト思フガ

(尾崎委員) 宜シイデヤナイカ

(村田委員) 詰リ幼者、婦人ノ爲メニ利益スル條ダカラ

(南部委員) 八日、十五日、三十日ヲ修正スルコトヲ御決シ下サ

イ

(清岡委員) 之ハ宜カロウ

(村田委員) 併シ此間ニ意思ヲ聞クノダカラ、三十日杯考ヘルニ及ハヌ

(松岡委員) 幼者ヲ保護スル法ナレバ、五日ヲ八日トシテ宜イ

(村田委員) 早イ方ガ宜イノデ



(松岡委員) 縮メタラソレ丈ケ利益ヲ與ヘル様ニナルカ

(村田委員) 利益ト云フコトハナイ

(松岡委員) 誰レノ爲メニ熟考期限ヲ與ヘルカ

(栗塚報告委員) 小供サ

(村田委員) 小供ハ黙ツテ居レバ宜イノダ

(松岡委員) 黙ツテ八日ヲ過キタラ行ケヌノダ

(村田委員) 然ウスレバ、幼者ノ權利ハ固クナルノダ、黙ツテ居

レバ宜イ

(松岡委員) 黙ツテハ行カヌカラ何トカ仰シヤレト云フト

(村田委員) 黙ツテ居レバ、愈々幼者ノ權利ハ固クナル

(松岡委員) 固マラヌノデ、ソレハ反對者ガ認メルト云フノダカ

ラ

(清岡委員) 大キナ議論ニハ及ハヌ、又縮メテ五日ニスルニモ及

ハヌ

(松岡委員) 求ムルコトヲ無暗ニ黙ツテ居レバ幼者ノ利益ニナル

コトハアリマセン、此ノ間ニ幼者ガ辯解シナケレバナラヌ期限ダ

(村田委員) 黙テ居レハ元トノ通りニナツテ仕舞フ

(南部委員) 多イ方ニ極メテ宜イ

(渡委員) 原案ヲ宜イ

(南部委員) 「拒絶」ヲ「拒ム」トシマシタ

(松岡委員) 意思ヲ述フルヲ拒ムト云フノダカラ、平ラタク云へ

ハ、云ハザルトキハ、ト云フノダ

(渡委員) 其方カ宜イ

(松岡委員) 私ハモウ一ツ拒ムト云フ字ヲ抜カレルナラバ、願ヒ

タイナ

(栗塚報告委員) ソレカラ「起約更新」ハ今度新ニ付ケ加ヘテ來タ



ノデス

(橋田委員) 「起初」ヲ宜カロウ

(松岡委員) 「ボアソナード」ガ注意シテ吳レヌ方ガ宜イナ

(渡委員) 二項目ノ終リノ「得ルノミ」ハ取ラヌテモ同シ意味テ

ハアリマセンカ

(委員長) 「要求スルヲ得ル」ダロウ

(栗塚報告委員) 左様デス「ノミヲ得」デモ宜ウ御座イマスカ

(渡委員) 割ツタ方ガ宜イ

(栗塚報告委員) 意味ガアルノト、ナイノト違フト思ヒマス

(松岡委員) 上ハ「得ス」ト切ツタカラ、此方ハ「得ル」ガ宜イ

(栗塚報告委員) 「得ルノミ」ハ御座キ下サイ

(委員長) 先キへ行キマセウ

第六百三十二條朗讀ス

民附一下ノ二三七

第六百三十二條 所有者ノ爲シタル不動物ノ賃借三十年ヲ超過ス

ルトキハ其賃借ハ永借ト爲リ此種ノ賃借ノ爲ノ附録ニ定メタル

特別ナル規則ニ從フ

(栗塚報告委員) 修正ガアリマス

(南部委員) 「三十年」ハ「二十年」ト直リマス、二十年以上ハ

永小作ニナリマスカラ

(栗塚報告委員) 地方凡例録ニモ、地方ノ永小作ハ二十年タカラ

(尾崎委員) 「二十年」デ宜イ

(渡委員) 宜イ

(清岡委員) 之ヲ法律ヲ極メルト、二十年ガ來レバ、永小作ニナ

ツテ仕舞フカラ大變ダ

(南部委員) 今デモ二十年ハ永小作デアリマス、地方凡例録ニ依

ルニ然ウデ



(鶴田委員) 宅地ハドウカ

(南部委員) 二十年貸ハ減多ニハアリマセン

(尾崎委員) 永借ニナツテ、宜イデヤナイカ

(鶴田委員) 契約デ二十年チ一期トシテハナイカラネ

(松岡委員) 十五年二十年デハイケナイ然ウスルト「二十年チ超過スルトヤ」ハト云フト更新ノモノハ導入ルカト云フ疑ヒカ起ル

(栗塚報告委員) 全ク一ツ契約デ二十年以上ト云フノデ御座イマス

(村田委員) 所有者ノ爲シタル不動産ノ二十年以上貸借ヲ爲シト云テ置ケバ宜イ

(松岡委員) ソレナレバ宜イガ

(栗塚報告委員) 尤モ一番最初「契約」ト云ツタラ差支ナカロウ

(清岡委員) 例ヘハ三年トカ五年トカ契約デ極ノチモ、永小作チ

ヤツテ書換ヘズニ廿ケ年チ過キタトキハ

(尾崎委員) 矢張り永借ニナリマス

(村田委員) 此儘デ宜イ

(松岡委員) 契約ナクシテ、二十年チ超過シタモノト、一ツ契約デ二十年契約スルモ、同ジカイナ

(鶴田委員) 仕方ガナイ

(委員長) 二十年デ宜ケレバ多數ニ依テ決シ次ヘ行キマセウ

第六百三十三條朗讀ス

第二節 賃借人ノ權利

第六百三十三條 賃借人ハ賃借物ニ付キ用收者ト同一ナル利益ヲ收ムルコトヲ得但其設定證書ヲ以テ爲スコトヲ得ヘキ賃借人ノ權利ノ増減及ヒ法律ノ條例ヨリ生スル其増減ハ此限ニ在ラス  
(栗塚報告委員) 修正ガ御座イマス「賃借物ヲ使用シ及ヒ之ヨリ



収益スルノ權利ヲ有スルト改ノマシタ

(渡委員) 之ヲ宜イ

(尾崎委員) 宜イ

(委員長) 賃借人ヲ宜イカ

(栗塚報告委員) ヘイ

(松岡委員) 修正ガ宜イ

(栗塚報告委員) 折角議事ノ抄取ル爲ノ御注意申シマスガ、翻譯者ト相談致シ「増減」ト云フ字ハ「伸縮」ト申シタモ同ジテ御座イマス、何カ別ニ増減ト伸縮トノ差ヒガアルカト問ハル、ト、答辯ハ出來マセン、縮ノルコト、又廣ノルコトハ、増減、即チ伸縮ヲ御座イマスカラ

(松岡委員) 譯ハ何方デモ宜イカ

(栗塚報告委員) 構ヒマセン

(松岡委員) 構ハナケレバ此通りデ宜イ様ウデスネ

(栗塚報告委員) 「其設定證書ヲ以テ爲スコトヲ得ヘキ、又法律ノ條例ヨリ生スル」ト云フト、一ハ得ヘキ、一ハ生スルダカラ、二ツ増減ヲ掲ケナイトイケマセン

(清岡委員) 「其」ト云フ字ハアツテモ差支ナイカ

(南都委員) アツタ方ガ宜イ

(委員長) 「爲スコトヲ得ヘキ及ヒ法律ノ條例ヨリ生スル賃借人權利ノ増減ハ」ト云タラ一度デ済ミソウナモノダ

(栗塚報告委員) 原文ヲ讀ムト「及ヒ法律ノ條例ヨリ生スルモノ」ト云テモ日本デハモノデハ分リマセン

(委員長) 權利ノ増減ヲ指シタノデアリマシヨウ

(松岡委員) ソレデヤア「其」ト云フ字チ一字抜テモ宜イ様デヤ

ナ



(栗塚報告委員) 「其増減ハ」ト云テモ宜イ

(南部委員) 「其」ヲ刪テハ分ラヌ様ニナル

(鶴田委員) 宜シウ御座イマス

(委員長) 分ルカネ、宜ケレバ先キヘ行キマセウ

第六百三十四條朗讀ス

第六百三十四條 賃借人ハ其收益ヲ始ムル爲メニ定メタル時期ニ於テ賃借物ノ占有ヲ賃借人ニ請求スルコトヲ得財産ノ目錄又ハ形狀書ヲ作り及ヒ保證人ヲ立ルノ責ニ任セス但契約ニ依リ其實ニ任スルトキハ此限ニ在ラズ

(栗塚報告委員) 之ハ「財産ノ目錄」云々「此限ニ在ラス」迄ヲ削除致シマシタ、之ハ用收權カラ來タ結果デ御座イマス、此コトハ後チニ申シテアリマスカラ

(尾崎委員) 宜ウ御座イマスネ

(委員長) 用收權ニ關係アツテ、外ニ關係ハナイカネ

(栗塚報告委員) 此コトニシテ設クルト、先キニ御座イマスカラ

(委員長) 宜ケレバ修正ニ決シテ先ヘ行キマセウ

第六百三十五條朗讀ス

第六百三十五條 賃借人ハ物ノ引渡前ニ其用方ニ從ヒ一切ノ修繕ヲ完好ニスルコトヲ賃借人要求スルコトヲ得

其他賃借人ハ賃借ノ期限間一切ノ大繕復及ヒ保持修繕ヲ爲スノ責アリ但賃借人及ヒ其僕婢ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ修復ヲ要スルニ至リシトキハ賃借人其負擔ニ任ス

賃借人ハ賃借ノ期限間疊、建具、塗彩及ヒ壁紙ノ保持ヲ擔任セス

又井戸、雨水溜、下水溜、雨水又ハ家用木ノ管筒ノ疎浚及ヒ一般ニ賃借ト稱スル修繕ニ任セス



（第一千七百五十四條第一千七百五十四條乃至第一千七百五十六條）

（栗塚報告委員）之ハ原文ガ直リマシタ「但下ノ二項ニ掲ケタル修繕」ト云フ字丈ケテ御入レテ願ヒマス、ソレカラ「過愆又ハ懈怠ニ因リ必要トナリタル」ト云フ字ガ導入ルノデ「修繕ハ賃借人其負擔ニ任ス」トシテ「ヲ要スルニ至リシトキ」迄カ消ヘルノデアリマス、ソレカラ「雨水」「家用」ガ消ヘマシテ「水道管ノ疏洩ト一般ニ賃借ト稱スル修繕ニ任セス」トシマス「ボアソナー」ドカラ直ツテ來タノデ御座イマス

（西委員）一項ハ六ケ數イコトハナイ様テスネ

（栗塚報告委員）此點ガ、用收權ト著シキ差異デ御座イマス

（松岡委員）此權ハ不都合タナ

（南部委員）此修正ハ仕舞ヒノ末項ガ價值モノデス

（松岡委員）二項ニ掲ケタルハ

（南部委員）跡カラ入レテ來タノデアリマス

（栗塚報告委員）何卒能ク比較シテ見テ願ヒマス

（委員長）疊建具等ガ導入テ居ル、東京ハ之テモ宜イカ、大阪邊リハ何ウカリ

（松岡委員）疊付、建具付ト云フト何ウカリ

（清岡委員）東京デハ貸主ガスル、大キナ三十圓トカ、何トカ云

フノハシナイ

（南部委員）三項ヲ削ルカ、否ヤ先キニシテハ何ウカリ

（清岡委員）二項ニ掲ケルノ一項ニ掲ケルノト云フコトハ入ラヌ

デシヨウ

（村田委員）三項ハ入ラヌ

（南部委員）三項ハ削ルカ何ウカリ

（鶴田委員）削ロウ



(委員長) 削リマセウ

(村田委員) 二項ハ

(尾崎委員) 修正通りニスレバ宜イ

(村田委員) 疊、建具ハ

(委員長) 但書へ「賃借人ハ」云々云テ、仕舞ニ「賃借人ハ擔任ス」ト云フト、書方ハオカシイ様ダ、事柄ハ宜イガ

(南部委員) 併シ原案ガ斯ウナツテ居ルノテス

(委員長) 原案ガオカシイ様ダ、之ハ文章丈ケダカラ何ウデモ宜イガ

(村田委員) 三項ヲ削ルト、貸タ方ハ擔任シナクツテ宜イカネ

(清岡委員) 僕婢ト掲ケタハオカシイト思フガ例へバ種々ナコトガアリマセウ、賃借人ノ責任ニ歸スルモノハ賃借人モ狭クハナイ事口僕婢ハ削ツテ仕舞テ、賃借人ノ過愆ト云フ譯ニシテ仕舞フカ

(栗塚報告委員) 之ハ民法ノ立テ方デ、佛蘭西流義デ申セバ、責ヲ特ニ負フノハ、後見人ハ被後見人ノ責ヲ負フトカ云フ所ニ、委ハシク云テアリマス、併シ日本ニ御設ケニナルナレバ、私ノ家ニ居ル家來ノ不都合ハ、私ガ負ハナケレバナラヌカナレバ負ハヌト云フ風ニ審イテ居ルカラ

(南部委員) 例ヲ擧ケタモノデハアリマセンカ

(委員長) 然ウダロウ

(栗塚報告委員) 併シ原則デ、准契約ニ掛リソウナモノデス

(委員長) 准契約ハ然ウダガ、此處デ賃借人ト僕婢ダカラ家ノ子供ハ賃借人ト見ルカナレバ見ハマセンカラ

(清岡委員) 例令ハ人ヲ集メテ、酒ヲ飲ンタ所ガ、客ガ角力好キデ、障子ヲ折ツタトカ云フ如キハ、随分アルケレトモ、賃借人ノ爲シタコトデナイ又僕婢ノヤツタコトデモナイ、之ハ家主ガヤレ



ト云フ譯ニハ行クマイ

(村田委員) 其場合ハ客ニ向テ要債ヲ訴ヘテモ格別デヤロウ

(清岡委員) ソレハ借ダ者ガ拂ハナケレバナラヌデセウ、今日實

際上カラ云テモ總テヤラナケレバナラヌ、自分ノ馬ガ暴レテモ婢

僕トハ云ハレナイ

(栗塚報告委員) 准契約デヤルカラ、差支ハナイ

(清岡委員) 然ウスルト「僕婢」ハ邪魔ニナルト思フ

(南都委員) 邪魔ニハナリマセン

(渡委員) 民法ハ酒ヲ飲ンデ亂暴シタマデハ認メナイカラ

(栗塚報告委員) 註ヲ御讀ミニナルト、然レトモ賃借人ハ直接ノ

過チヲヤツテ、必要ナル修繕、即チ注意セサルニ出デタルハ主人

ノ責ニ在ルトアリマス

(委員長) 賃借人ノ家ノ子供トカ、或ハ厄介トカ云フモノハ矢張

リ籠ツテ居ルモノト看做サナケレバ何ウモイカヌデセウ

(村田委員) 差支ナイ

(尾崎委員) 修正デ宜イ

(西委員) 宜イ様デスネ

(委員長) 併シナカラモウ一通、参照シテヤルコトハ遺レナイ様

シテ

(栗塚報告委員) 「及ヒ家人」トデモ入レマスカ

(清岡委員) 馬ガ暴テモ行カヌノダカラ

(栗塚報告委員) ソレハ准契約デ、定ノベキデアリマセウ

(渡委員) 宜シイ

(村田委員) 三項ヲ削ルヤ否ヤ、私ハ削レヌト思フ、之ハ大キニ

先キニ關係ガアリマス

(尾崎委員) 全意デヤレバ宜イ



(村田委員) 然ウスルト貴君ガ家ヲ貸スト疊建具ヲ持タナケレバナラヌ

(尾崎委員) 全意デヤレバ差支ナイ

(渡委員) 全意ニ任セヤウト云フノデス

(栗塚報告委員) 怡度村田サンノ云フ様ナ意デ修正シタノデ、賃貸人ハ賃借期限間ハ、塗彩壁紙ノ保持ヲ擔任セズト云フガ、保持修繕ハ、張ル紙ハ無論保持修繕デハナイカ、日本デハ能ク考フルニ、末項ニアル賃借ト稱スル修繕ハ、即チ賃借人ノ負擔スル修繕ハドレ丈ケカ、障子ノ張り替ヘヨリ外ハアリマセン、然ウシテ見レバ賃貸人ノ爲スベキト云フ議論モアツタガ土地ニ依テ種々デアルガ、保持修繕トハドンナモノヲ指スカ、疊建具「ベンキ」等ガ保持修繕デハナイカ、無論賃借人ハ保持修繕ニナルト云テ、削タノダカラ、保持修繕ハ借テドンナモノカナレバ、斯ウ云フモノ

民財一下ノ二四四

ト、殊更ニ第三項ヲ設ケテ、疊建具云々トヤツタハ用收權ノ所ニ云テ居リマセン、即チ保持修繕ト云テ居ル、保持修繕ノ内取除ク理窟ハナイ、餘リ大膽過ルカモ知レヌ、併シ斷ツテ置ケバ差支ナイトナツタカラ疊、建具ヤ何カハ保持修繕ト看テ仕舞ツタノデアリマス

(清岡委員) スルト、賃貸人ガスルノデセウ、取除ケタ爲ノニ特別ノ合意、又ハ地方ノ習慣ガアレバ入レルト云フ、之ハ甚ダ面白カラスト思フ、斯ウ云フ慣習ト云フモノデ、勝手次第ニヤル譯ニスルト、慣習ガ澤山アツテ、何モ賃借ニ關係スル許リデナイ、スルト裁判官ガ裁判スルトキハ、地方ノ慣習モ斟酌シナケレバナラヌガ、法律デ極ノテ置テモ治マリガ付クマイト思ヒマス

(栗塚報告委員) 疊デ大變議論ガ起ツテ、東京デハ疊ノ修繕表替ヘハ賃借人ガスルカ、賃貸人ガスルカ論ガ出タ所ガ、東京デハ、



スルコトモアリ、セヌコトモアル、大概疊ノ表替へハスルト云フ  
説ガ出テ來タガ、大阪ハ決シテ表替へハシナイ、始終家主ノ損ト  
云フ論ガ出デ、現在私ガ本所ノ方ニ借家シタ時分、全部ノ張り替  
へハ止ノマシタガ、八疊ノ内ニ二疊程ノ破レハ、私ガヤツテ残ラズ  
表替へハ家主ガヤツテ呉レト云フ約デアツタ様デ、併シナガラ約  
束セズニヤツタラ、世間ノ話ニハ鳥渡ノ修繕ハ兎モ角モ、悉皆ノ  
張り替へハ家主ガスルト云フコトデス

(清岡委員) 所ガ償習デモ大キナ家ハ借主ガヤリ、中以下ハ家主  
ガヤルト云フコトモアリマス、併シ其時ト場合デ、借ル者ハ貸ス  
者トノ合意モアルシ、又凡ソ此等ハ償習ト云テモ、今日ノ日本デ  
ハ、田舎ヘデモ行ツタラ、償習ハ自カラアルカ知レヌガ、東京大  
阪京都ノ如キハ、償習ノ致シタモノハアリマセン

(松岡委員) 東京デモ疊建具付ナレバ貸主ガスルガ、保持修繕、

民財一下ノ二四五

大修繕ト云ハヌデモ、疊ガ破レタトカ、屋根ノ瓦ガ傷ンダトカ云  
フノハ、保持修繕ト看宜イガ、障子ノ損シタノモ憲瓦落スノ毀レ  
タノマデ、見ル様ニナルト差支ルダロウ

(尾崎委員) 償習合意ニ依ル方ガ宜イ

(松岡委員) 合意ニ依ルハ宜イガ、大修繕ハ貸人ノ擔當スルモ宜

イ、小修繕マデ原則ガ貸主ガ擔當トスルト云フノハ、他所ニモナ  
イ、一種過酷ナコトト思ヒマス

(栗塚報告委員) 保持修繕ハ「ボアソナード」ノ案デモ、佛蘭西  
デモ、修繕ニ二種アリ、大修繕ト、保持修繕トアル、又保持修繕  
デモ、大保持修繕ト小保持修繕トアリ、其差ハ小保持修繕ハ、一  
般賃借ト稱スル修繕トアリマスガ、賃借人ノ負擔スベキ修繕ト云  
フ字ガアルノデ、其負擔ハ三個ノ區別ガアル、保持修繕ノ内、大  
小ノ區別カアレバ、負擔ハ種々法律ニ規定シテ居ル、即チ賃借人



ハ疊建具、塗彩、壁紙ノ如キハ、佛蘭西ハ保持修繕ニナツテ居ル  
貸人ガヤルコトニナツテ居ル、併シ日本ニハ何ウ云ウ譯デ「ボア  
ソナード」ガ、賃借人ニ持タセタカ、日本デハ一般賃借ト稱スル  
小保持修繕ハドレ程ノ場合カナレバ、障子ノ張り替へ文ケ外ヤラ  
ヌト云フ、所ガ佛蘭西ニスレバ臺所ノ電ノ毀ハレタノヤ、流シノ  
繕イヤラ、煙爐ノ繕イヤラ、保持修繕、即チ賃借ト稱スル修繕ノ  
内ニ通入ツテ居ル、日本デ慣習ト云ヘバドンナモノカ、佛蘭西デ  
云フ小保持修繕ニナルカ、即チ賃借ト稱スル修繕カナレバ、障子  
ダノ、雨戸ガ悉皆落チタトカハ、家主ガシナケレバナラヌ、又落  
チタノチ針金釣ル位ハ賃借人ガヤラナケレバナラヌ、又掛ケ金  
ガ毀ハレタトカ云フ例ガ出マシタ、所ガ田舎杯、越前邊デハ垣根  
ノ倒レチ直スニ人夫ヲ出ス位ハ、借家人ガヤル様ダ、併シ垣根ノ  
繕イ保持修繕ハ家主ガヤル、雪デ倒レタノチ地主家主デ起シテ賃

ウト云フコトハナイ、東京テハ橋ガ陥チテモ、直ク架ケテ行クカ  
ラ、其邊チ一定ニ規定スルハ難イ、田舎テハ斯ウ、東京、大阪ハ  
斯ウト、論シテ、報告委員デハ載セマセン、去リトチ小保持修繕  
ハ障子ノ張り替へ許リトハ見ラレナイ

(清岡委員) 之ハ日本ト、西洋トハ家屋ノ構造ガ違ウカラ、西洋  
ノ住居テハ、障子疊ハ稀レデ、彼ノ通りノ家ダカラ、日本テハ、  
唐紙、障子、雨戸、疊ト云フ様ナモノハ、随分錢ノ掛ルモノデ、  
破レ易ク、少シデモ倒レ、バ、障子、唐紙ニ穴ガアタノデ、西洋  
ノ瓦落スノ如ク、又絨緞ノ如キモノトハ違ヒ、傷ミ難キモノト、  
日本ノ様ナ傷ミ易キモノトハ違フカラ、考ヘテ充分シナケレバナ  
ラヌト思ヒマス

(栗塚報告委員) 起案者ハ賃借人カ擔任セズト云タガ、其邊モア  
ルカト思ヒマス、彼ノ人ノ考ヘデハ壁紙ト云テ居ル



(村田委員) 佛蘭西ノ小修繕ヨリハ、日本ノ方ガ最モ小修繕デア  
ロウト思フ、唐紙ノ縁ガ取レタ位ノモノデス

(尾崎委員) 賃ス折リ、疊、建具付ハ高ヒシ、付カヌモノハ安イ  
デヤニ依テ、疊、建具付ハ家主ガヤツテ宜イノダ

(南郷委員) 「擔任セズ」トスルト極マリ過キテ仕舞フカラ、合  
意ニ譲ル方ガ宜イ、疊ノ修繕ハ貴君ガ致シマスカ、私ガ致シマス  
カト、互ヒニ極ノルノデ御座イマス

(栗塚報告委員) 家ヲ賃スニハ、疊建具付デ賃スト見テ、今役人  
ガ番町邊デヤツテ居ルハ何ウカ釣瓶繩杯借ル奴ガヤル、現在私杯  
ハ山田サンノ賃借人デヤツテ居ル

(松岡委員) 詰リ私ハ制ル方ガ宜イト思フ

(栗塚報告委員) 之ヲ制ルト、保持修繕ノ説キ明シハ易クナルガ  
之ヲ家主ノ負擔デナイト云フト、他ニ保持修繕ガアルト困ルノデ

(松岡委員) 家ノ保持修繕ハ、家ヲ保存スル爲メニ必要ダカラ、  
家ノ壁ノ色ガサメタカラ塗り直ス疊ノ表ガ古ビタカラト云テモ、家  
ニ關係ハナイ、ソレハ習慣ト契約ニ任セテ、三項ハ制ル方ガ宜シ  
イ

(尾崎委員) 制ルヨリハ此ノ修正ハ甚ダ宜シイ

(栗塚報告委員) 報告委員カラ云フハ如何デスガ、地方ノ習慣ト  
云フハ民法上ニ云ヒ惜イト思ヒマスカラ、御熟議チ願ヒマス

(松岡委員) 民法ト、習慣ト皆一樣ニシナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) ソレダニ依テ制リマシタモ、終リノ方ニ必要ガ  
アルカラデアリマス

(清岡委員) 此場合ニ於テ、合意或ハ習慣杯ト書クハ、諸君ハ何  
ウ云ウ必要ガアルカ知レヌガ決シテ宜シクナイ、斯ウ云フモノハ  
賃借ノミナラズ、澤山アルケレトモ、裁判官ハ慣習ニ依テ宜イカ



知レヌガ、此ウ云フ所ハ慣習ニ依ルト云テハ民法ハ立チマセン  
 (南部委員) 一概ニハ云ヘヌ、即チ此處ノ最モ慣習ノ必要ト云フ  
 ノハ、疊、建具、造形、壁紙ト云フモノハ、貸賃人ガ擔當スルカ  
 又ハ賃借人ガ擔當スルカ、慣習ハ種々、所ニ依テ餘程違ヒガアル  
 其コトヲ民法ヲ以テ一概ニ定メテ、何ウシテモ慣習ヲアツテモ、  
 民法上デ認メナイト云フコトニナツタ日ニハ、土地ノ慣習、或ハ  
 民法ニ反シテアルトキハ打消ス様ニナル、併シナカラ之ハ他日ノ  
 コトデ、民法ヲ打消サレヌ事柄ナレバ、宜シユウ御座イマシヨフ  
 ガ、實ハ雙方ノ契約ト慣習ニ依テ、疊、建具、ハ賃賃人ニ擔當セ  
 シメテ宜シイ、必ラズ賃賃人ハ擔當セヌト云フコトヲ極メテ、習  
 慣ヲ破ル程ノコトヲシナクツテモ宜シイト思ヒマス  
 (清岡委員) 破ルト云フナラ、合意ニ成立テ來レバ宜シイ  
 (南部委員) 慣習ハアリマスガ、合意ニハアリマセン

民財一下ノ二四八

(松岡委員) 地方ノ慣習杯ハ何ウ云フ慣習ガアルカト云フ話ナレ  
 バ、ナイト答ヘテ宜シイ、斯ウ云ウ處ハ慣習ヲ破ツテ法律ヲ極メ  
 ルコトハ出來ル筈ダ  
 (尾崎委員) 日本國中ノ慣習ヲ知テ居ルナレバ宜イガ、知ラヌ以  
 上ハ區々ナル慣習ヲ一定ニ見ルコトハ出來マセン、又慣習ヲ用ヒ  
 テ民法中慣習トスルニハ及ハヌ  
 (委員長) 法律ニシテモ宜イ、慣習ニ依テモ宜イト云フモノヲ極  
 メナケレバナラヌ、事柄ニ依テ區別スルニ、例ヘバ斯ウ云フ場合  
 ニハ、慣習ヲ取テモ害ハナイ、又約束ノナイ場合ハ此法律ニ依ル  
 約束ノアル以上ハ合意デ成立ツモノダカラ、慣習ト書イテモ害ハ  
 ナイ  
 (栗塚報告委員) 報告委員デ裏新リテシテハ如何テスカ、清岡サ  
 ンノ説ニ服シタイ、ト申スハ元來斯ウ云フコトハ、慣習ヲ作り得



又モノハ仕方ガナイ

- (委員長) ソレニハ大小輕重ガアロウ、益ハ幾許ノ効能ガアルカ矢張り慣習ト合意ハ此限ニアラズトシテ宜シイ、是非法律ニ從ハナケレバナラヌ、合意デモ何テモト云フ專柄ナレバ別段然ウデナケレバ容易ニ報告委員中カラ、清岡サンノ説ニ左袒シテハイカヌ(清岡委員) 總テ慣習ヲ適用シテ行クト、幾ラモアル、何ゾ此小修繕ノ内、疊建具ニ限テスルコトハナイ、總テ貸貸借ニシタガ、偶々六百三十五條ニ限ツテ突然慣習ニ依ルト云フハオカシイ
- (南部委員) 慣習ガ一向ナケレバ悉ク成文法ニナツテ仕舞フカラ(委員長) 清岡サンハ通則デヤルト云フノデスカ
- (南部委員) 通則ハイケマセン
- (清岡委員) 斯ウ云フ様ニ入レルナレバ、通則デヤルハ格別、外ノコトハ一切止メテ、本條ニ限テ、慣習ニ依ルト云フハ行クマイ

ト思ヒマス

- (委員長) 通則ニハ書ケヌテシヨウ
- (鶴田委員) 「場合ニ依テ」トシテ、用方ニ依リ假令慣習カアツテモ用ヒナイ
- (松岡委員) 總テ民法ハ何ノ條ニ拘ハラズ法律デ極メテナイモノハ、合意ト習慣ハ役ニ立ツノデシヨウ
- (委員長) 合意ハ役ニ立ツガ、習慣ハイカヌノデス
- (渡委員) 三項ハ報告委員ノ提出ノ通り決スルヤ否ヤ極メタイ
- (委員長) 三四項ハ後ニシター、二ハ何ウカ
- (渡委員) 宜シイ
- (尾崎委員) 宜シイ
- (委員長) 三項、四項ハ一緒ニシテ議シテ、何方カラ先キニ極メルカナレバ、三項ヲ極メテ、四項ニシマシヨウ



(清岡委員) 三項ノ地方ノ習慣ト云フコトハ削ツテモ宜シ、削ラ  
 ンデモ宜イ、何方カ許スナレバ、之ヲ削テドレ丈ケノ害カアルカ  
 (尾崎委員) 異ツタモノハ慣習ニ依ルノデス  
 (委員長) 兎ニ角修正説ヲ採ルヤ否ヤヲ極メテ  
 (清岡委員) 何ヲ苦ンデ、採ル採ラヌト論スルカ、旨意ヲ聞キタ  
 イ  
 (西委員) ソレハ分ツテ居ルノデ、貸入ガ擔任スル義務、習慣  
 ガナケレバ貸入ガシナケレバナラヌコトニナリ、合意習慣ガア  
 レバ、始メテ貸借人ガスルコトニナルノデ其處丈ケガ違フ  
 (南都委員) 習慣ノナイ場合ニハ貸入ガシナケレバナラヌ  
 (渡委員) 決テ採リナスツテ  
 (委員長) 清岡サンカ極マレバ宜イ、跡ハ分ルガ兎ニ角採ルヤ否  
 ヤ

(尾崎委員) 私ハ削ル方デアリマス  
 (鶴田委員) アツテモ効能ハナイ  
 (渡委員) 削ル方デス  
 (西委員) 削ツテモ宜イ  
 (松岡委員) 削ロウ  
 (委員長) 多数ニ依テ、ソレテハ削除シマス、四項ハ  
 (村田委員) 修正デ宜イ  
 (渡委員) 修正案賛成  
 (松岡委員) 私ハ修正ハ採リマセン、削ツテ仕舞ヒ度イ、三、四  
 項ハ削テ差支ナイ、東京ハ皆ナ貸主ガ擔當シテ居ルカラ、一項、  
 二項トシテ、合意ト習慣ニ任セルガ宜イ  
 (村田委員) 至極宜イ松岡君ノ説賛成  
 (尾崎委員) 宜イ様ダナ



(委員長) ソレデ合意ト習慣ニ任セルノカ

(村田委員) 左様テス

(南部委員) 削リ序デニ削ラレテハ困ル

(尾崎委員) 松岡サンノ削ル説ヲ賛成シタハ誤リデアリマス

(鶴田委員) 修正説賛成

(渡委員) 削ルノハ修正ニ賛成シテ、五項ハ

(南部委員) 「保持修繕ニ付テハ、特別ノ合意、又ハ地方ノ習慣」

ト致シマス

(渡委員) 之ハ報告委員ニ預ケテハドウテス

(尾崎委員) ソレガ宜イ

(南部委員) 大修繕ハ通入ラヌト云フ旨意ハ御決シテ願ヒマス

(栗塚報告委員) 民法ヲ極ノベキモノト、慣習ヲ極ノベキモノト

區域ヲ立テナケレバナラヌ

(松岡委員) 報告委員デヤツテ貰ウ方ガ宜イ

(村田委員) ソレカ宜シイ

(箕作委員) 之ハ南部サン、報告委員デ、モウ一遍ヤツテ貰ヒマ

シヨウ、ソレデ今日ハ十五條ヤツタラ是レテ措キマス

于時午後第六時三十分閉會











條ガ宜イカ、或ハ修正ノ本條ガ宜イカノ議定ヲ御座イマス

(委員長) 六百三十六條ノ前へ入レルノカ

(栗塚報告委員) 前へ入レルノデ御座イマス

(鶴田委員) 修正ガ宜シイ

(委員長) 十分ノ一ガナイト、大修繕ト、小修繕ノ區別ハ分ラヌ  
ノダネ

(栗塚報告委員) 總テ列舉シテ居ル外ハ、保持修繕ト云フノデ、  
之ハ佛蘭西ノ條ニモナシ、大修繕丈ケヲ示シタノデス

(委員長) 十分ノ一ト示シテ置ケバ、以内ハ小修繕ト云フ丈ケハ  
分ルダロウ

(栗塚報告委員) 「此ノ他ノ修繕ハ保持修繕」ト云オウト思フダ  
ガ、云フニ及ハヌコトデ理由書ニモアリマス通りデス

(鶴田委員) 云テハナイガ、欲シイ様ナ氣ガ致シマスネ、大修繕

民財一下ノ二五三

ト保持修繕ト、擔任ガ違フナレバ尙ホ審カナケレバナラヌガ、今  
ハ皆貸主ノ負擔トナレバ、大小ヲ分ケルニ及ハヌ様ニナルカラ其  
處ハ分ケタ効能ハナイ様ニナツテ仕舞フ

(栗塚報告委員) 起案者ノモ分ケテナイ「其他貸賃人ハ賃借期限  
間一切ノ大修繕及ヒ保持修繕ヲ爲スヘシ」トアリマスカラ

(鶴田委員) ケレトモ取り除ケハアルノデシヨウカラ

(栗塚報告委員) 左様デス

(鶴田委員) 起案者ノモ無イニ、何ノ爲ノニ分ケルノカ

(松岡委員) 區別ノ仕様ガナイ

(村田委員) 大修繕ヲ云テ置ク要ハ何ウカ

(南部委員) 賃借人ノ「爲ス様ニナツテ居リマス」井戸、下水  
溜、水道」トアルカラ



(松岡委員) ソレハ一切差支ナイ、何ノ爲ノニスルカ、大小ノ別カアルカラデ

(南部委員) 大修繕ハ斯ウト、示サナケレバナラヌ、又後チニ住居權ノ所ニ照應ガアリマスカラ此處デ大修繕、保持修繕チ出シタ以上ハ、示シタ方ガ相當ト思ヒマス

(松岡委員) 出ス要ハ何處ニアルカ

(鶴田委員) 大修繕ハ所有者ガスルト云フカラ云ハヌノデ、賃借ニ付テハ効能ガ薄イ

(村田委員) 斯ウ云フモノハ大修繕ダト示スノデス

(松岡委員) 何ノ爲ノカ

(村田委員) 賃借人ノ負擔トシテ、保持ノ小サイモノハ賃借人ガスルノデ、ソレチ示スノ必要デアリマス、保持修繕ハ雨下溜下水溜井戸等デ御座イマスカラネ、ソレデ區別ガアルノダカラ疊建具

杯ハナクツテハイカンノデス

(南部委員) ソレハ、小修繕ノ内デ御座イマスヨ

(松岡委員) 一ト口ニ理論カラ云フト、大修繕ハ賃人ガ持チ、小修繕ハ借人ガ持ツト云タトキハ、大修繕ハ是レ々々小修繕ハ是レ々々ト云フ區別モ要用ダガ、大小共賃人ガスルト云フト、良シ小サイ修繕ハ借人ガシナケレバナラヌトシテモ、大小チ分ケル要ハナイ、何レ分ケルニハ責任ノ分カレル所以デアルカラ

(栗塚報告委員) 起案者ノ申シテ居ル所デハ五百九十一條中ニ、法律ガ何ウ云フモノハ大修繕カト云フコトヲ極ノル、併シナガラ之ハ制限シタモノト見テ與レテハナラヌゾヨト佛蘭西ノ法律デハ六百六條ニ、、、、、、、トアリマスガ之ハ惡イト云テ「ボアソナード」ガ墾テ居ル、何ゼナレバ、天井トカ、縁側、屋根トカ、水除ケ、壁、泥除ケ壁杯モ通入テ居ルガ、此外ニモ階



子ニセヨ、座敷内ニアル階子ノ改築ノ如キハ何ウスルカ、制限文  
 ニシテ、其他ノ修繕ハ保持修繕ト云フト、階子ノ全部ノ造り換へ  
 ノ如キハ、用收者ガ負ハナケレバナラヌ、此レ等ハ制限ヲ付ケス  
 大修繕ハ斯ウ云フモノト云フ例ヲ示スハ必要ト云ヒナガラ他ノ修  
 繕ハ保持修繕トハ書カヌ、大修繕ト見ヘテ保持修繕モアルカラ、  
 ソレハ裁判官ニ任カセルガ宜イ、此モ法律ヲ豫ノ見ルコトハ出来  
 マセント云フコトガアリマス

(南部委員) 六百三十六條ヲ御覽下サイ、大修繕ヲ賃借人ヨリ要  
 求スルトアリ、小修繕トハナイ、スルト六條ハ大修繕ニ限ツテ居  
 ルカラデス

(栗塚報告委員) 六百三十六條ニ「賃借人ヨリ要求セス」云々ト  
 出ス爲ノニハ、用收權ノ内ニアリマスカラ宜シイ、ナクナレバ是  
 非入レナケレバナラヌ

(清岡委員) 三十五條ニモ大修繕トアリマス

(栗塚報告委員) 大修繕トハドシナモノカ分リマセンカラ、用收  
 權ノ方ニ限ツテ居ルノデ、ソレ故持ツテ來タノデス

(清岡委員) 私等ノ考ヘルニ必要ハナイゼ

(南部委員) 大修繕ハ何ヤラ分ラヌ

(清岡委員) 大修繕ハ何ヤラ分ラヌト云フコトハナイ、不便ヲ生  
 スヘシト雖モ、之ヲ爲スト云フガ必要デ書イタノダ今之ヲ改メテ  
 ハ困トカ、借人ガ不承諾ヲ云テモ何ウデモシナケレバナラヌト云  
 テ、スルコトガ出来ルト云フノデ、何モ類別シナケレバナラヌコ  
 トハナイ

(南部委員) ソレガ即チ大修繕ニ限ルノデス

(清岡委員) 小修繕ニ不便ヲ生スルト云フコトハアリマセン

(南部委員) ソレハ疊替ヘデモ不便ヲ感スルコトハアリマス



(栗塚報告委員) 昨日讀ミマシタ通り、賃貸人ハ一切ノ大修繕ト云テ居ルカラ、ソレヲ説キ明スニ、用收權ヲ申シテ居ルカラ、此處ニ云フ必要ガアルノデス

(清岡委員) 大修繕、小修繕トモ、家主ガヤル以上ハ、大小ノ斯ウ云フモノト云フニハ及ハヌ

(南部委員) 之ガナイト、大修繕ト云フモノハ分ラヌ様ニナル、用收權ヲ制ツタ以上ハ大修繕ハ何カ分ラヌ、ソレデ民法デ、大修繕トハ如何ナルモノカチ示スハ、甚タ相當ト思ヒマス

(清岡委員) 大修繕ノ場合ハ斯ウ、小修繕ノ場合ハ斯ウト云フ箇條ガ、民法中ニ要ルト仰シヤルナレバ、御説ニ從フガ、六百三十六條ニハ關係ハナイ

(南部委員) 六百三十六條ニ大關係ガアリマス

(清岡委員) 家主ガ家ノ爲ノヲ思フテスルコトヲ、借家人ガ自分

民財一下ノ二五六

ガ不便ヂヤト云テ、苦情ヲ云テハナラヌト云フ丈ケヲ示シタノデス

(南部委員) 苦情ヲ云フハ大修繕ニ限ルノダカラ

(清岡委員) 大修繕ハ不便チ感スル所ガ多イカラデ、疊チ替ヘル位ハ不便チ感スルコトハ少イカラダ

(村田委員) 私ハ此他ニ「疊建具」ヲ入レ様ト思タガ制タカラ大疊悉クナツタ、大修繕トハ斯ウダト示シタ以上ハ、保持修繕ハ斯ウ、ト示サナケレハナラヌト思フ

(南部委員) 保持修繕ハ、是レ丈ケノ大修繕ヲ示シタラ、外ハ保持修繕ト云フコトハ分ツテ居ル

(村田委員) 大修繕ハ賃貸人ガヤリ、小修繕ハ借人カヤルト云フ區別ガアレバ宜シイ、佛蘭西ニハアリマスカ

(栗塚報告委員) 「ボアソナーード」ハアルト云テ居ル



(村田委員) ケレトモ區別ガアルカラ宜シイガ、總テヤルト云フ  
以上ハ大小ノ區別ハ入ラヌ

(南部委員) 大修繕デナケレバ行カヌノデ

(南部委員) 一切ノ大修繕、及ヒ保持修繕トアルカラ、賃貸  
人ガ持テ居テモ大修繕許リト、三十六條ニ掲ケテ居ルカラ、其區  
別シテ置クハ必要ト思フ

(鶴田委員) 縱令借人ガ厭ヤガツテモ、之ハシナケレバナラヌト  
示シタノデ、三十日モ見世ヲ潰サレテハ困ルト云テモ、家主ニ權  
利ガアルカラデス

(尾崎委員) 三十六條ニ修正案ガアリマスカ

(南部委員) 御座イマセン、三十五條ノ次へ入レル間違ヒデアリ  
マス

(清岡委員) 必要ト云フナレバ三十六條ノ大修繕ト云フヲ止シテ

只「修繕」トシテ置クト宜シイ、第三項ヲ削テ仕舞タ以上ハ、之

へ大小ノ修繕ヲ書クノ必要ハナイ

(南部委員) 三十六條ニ必要ガアルカラ

(松岡委員) 六百三十六條ハ清岡サンノ云フ通り、大小共賃人ガ  
スル以上ハ此處ニハイラヌ

(南部委員) 成リ丈ケ保存スル様ニシテ

(栗塚報告委員) 報告委員デ願ヒ度イハ之ヲナイモノトシテ、重  
モナル壁カナイト、起案者ガ此通り書イテ、六百三十五條、六條  
ノ間ニ、大修繕ト云フ字ガアツテ、大修繕ノ説キ明シガナイハ何  
ウカ、ソレハ用收權ニアリマス。五百九十一條ヲ以テト當リ前  
ナレバ申スノダ、然ルニ用收權ガナクナツテ居ルニ依テ、五百九  
十一條ヲ持テ來テ修繕シタノデ、他ニ何ウ斯ウ申スノデハナイ、  
諸君方大修繕ヲ置テ、トンナモノカ、原案者ハ説ヲ付シテハ居ラ



又カ否ヤ、此處ニハ付ケテ居リマセンガ、用收權ニ付ケテアリマ  
スカラ、ソレヲ持テ來タト云フノデ御座イマスカラ、却テ御置キ  
ニナツタ方ガ宜シイダロウ

(松岡委員) 然ウ云ウ説明ハイケマセン

(村田委員) 用收權ノ内ニ保持修繕ノコトハアリマス

(松岡委員) 心配ナク、大修繕ヲ除クトカ、悉ク保理ノ爲メトス  
レバ差支ナイ、ソレヲセスニ置ケバ不注意ヲ咎ムルタロウト仰シ  
ヤルカ知レヌガ、ソレモ咎メナイ、何ゼナレバ用收權ノ時分大修  
繕ハ盧有者ガシナケレバナラヌトソレ故區別モ必要ダガ、大小共  
賃貸人ガスルノダカラ、其區別ノ必要ハアリマセンデシヨウ

(村田委員) 畢竟用收權カラ出タモノデ、用收權ノ所デ小修繕ハ  
借人ガ持ツト必要ト思フ、此ノ場合ニハ即チ賃借ノ場合ニハ、用  
收權ト違ヒ大小共賃貸人ノ負擔スルトナツテ、用收權ノナクナツ

タ以上ハ大小ノ修繕ヲ云フコトハイラヌ

(南部委員) 能ク御考ヘ下スツテ、昨日ハ削ルトナリマシタケレ  
トモ、併シナガラ末項ヘ以テ地方ノ習慣ガ保持修繕ニシテ、規定  
ト異ナルトキハ、習慣ニ依ルトナツテ居リマス、然レバ習慣ニ於  
テ賃貸人ガ保持修繕、即チ塋、建具、塗彩、壁紙ト云フモノハ、  
賃貸人ガ擔當スル場合モアロウガ、必ラズトハ決シテ云ハレナイ  
ソレ故六百三十六條ニ於テ、大修繕云々トアリマスノハ、大修繕  
トハ如何ナル類ヲ指スカ、法律ニ明示シナイトキハ、大修繕トハ  
何デアルカ、甚ダ疑ヒヲ生ス、況ンヤ佛蘭西杯ハ用收權ノ所ニ明  
示シテアル、殊ニ日本ニ於テハ大修繕保持修繕トシテモ、如何ナ  
ルモノガ大修繕カ、如何ナルモノガ保持修繕カ、分リマセンカラ  
此條ヘ入レテ、大修繕ト云フモノヲ示シ、保持修繕ハ此ノ外デヤ  
ト示サナケレバナラヌ、之ヲ示シテ置タ方ガ宜シイ、之ヲ削ルト



云フハ害ガアルナレバ、何デスガ、成リ丈ケ保存シテ置カヌト困  
リマスカラ

(松岡委員) 全體此處ノ憲法ヲ害ノナイモノハ置クト云テモ見ス  
々々不要ノモノ、或ハ爲ノニ疑ヒテ起ス様ナモノモ無理ニ置カナ  
ケレバナラヌト云フコトハナイ、三十六條ヲ大修繕トアリ前條ノ  
爲ノニ多少ノ蓋支ガアルカラト云テ置カナケレバナラヌ必要ハナ  
イ、又大小ノ區別ヲ用收權ノ場合ニ於テ、何方モ虛有者ガ擔當ス  
ル旨意ナレバ、必ラズ大小ノ區別ハ立テナカロウ、用收權ノ所デ  
虛有者ハ大ノミスルカラ、大ヲ明示シナケレバナラヌ、賃賃ナレ  
バ大小共ニ賃賃人ガスルト見レバ、大小ト云フコトハ云フベクト  
シテモ、理窟ハ起ラヌ

(栗塚報告委員) 然ルニ用收權ノ中大修繕ト云ヒ、保持修繕ト違  
フカラ擔任ノ責アリト書キ、ソレヲ無クシテ仕舞フト示ス譯ニ行

カヌカラ

(松岡委員) ソレハ「ボアソナード」ガ賃賃編ヲ書クハ、用收權  
ガ始終頭ニ進入テ、彼ノ人ノ精神ガ賃賃編ヲ書クニ、用收權ト何  
ウト云フ、始終比較シテ書イタノデ、其用收權ニハ大小ノ區別ガ  
アルカラ、用收權ニ於テハ大修繕ノミ、虛有者カスルゾト云ウ比  
較カラ持テ來タノデ、然ルニ用收權ガ無クナツテ見レバ、兩方ト  
モ責ガアルト云フコトハ、何テアロウ、賃賃人ハ大小共スルト云  
ヘバ、悉ラタハ「ボアソナード」ハイカ様用收權ニ虛有者ト用收  
者ノ區別ガナイ以上ハ、要用ハナイト云フニ違ヒナイ  
(清岡委員) 前條ニ「一般賃借ト稱スル」ト云フハ説明ヲ聞カナ  
ツタガ、考ヘテ見ルト必要ダ

(松岡委員) 借人ノスル小サイモノハ何カ

(栗塚報告委員) 日本テハ、障子ノ張替ヘ位デス



(松岡委員) 然ウスルト彼ノ様ナモノハ皆ナ保持修繕ニナラヌノ  
デシヨウガ、此ノ根據ハ何カ一般ノ賃借ト稱スル修繕ニナルモノ  
デ、之ハドウカナレバ、賃貸人ガ任シテ居ラヌノデセウ、然ウス  
ルト保持修繕ト云フモノハ何ウ云フモノヲ指スノカ

(栗城報告委員) 大小ハアルガ、日本デ見レバ障子ノ張替位デア  
リマス、之ヲ窓瓦落斯ノ毀レニシテモ、燬壞ノ繕ヒニシテモ、家  
主ノ負擔トスルト、佛蘭西ノ保持修繕ハ、日本デハ大修繕ニナツ  
テ仕舞フ、然ルチ日本デハ障子ノ張替位ニシテ仕舞フト云フ報告  
委員デ議論モアツタノデ、日本今日ノ習慣ニシテモ、賃借ト稱ス  
ル修繕ニナルト、障子ノ張替トカ、戸ノ落チタ繕ヒトカハ、借人  
ガシテ居リマス

(渡委員) 清岡サンノ入レナイ旨意ハ、三十五條ニ「大修繕及ヒ  
保持修繕」ト書イテアル、又三十六條ニハ大修繕ハ賃借人ヨリ要

求セズトアル、アレバ何ウナルカ

(清岡委員) 此儘テモ宜シイ

(渡委員) スルト、大修繕ト、小修繕ト云フ要用ガナイ

(松岡委員) 之ヲ削テ差支カアルヤ否ヤ、大修繕保持修繕ト書イ  
タハ何ウシテ書イタカト云フニ、用收權ノ比較ヨリ來タノデ、用  
收權ハ虛有者ガ大修繕チシテ、小修繕ハ用收者ガスル原則デ、故  
ニ用收權チ置テ、大小ノ區別ハ必要デアリマスガ、然ルニ用收權  
ト違テ大小修繕共、賃貸人ガ擔當シナケレバナラヌ、然ルニ用收  
權ガナクナツテ見レバ、區別ハイラヌ、賃人ガ擔當スレバ一口  
ニ云ヘバ、修繕ハ悉クスルノデ、大ト小ト云フ要ハナクナツテ仕  
舞フ、又之ヲ削レバ三十六條ガ分ラヌト云フガ、全體上ノ大小カ  
ラ起タノデ、大小共ニ擔當スルト極メレバ、土地ニ必要ノ修繕ス  
ル丈ケデ差支ナイ、ソレデモ朝夕がも々々ヤラレテ困ルト云フ理



窟モ、誰ガ疊替ヘナリ、障子ノ綺麗ニナルチ、借主ガ嫌厭ガルニ  
スルモノハアリマセン、若シ之々ノモノハ借人カシナケレバナラ  
ヌトシテ、習慣ニ反シタモノハ格別トスレバ差支ガアロウト思フ  
併シ然ウスレバ大、小、中チ分ケナケレバナラヌ

(渡委員) 御旨意ハ能ク分ツタ、スルト諸君方ノ論ニスルト、三  
十五條ノ大小修繕チ置タガ之ヲ削ラント欲スレバ、彼レヘ溯リ、  
彼レカラ削ラナケレバナラヌ次ノ三十六條ノ大修繕ト云フモノモ  
重モナル修繕トシテ置ケバ宜イト云フ、清岡、松岡兩君ノ旨意ト  
思フガ、此處デ成程大修繕、保持修繕ト云タハ、如何ニモ御論ノ  
通り、用收權デ用收權ト處有者ノ權利チ分ケタカラ、引合ニ持テ  
來タデモアロウガ、然レトモ貸借ノ上ニ於テ、貸人、借人ノ權利  
ハ此條デ分ツテ來ルノデ、三十五條デ大修繕及ヒ保持修繕ハ云々  
ト云テ來テ居ルニ、此ノ大修繕ト云フハ何モノカ分ラズニ居ツタ

ノチ、分ラセ様ト云フノデ三十五條ハ詰ラヌコトデモアリマスマ  
イ、然ルニ三十六條ノ大修繕チスルニシテハ、借人ガ不便デアツ  
テモ、貸人ガ差操ツテスルコトガ出來ル、而シテ借人ガ不便チ感  
ジ、妨ケラレタトキハ賠償チ得ルノ權利アリト云テ居ルガ、畢竟  
大修繕デアルカラノコトデ、重モナル必要ナル修繕チ貸人ガスル  
如キハ、無要ノ修繕ハ難モシナイカラ、必要ニハ違ヒナイ、其内  
悉ク必要トシテ仕舞ツテハ、何デモ必要トナルカラ、借人ノ方カ  
ラ損害要償チ求ムル様ナ苦情ニナレバ、三十六條ハ削ラヌト不都  
合デ、三十六條チ置ケバ、大修繕ハ斯ウ云フモノトシテ居ルカラ  
借人ノ方デ不便デモ押シ切ツテ居ル、其代ハリニハ、補助チヤル  
コトガ出來ル、權利義務カ分テ居ル、之チ第三十五條ニ溯テ削ラ  
ントシテモ、三十六條ノ大修繕チシタトキハ云々ト云フコトモ、  
畢竟大修繕デアルカラ、借人ハ不便チ感じテモ承引ガナケレバナ



ラヌト云フコトガ分テ來ルノデ、之ヲ三十五六條ノ大修繕ヲ除キ  
マシテハ旨意ガ分ラヌ、私ハ大修繕ノ説キ明シハ要用ト思フ故ニ  
報告委員ノ提出案ヲ賛成致シマス

(鶴田委員) 私ハ諸君發議デ、大修繕ト保持修繕ノ必要ハナイト  
思テ防キマシタガ、能ク考ヘルニ用收權ト對セズノミナラズ、必  
要ト思フノハ、南部サンノ仰シヤル通り三十五條デ合意ノトキハ  
格別、又習慣ニ依レバト云フ以上ハ、契約ヲ拋棄スルカ知レヌ、  
借りテ私が引受ケ様ト契約シタ日ニハ、矢張り大修繕ハ家主ガ引  
受ケルノデアリマスカラ、然ウ云フトキハ保持修繕ハ借人ガ引受  
ケルトナレバ大修繕ハ無論家主ナリ、又其大修繕ハ斯ウ云フモノ  
ト云フ標準ガナケレバナラヌ、又慣習ニ依ル時分テモ、其慣習ハ  
何レ保持修繕ノ慣習ダ之モ法律デ保持修繕ハ斯ウ云フモノト、標  
準ヲ立テ置ク方ガ宜シイ、三十五條ノ通りデ已ニ無用ノ様ダガ置

クガ宜イ、況ンヤ六條ニハ矢張大修繕ヲ除イテ宜シイ様ダガ、前  
ニ區別シテ置ケバ、六條ニモ云ハンデハ行カヌ様ニナルカラ、私  
ハ前説ヲ改メテ置ク方ニ同意致シマス

(村田委員) 私ハ能ク考ヘルニ、三十五條ニ一般賃借ノ云々ヲ削  
タガ、アレカラ出タト思フ彼方ヲ直セバ、大修繕ヲ示スガ宜シイ  
(南部委員) 直スヤ否ヤハ別論デ、末項ノ所へ以テ來テ、特別ノ  
規定ニ依レバ地方ノ習慣ガアツテ、其習慣ハ本條ト異ナルトキト  
云フノハ、即チ賃借人ノ擔當シナイデ、賃借人ガ擔當スルノ習慣  
ガアレバ、其習慣ニ從フト云フコトハ、修正シテ出スコトニナツ  
テ居リマス、然ウ致シマスト、地方ノ習慣ガアツテ小修繕ト云フ  
モノヲ、賃借人ガ擔當スルハ當リ前デヤガ、賃借人擔當スルコト  
モアルカラ、然ウスレハ保持修繕ト大修繕ノ區別ハ何ウシテモ立  
テ置カナケレバナラヌ、六百三十六條ニ行ツテ、大修繕ト云テア



ルガ、矢張り大修繕トシテ原案ノ通り置カナケレバナラヌ、スレバ大修繕ト云フコトハ縦令昨日ノ通りニナツテモ、矢張り關係ヲ有シテ居ル、ソレデ前ノ條ヲ修正シテ出スハ別ノ話デアリマス

(委員長) 小サイコトハ借人ガスルニハ違ヒナイ

(松岡委員) 第四項ヲ削テ見ルト、一般ノ貸借ト稱スルモノハ疊ノ表替、障子ノ張り替デ

(委員長) 然ウ云フモノハ貸主ガ任セズトナレバ、借主ガ任スルデヤロウ

(松岡委員) ソレヲ取消シテ残ツタ井戸ノ浚ヒ方迄、借方ガスル方ニナルノデス

(委員長) 雨水溜トカ、或ハ水道ノ管トカ云フ、浚ヒ丈ケヤツテ障子ノ張り替、疊ノ表替モ貸主ガシナケレバナラヌト云テモ、實際行ケル話デナイカラ、ソレハ合意ト從來ノ慣行デ、大概行ハル、

ガ、凡ソ雨水溜ノ浚ハ借主ガヤルトシナイト、種カデアリマスマイ、ソレデ、六百三十六條ノ間へ通入ル、五百九十一條ノモノヲ改正シテ、修正案ノ六百三十六條ノ通り書イテ居ル、書キ方ニ付テ、容レルヤ否ヤチ極メテ賈ヒタイ、前ノ所ニ付テ論ガアルナレバ、修正案ノ出タトキニシナイト分ラヌ

(尾崎委員) 今必要ハ置タカ否ヤデ、私杯ハ置タ方即チ修正案ヲ賛成

(委員長) 充分側ラナケレバナラヌ理由ガアレバ兎モ角モ原案ニアレ丈ケ書イテアルカラ

(南都委員) 御置キニナルナレバ、其置キニナツテ其上デス

(委員長) 五百九十一條ヲ修正シテ入レルノダロウガ、先ツ修正チ容レルヤ否ヤチ極メマセウ

(鶴田委員) 私ハ容レル方



(尾崎委員) 私モ容レル方

(渡委員) 容レル方

(村田委員) 容レル方

(清岡委員) 置テモ宜シイ

(西委員) 私ノ惟フニ、一應ハ大小ノ區別ハナクツテ宜イト思タガ、後チノ六百三十六條ノ所チ考ヘテ見ルニ、何ウモ必要ガアリマス様デ、依テ再ビ修正デ宜シイト思ヒマス

(委員長) 然ウスレバ松岡サン文ケダ

(松岡委員) 私ハ大小ノ區別ハ不要ト思フ、併シ入ルナレバ之ハ容レテ、保持修繕ト一級ノ賃借ト稱スル例チ細カクシナケレバナラス、大修繕ノ例チ擧ケテ跡チ漠然トシテ置キマシテハ誠ニ不都合デス

(委員長) 容レルコトニシテ、此修正ニ就テ意見ガアルナレバ、

大小ノ區別チ付ケルヤ否ヤデス

(村田委員) 私ハ修正チ可トシマスガ、之ニ「土臺」ガナイノハ悉ラクハ「ボアソナード」カ知ラヌカラテセウト思フガ「土臺」チ加ヘタイ

(南部委員) 「ドダイ」トハドウ云フ字チ入レマスカ

(村田委員) 「土臺」ト書イテモ宜シ、又「基礎」ト書イテモ宜シイ

(西委員) 床ト云フモノハ

(渠塚報告委員) 御座イマセン、ソレ故「類」ト云フ字チ入レマシタ

(松岡委員) 土臺ガ落チテ居ル、根太板ガナイ杯ト云フト、悉ク請負帳見タイナモノガナケレバナラス

(尾崎委員) 「土臺」ハ入レテハドウカ



(渡委員) 宜シカロウ

(西委員) 「天井」ヨリハ「床」ガ入用ト思フガ

(栗塚報告委員) 「重モナル壁又ハ天井又ハ床板ノ修繕一個又ハ  
數個重モナル梁柱基礎ノ變更及ヒ屋根増壁」トシテハ

(南部委員) 「増壁」ハ宜カロウ

(栗塚報告委員) 之ニハ板壁ガナイガ、小修繕ニナルカモ知レヌ

(尾崎委員) 「増壁」デ宜イデセウ

(栗塚報告委員) 「土除壁水除壁」ハ除ケマス

(委員長) 「増壁」デ宜イデセウ

(栗塚報告委員) 「増壁」ト致シマス

(南部委員) 「類」ヲ除イテ「等」ノ字ヲ入レテ宜カロウ

(清岡委員) 「等」ノ字ハ置カンデ宜イデヤナイカ

(橋田委員) 「等」ノ字ハ置クカ宜イ

(委員長) 「類」ノ字ハ除イテ仕舞フカ

(渡委員) 「如キ」ト入レテハドウカ

(清岡委員) 修築、製造、改造ダカラ「類」ハ入ラヌ

(尾崎委員) 「等」カ宜イ

(南部委員) 「等」ト書イテモ、制限シタノデナイカラ

(西委員) 修繕、變更、修築ノ類デ、ソレヲ大修繕ト云フノデヤ  
天井、壁杯ハ類デナイ

(尾崎委員) 「類」ハ削ロウデヤナイカ

(委員長) 「類」ハ削ツテ仕舞ヒ、眼タ方ガ宜イカ知レヌ

(清岡委員) 「變更」ト云フ字ハオカシイト思フ、變更トハ模様  
ヲ變ヘルトカ云フトキデアリマスカラネ

(尾崎委員) 模様變ヘモ變更デヤカラ

(委員長) 大修繕ヲ極ノタラ、小修繕ハ分ルト云フノカ



(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ハ此ノ外ハ保持修繕トハ云ヘ  
 ヌ、何ゼナレバ云タ爲ノニ末タ外ニ大修繕ガアルカモ知レヌ、例  
 ヘバ階子ノ全部ノ改造ハ何ニシテ宜イカ分ラヌカラ、裁判官ガ見  
 テ、大修繕トスルカ、小修繕トスルカデアルト云フ  
 (鶴田委員) 其旨意カラ云フト「等」ノ字カ「類」ノ字ハ欲イノ  
 デアリマス

(松岡委員) イヤ、併シ「類」ト掲ケテモ説明中ニモアル

(栗塚報告委員) 裁判官ニ任カセルカ宜イ

(委員長) 然ウスレバ「類」ノ字ハ入レルガ宜イカ

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ハ入レル旨意デアリマス、制  
 限シタ旨意デアリマセン、併シ此ノ位ト思ヒマス

(委員長) 能ク開テ置カスト、一方ハ類ニナラヌトナルゼ

(南部委員) 併シナガラ悉ク掲ケ盡スコトハ出来マセン

(委員長) 併シ裁判官ノ目安テ掲ケタモノナレバ「類」ト一字ヲ  
 置タ以上ハ、皆ナ類ヲ見ナケレバナラヌ

(南部委員) 制限シタモノデアナイト云フ註釋位デ、宜サソウナ  
 モノデ

(栗塚報告委員) 「類」ヲ制リマスカ

(委員長) 「類」ハナケレバナラヌデセウカ

(南部委員) ナクツテモ宜敷ウ御座イマセウガ、制限セヌ場合ニ  
 モ、矢張り其字ガアリマス様デス

(委員長) アルケレトモ、ソレハ裁判官ノ認ムル所デ宜イガ此處  
 ニ「類」ト一字ガアルト、一ツデナイコトガアルカラ、推測ニ依  
 テ考ヘルト、類カアルト、外モアルト見ヘルカラ、原告被告ノ一  
 方ハ類ノ内デアト云フ、一方ハ然ウデヤナイト云ヒ、類ト、類デ  
 ナイトノ區別ヲスルニ困難デヤロウ



(南部委員) 私ハナイ方ガ宜イト思ヒマス

(松岡委員) ナイ方ガ宜イ、不動産ノ所デモ例ヲ示シタモノ丈ケ書イテ、類トモ何トモ書カズニアリマスカラ

(委員長) 「ボアソナード」ガ入レテ居レバ宜イガ、殊更ニ入レルト何ウモイカヌ

(栗塚報告委員) 全部ヲ、十分ノ一トカ、御氣付キガアツタカドウカ

(委員長) 區別ガ付ケバ宜イ

(松岡委員) 私ノ希望ハ、前條ノ修正ノ時分、先ツ此大體ハ悉ク保持修繕ナリト云フハレバ、書ク迄ハナイガ、一般ノ賃借ト稱スル修繕ト云フモノハ、一ツデアリ、ソレカラ保持修繕ガアルカラ、保持修繕ノ例ヲ少し許リト一般賃借ト稱スル例ヲ少し示サヌト、不都合ト思フ

(渡委員) 私ハソレヲ云ハヌ方ガ宜イト思ヒマス

(栗塚報告委員) 家ノ造リニ様々アルカラ、云テ置クト、皆ナ保持修繕トナルカラ、然ウスレバ用收者ガ負擔シナケレバナラヌ

(松岡委員) 報告委員テハ修正案ノ一般賃借ト稱スルモノハ

(栗塚報告委員) 之ハ皆ナ保持修繕ニナルダロウ、併シ障子ノ張替位ホカナイ

(松岡委員) スルト保持修繕ハ何デアリマセウカ、障子ノ張替迄通入ルトナルト、大キナ所ハトウ云ウモノカ、保持修繕ヤラ、分ラヌ

(委員長) 鬼ニ角三十五條ノ修正案ハ三十五條デヤルトシテ、概ノテ、三十六條ニ移リマセウ

第六百三十六條朗讀ス

第六百三十六條 賃貸人ハ建物ニ必要ト、ナリタル大修繕ヲ賃借



人ヨリ要求セス且之カ爲ノ賃借人ニ多少ノ不便ヲ生スヘシト雖  
モ之ヲ爲スコトヲ得

然レトモ、右修繕一月ヨリ多ク繼續スルニ因リ賃借人損害ヲ被  
リタルトキハ其賠償ヲ受クヘシ又時間ノ如何チ間ハス右修繕ノ  
爲ノ其賃借物ノ住居スヘキ全部又ハ其商業若クハ工業ニ十分必  
要ナル部分ヲ失フヘキトキハ賃借人ハ賃借ヲ銷除セシムルコト  
ヲモ得一第七百二十四條一

(鶴田委員) 「賃借物ノ住居スヘキ」ト云フハ何ウカ

(松岡委員) 此ノ損害ト云フノハ、十圓ノ家賃ヲ八圓シカ與ヘヌ  
ト云フノカ

(尾崎委員) 賠償ヲ求メラル、トナツテハ大變デヤ

(南部委員) 併シナカラ、修繕スルト云フノデ、住居ハ出來マセ  
ン、賠償ノトキハ仕方ガナイ、家賃ノ内カラ拂ハナケレバナラヌ

(尾崎委員) 家賃ヲ取ラヌトカ云フ位ナレバ宜イガ、損害賠償ト  
云フト、今迄百兩ツ、收入ノアツタモノガ、普請ノ爲メニ、五十  
兩トカ、三十兩トカ、七十兩トカニ減ツタカラ賃ハナケレバナラ  
ヌトシテハ、際限ガナイ

(南部委員) ソレハ裁判官デ極メルカラ

(尾崎委員) ソレハ譯ハナイガ、斯ウ云フコトハ今迄慣習ガナイ  
カラ

(南部委員) ナイコトハナイ、家賃ヲ幾許カ引クガ、アレハ即チ  
賠償デアリマス

(尾崎委員) 家賃ヲ引クト極ツテハ居ラヌ

(南部委員) 手渡シハシナクツテモ、一方カラ損害金ヲ出シマセ  
ウ、一方カラハ取ルトナレバ、差引キハ當リ前デス

(松岡委員) 家賃ヲ濟ムコトナレバ宜イ



(鶴田委員) 其方ガ宜シイ

(南部委員) 損害ヲ掛ケタラ償フハ原則ダカラ民法中カラ動カス  
コトハ出來マセン

(渡委員) 損害ト云フト大層ダガ、拵ヘコトヲシテモ、裁判官ハ  
事實ニ照ラシテ、スルカラ構ハヌ

(尾崎委員) 抛ツテ置ケバ、崩レテ仕舞フハ理ノ將ニ然ルヘキデ  
賠償ノ必要ハ果シテナイ

(南部委員) 裁判官ノ全權ニアルカラ

(栗塚報告委員) 賠償ガ取レヌトシテハ大變ダ

(尾崎委員) 家賃デ引ケル位ニシテ置テ宜シイ

(清岡委員) 日本ノ慣習デハ斯ウ云フトキハ立退キテスル、退カ  
シテ置テヤルカラ、三文モ入ラヌカ、之ハ其様ナ譯ニスレバ宜イ

(松岡委員) 期限内タカラ退カヌトナツタラ

(清岡委員) 退カヌトキハ賠償スルコトニナル、又家主モ立退カ  
ヌトキハ修繕シナイコトニナツテ居ル、之ハ賃貸借ガ極マツテ來  
ルどつこい殘ツテ遊ンデ、損害ヲ償ハル、ト、遊ンテ居テ、奸曲  
者ガ出來ルニ違ヒナイ

(南部委員) 併モ物權トシタラ仕方ガナイ

(松岡委員) 損害ヲ掛ケタラ償フハ、三ツ兒モ知テ居ル、此ノ原  
則ハ誰レデモ知テ居ルガ、英利西、獨逸チ初ノ、物ノ上ニ額チ極  
メタハ珍ラシクナイ、債力產物ハドレ丈ケヤルト定メテアル

(栗塚報告委員) 尾崎サンノ論ハ、賃貸ノ代價ヲ減スルト云フ丈  
ケニシタイト云フノデスカ

(尾崎委員) 然ウデ、家賃減少位ナレバ宜シイ

(松岡委員) 棟瓦ヤ何カハ宜イガ、左モナイト、始終普請シナケ  
レハナラヌカラネ



(尾崎委員) 日本ノ家デハ溜ラヌカラ、最ウ些ツト柔ラカニシテ  
賈ヒタイ

(渡委員) 一月ヨリ多ク繼續スルトキ、又時間ノ如何チ問ハズ  
トシテ、賃借人ハ其損害ヲ申受ケル丈ケデ

(松岡委員) ソレデハ家賃ヲ引クコトカ見ヘナクナル

(南部委員) 損害賠償デ宜イト思フ

(松岡委員) 輕疎ノ人民デ、近所ニ大火事ガアツテ、修繕シナケ

レバナラヌコトガ度々アルト、ドウ斯ウ云フコトガアルノデ

(栗塚報告委員) ケレトモ、裁判官ニ求ムルモ、中々家賃ドコロ

デナイ、損ガアルマイトモ云ヘヌカラ、始終家賃ニ止メ置クト云

フ理窟ハナイト思ヒマス

(渡委員) 裁判官ニ任カシテ置テ宜シイ

(松岡委員) 貴君方ハ裁判官デナイカラ、裁判官ニ任カセル裁判

官ニ任カセルト云フガ、實ニ昨夜モ外國人ガ云タガ、習慣ハ成丈  
ケ貴君方ハ採レト云タデヤナイカ

(渡委員) 外國人ノ云フコトハ構ウモノカ、彼等ハ何チ云チウト

モ宜シイ

(清岡委員) 佛蘭西法テモ「然レトモ四十日ヲ經過シテ」云々「

賃費ノ代價ヲ減ズベシ」トアル

(尾崎委員) ソレナレバ宜シイ

(清岡委員) 何ゼ斯ウシナカツタカ

(栗塚報告委員) ソレヨリ上ガアツタトキト云フノデス

(松岡委員) ソレハアルノデ「ボアソナード」ハ實際チ知ラヌノ

デ、所謂學者論デアリマス

(清岡委員) 「ボアソナード」モ油断ハナラヌ

(南部委員) 損害ハ必ラズ家賃ノ半額ト極ツタモノデアアリマセ



ンカラ

(松岡委員) ソレハ一般普通ノ損害デ云フカラデ、修繕スル人ハ  
悪意デハナイ

(尾崎委員) 日本ノ慣習ハ大修繕チスル場合ニハ、立退イテ呉レ  
ト云フニ、素ヨリ住居モ出来マセンガ、借人ハ向ウカラ賠償チ受  
クルト、今立退クニハ及ハヌ、此處ニ居ル以上ハ二百圓ノ商ヒノ  
アツタモノガ、二十兩シカナイト、百八十兩ノ損ダカラ、ソレハ  
何卒下サイト求メサセテハ際限ガナイ

(南都委員) 先ツ第一御覽チ願ヒ度イハ修繕ガ一月ヨリ繼續スル  
ハ稀レナ話デ、大變大キナ修繕デ、修繕チ一月以後スルハ稀レナ  
建物ト見ナケレバナラヌ、其上總テ修繕ト云フモノハ、必ラズシ  
ナケレバナラヌトキニ爲ヘキデアリマス、稀レナ場合ニ際シテ、  
賃借人ニ迷惑チ掛ケテハ其迷惑チ掛ケタ丈ケテ償フハ、一般ノ法

民財一下ノ二七二

理上然ルベキデ、然シテ見レバ賃借人ノ損害チ受ケタコトハ、賃  
借ノ金デ償フコトノ出来マセン場合ニ、ソレデモ賃借人ノ金ヨリ  
上ニ償ヒガ及ブト云フコトハナイ、畢竟佛蘭西民法ハ、之ハ修正  
案ガ出テ、修正案チ委員ニ呈シタ位ダカラ、佛蘭西民法チ何所マ  
デモ採ルノデハナイガ、最早修正スルト云テモ、已ニ議場ニ出タ  
位デ、條理カラ論シテモ、家賃ヨリ上ハ拂ハスシテ宜シイト云フ  
民法デ制限スヘキデアリマスマイ

(松岡委員) ソコガ悪イノダ、尋常普通ノ修繕チシテ人ノ用捨モ  
ナク、悪意テスレバ損害賠償ハ適當ダガ、然ルニ此ノ起リハ賃人  
ハ我修繕スヘキ權ガアツテスルノデアレバ、家賃チ以テ標準チ立  
テ行クノハ、適當デアリマス、佛蘭西民法ハ改正ガ出タト云テモ  
此ノ條ガ出テ居ルカ、何ノ條カ知レヌガ姑ク此ノ條トシテモ日本  
ニハ適當デアリマス



(南部委員) 御注意ヲ願ヒマスルガ、物權ニスルト其處ハ價值ヲ重クシナイト、今日本ニアル貨貨ト違ヒマスカラ、注意ヲ願ヒタ  
イ

(栗塚報告委員) 實際斯ウ云フコトガアロウト思フノハ、只今尾崎サンノ仰シヤツタ通り、家賃丈クダ、其他ハ求メルコトガ出來ヌト云フコトハナイ何セナレバ民法上他人ニ損害ヲ掛ケテ、之ヲ償フハ原則ガアルカラ、逕爾ハアルト思ヒマス

(松岡委員) 「ボアソナード」ノ旨意ハ然ウデナイ、法律ニ於テ何々ハ斯ウ云フ測キチスルト云フノタカラ、原則カアツテモ差支ナイ

(栗塚報告委員) 他人ニ損害ヲ掛ケテ、賠償ハ出來ヌトシタラ實ニ大變デヤ

(清岡委員) 大工カ買ツタトカ、何トカ云フ場合ハ別デスカ

民財一ノ二七二

(西委員) 損害賠償ハ何ウ云フ場合ト豫メ云フコトハ出來マセン  
(村田委員) 日本デ見レバ普請ハ一月位ハデキダカラ賃貸人ハ迷惑テアリマセウ

(松岡委員) 「アコラス」ノ註ニモ、四十日ヲ超ヘレバ、借主ハ賠償ヲ要求スルノ權利アリトアル

(栗塚報告委員) 此處ハ其外ニ又損害ノ屬ツタトキ、取レトシテ不當デヤナイ

(鶴田委員) 起立ニ間フテ極メマセウ

(松岡委員) 私ハ尾崎サンニ同意

(鶴田委員) 文字タカラ御相談ナスツテ

(栗塚報告委員) 私カラ笑作サントモ相談致シマス

(村田委員) 先ヘ行キマセウ

第六百三十七條朗讀ス



第六百三十七條 若シ賃借人カ第三者ノ所爲ニ因リ收益ニ係ル權  
利ニ妨害又ハ爭論ヲ受ケ其原由賃借人ノ責ニ歸スヘキモノニア  
ラサルトキハ賃借人ヨリ合式ニ告知ヲ受ケタル賃借人ハ之ニ參  
與シテ賃借人ヲ擔保シ又ハ其損害ヲ賠償スヘシ(第一千七百二十  
五條乃至第一千七百二十七條)

(松岡委員) 「合式」トハ何所ニ出テ居リマスカ

(栗塚報告委員) 式ニ從テ告知ヲ受ケタト云フノデス

(松岡委員) 「其或」ト云フハ何所ニアリマスカ

(栗塚報告委員) 訴訟法ニアリマス

(南都委員) 宜ケレバドウテスカ

(尾崎委員) 宜クバ決定シテ、是レテ食事ニ致シマセウ

于時正午十二時 喫飯ノ爲休憩ス

午後第一時開會

(委員長) 六百三十六條ヲ極ノマシヨウ

(南都委員) 家賃トシテモ宜イカ知レマセンガ若シ家賃ヨリ大キ  
ナ損害ヲ償フコトガ出來マセンデハ誠ニ困リマス

(村田委員) 私ハ實ハ置ク方デ御座イマスガ一月ハ宜クハアリマ  
セント思ヒマス、佛蘭西ガ四十日デアリマスカラ、長クシテ置カ  
ヌトイカヌト思フ日本杯デハ梅雨杯ガアリマスト、三十日位掛リ  
マス、然ウスルト直キニ係リマスカラ

(清岡委員) 畢竟止テ得ヌカラデ、大修繕デ、人ノ商賣ノ出來ヌ  
コトハシタクナイガ、捨テ置クト大變破毀ニ至ルカラデ然ウ云フ  
場合ニ若シ破レタラ、借家人モソレ丈ク損チシナケレバナラヌ、  
二十圓カソコイ等ノ家ヲ借リテ、百圓以上ノ損害ガ生シタト云ヒ  
出ス様ナコトガアルト、五月モ、六月モ上リテ足シテ賠償チシナ  
ケレバナラヌト云フ様ニナツテハ、屋根ヲ修繕シタ爲ノニ、借家



人ノ損害迄出スモ、實ニ堪ヘヌ話シテ、日本今日ノ習慣ニ然ウ云フコトハアリマセン、之ヲ民法ニ立テ置キ、出テ行ツテ呉レ、修繕スルカラト云フモ、益ニハナラズ、修繕スレバ損害賠償シナケレバナラヌトナルト、厭ヤデモ修繕ハシナイ様ニナル、不都合モ起ルカラ、然ウ云フコトニナツタラ、假令バ二十圓ノ家賃デ、賃タモノハ半分引切ツテヤルトカ、十圓丈クハ家主ノ損、其代リ借家人ハ半分ト云フ位ニシテ、假令賠償ハ置クニシテモ、平素賃テ居ル家賃ノ上チ出テ、賠償シナケレバナラヌトナツテハ甚ダ困ルト思ヒマス

(南郵委員) 私ノ注意ヲ願ヒマスルノハ、畢竟賃借權ハ今迄ノ賃借トハ餘程性質ノ違フコトハ已ニ御承知デ御座イマセウガ、物權ニシテアリマス、然シテ見レバ佛蘭西ニ只ダノ賃借ノ人權ノモノト區別致シマスナリ又用收權ヲ制ツテ仕舞ツタ以上ハ賃借權ニモ

亦一向ナイシ、全體是迄ノ習慣ニアル賃借トハ違フハ固ヨリ明カナリ、又六百三十五條デ見テモ、一切ノ修繕ハ賃借人ノ義務トシテ物權トシタ以上、賃借人ノ權利ハ何ウト決定シタノダカラ、是レ迄ノ所デ見レバ何ダガ賃借權ハ一種ノ物權トシテ居ルカラ、其權利ハ何ウトシナケレバ不都合ニナル、假令賃金ヨリ上ノ損害力アツテモ論セナイト云フ主義ニシテハ、恐ラク賃借權チ置キマシタ主意ニ違フ様ニナル、尤モ此處許リテハナイ、漸々先へ行クト權利ノ權衡ヲ採ラナケレバナラヌ又賃ニ損害ガアツタナラバ致方ハナイ、自分ノ家デ、自分ノ家が毀ハレテ修繕シテ損害チ蒙ツタト云テモ、自分ガ招クノダカラ、仕方ガナイ、他人ノ家チ借リテ居ル爲メニ、破毀チ來シタノデ、急ニ修繕シナケレバナラヌコトチ最初見込ンド大概一年ナレバ、一年ノ期限チ極メテ居ルカラ、修繕シナイデ宜シイケレトモ、ソレチ超シテ、破毀チ來シタ時分



ハ賃貸人カ修繕スルハ當リ前デ、損害ヲ掛ケタトキハ償ハズニ、  
賃銀丈ケニ止ノルハ民法上ニ極ノル賃借權ノ起タ、法律ノ精神ニ  
抵觸シ、又民法上賃借人ノ權利ヲ殺グノデ、誠ニ人民ノ權利ヲ害  
スル様ニナリハセヌカ

(清岡委員) ソレモ一理アルガ、大元トニ復ツテ考ヘテ御覽ナサ  
イ、以前ハ家主ガ傷付ケテヤルノデハナイ、火事トカ、或ハ風災  
トカ、自然ノモノモアルガ、此處ハ自然許リテハナイ、暴風雨ノ  
爲ノニ随分損害モアルデアリマセウ、道理上カラ考ヘテモ、自分  
ノモノヲ天災ノ爲ノニ修繕シ、又借家人モ他人ノ家ニシテモ、兩  
方トモ不仕合セテ受ケタ場合ハ幾ラモアリマセウ、其不仕合セテ  
願ヒズ賠償スルト云フハ道理上出來マセン

(委員長) 住居ヲ重ク訪ケラル、若ハ賃借ヲ止ノルコトモアロウ  
又一ケ月モ掛テ出來ヌ以上ハ、法律ガ斯ウアルト、合意ノ契約ヲ

ヤルト思フ、又損害賠償トアレバ、家賃ノ奢キ方ニシテ幾ラカ減  
スルコトモ出來様シ、賃人ト借人ノ間デ、是レ丈ケ本文ガアレバ  
自由ガアルカラ、私ハ原案ノ通りニシテ於テ宜イト思フ

(鶴田委員) 私ガ代言人ナレバ取ラセマイト思フ、時間ノ如何ヲ  
問ハス、商業、工業ノ充分出來マセントキハ、何時モ賃借人ハ自  
ラ契約シテ立退キノ出來ルモノデアツテ見レバ、何故立退カヌカ  
否ヤ云ハレルノダ、ソレチ契約ヲ銷除セズ、立退料杯チヤル道理  
ハナイ、私ハ取ラセナイ

(委員長) 氣遣ヒハアルマイカラ、原案デ置コウ

(村田委員) 私ハ一月ヨリハ責ノテ、佛蘭西ノ如ク四十日位ニシ  
テ置キ度イ

(委員長) 村田君ノ説ガ多數ナレバ格別、然ウデナケレバ原案デ  
置キ先へ行キマセウ



第六百三十八條朗讀ス

第六百三十八條 若シ妨害カ、戦争、旱魃、洪水、暴風若クハ火災ノ如キ抗拒スルコトヲ得サルカ又ハ官廳ノ處分ヨリ生シ賃借人ノ力爲メノ收益即チ毎年ノ利得ノ三分一以上ノ損失ヲ受ケタルトキハ賃借人ハ其割合ニ應シテ借賃ノ減少ヲ求ムルコトヲ得若シ右ノ妨害引續キ三年間ニ及フトキハ賃借人ハ賃借ヲ解除セシムルコトヲモ得又然ノミナラス建物ノ火災ニ係リ又ハ其他ノ毀滅ノ場合ニ於テ所有者其毀滅ノ一年內ニ之ヲ再設セサルトキモ亦同シ(第千七百六十九條及ヒ第千七百七十條)

(南部委員) 朱書ノ如ク修正致シマス

(村田委員) 「建物ノ焼失又ハ其他ノ毀滅ノ」トアリマスネ、之ハ焼失ノ上ニハ見ヘナイ様デス

(南部委員) 建物ノ焼失其他ノ毀滅デ御座イマス焼失モ毀滅ノ内

デス

(村田委員) 「焼失毀滅ノ場合ニテ」トシタラ判然致シマセウト

思ヒマスガ

(南部委員) 「其他ノ」トアリマスカラ、毀滅モ焼失ノ内ダ

(村田委員) 分リマスカ

(尾崎委員) 分ル

(鶴田委員) 宜カロウ、三年間ハ餘リ長イデヤナイカ

(村田委員) 年内ニ再設セヌトキハ消ヘテ仕舞フ、若シ年内ニ燒ケタ奴ガ、再設スレバ、六百五十七條ト抵觸ハシマセンカ

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ノ案ダカラ抵觸ハ書キマセンデセウ

(南部委員) 全部ノ焼失ハ其内ニ遁入リマセン

(村田委員) 宜シイ



(委員長) 格別ハナイ様ダ

(渡委員) 修正テ宜シイ

(委員長) 宜ケレバ先ヘ行キマセウ

第六百三十九條朗讀ス

第六百三十九條 土地又ハ建物ヲ以テ主タル目的ト爲シタル賃借ニ於テ其坪數カ契約書ニ記載シタルモノヨリ少ナク又ハ多キトキハ土地又ハ建物ノ賣買ニ於ケルト同一ノ條件ニテ借賃ノ増減又ハ契約ノ銷除ヲ爲スヘシ(第七百六十五條)

(栗塚報告委員) 修正シテ「右ト同一ノ物ト」云フヲ「土地又ハ建物」ト改ノマシタ

(渡委員) 修正デ宜シイ

(委員長) 「條件」トアルハ宜イカネ

(栗塚報告委員) ヘイ

(鶴田委員) 宜シイ

(尾崎委員) 修正デ宜シイ

(委員長) 宜ケレバ先ヘ行キマセウ

第六百四十條朗讀ス

第六百四十條 若シ小賣商業ヲ營ム爲メ建物ノ賃借ヲ爲シ賃借人其建物ニ連接シタル建物又ハ同一ノ構内ニ在ル建物ノ一分ヲ保存シタルトキハ其賃借人ハ之ト同一ナル商業ヲ營ム爲メ其一分ヲ他人ニ賃借シ又ハ自身ニ占據スルコトヲ得ス

(南部委員) 六百三十八條ノ「賃借ノ銷除」ハ「賃借ノ銷除」ト直リマス、三十九條ノ二項モ「賃借」トナリマス、ソレデ六百四十條ハ削除ノ修正説ヲ提出シテアリマス

(松岡委員) 削除ハ實ニ修正委員ノ活眼、是レ位デナケレバ行カヌ、誠ニ結好デ御座イマスカラ賛成致シマス



(栗塚報告委員) 削除ニナル前ニ、報告委員中私一人削除説ニ反對説デアリマシタ、併シ反對説ヲ主張ハ致シマセンガ、報告委員中デモ、何ウ云フ説ガアツタカ御望ミナレバー一言致シマス、削除ノ理由書中ニモアリマス通り、元來此コトハ家主ハ賃借人ニ収益セシムル義務ガアル、其擔保ノ結果トアリマスカラ、註テ御覽ニナルト分リマス

(鶴田委員) 修正デ宜シイ

(清岡委員) 之ハ起案者ノ自己流ノ説デスカ

(栗塚報告委員) 他ノ法文ニアリマスカ、專ホマセンガ、佛蘭西法ニハ御座イマセン、併シ私一人維持説ヲ唱ヘテ置キマシタカラ御参考ニ迄申マスガ、報告委員ヲ削除ハ小賣商業ヲ營ム者ニ、家主ガ現在自分ガ酒屋ニ家ヲ貸シテ、又其隣リノ自分ノ家デ酒屋ヲヤリマシタトキハ、賃借人ノ權利ヲ廢知ニシ自分ノ擔保スベキ義務ガアルカラ、其義務ノ責ニ任セヌトキハ、責ヲ缺クコトハ明カナコトダロウ、元來競争シテ其酒屋ノ營業ヲ妨ケルコトハ見ス々々アルコトデアリマス、ソレチ家主ガスルコトハ、如何ニモ家主ニシテ仕テナラヌコトト思フ、自分デシテナラヌノミナラズ、現在一ツ長家ニ居テ、又其隣リチ酒屋ニ貸スノハ、不人情ノ所置ナリ、又商業ノ不繁昌ヲ來シ、商業保護ノ道ニ背キハシナイカト思フ、併シ又或ル家業ニ依テハ假令バ東京ノ網鬆屋、料理屋等ニ至テハ、近所ニ同業ノアル方ガ、結句繁昌スルコトガアリ、網鬆屋ノ如キハ、一軒ニナケレバ、隣ヘ行クカラ、軒並ビノ方ガ宜シイ又引手茶屋モ並ンデ居ルカ、宜イカモ知レヌ、併シ之ハ特別ノ例デアルガ、併シナガラ變結床ノ例ニシテモ、私ガ變結床ニ家ヲ貸シ、又隣ヘ變結床ニ貸シテハ今迄一軒ニ來タ花主ガ二軒ニ分レル譯デ、三軒、四軒トナリマシタ以上ハ、一ツ家主ガ爲スヘキデナ

務ガアルカラ、其義務ノ責ニ任セヌトキハ、責ヲ缺クコトハ明カナコトダロウ、元來競争シテ其酒屋ノ營業ヲ妨ケルコトハ見ス々々アルコトデアリマス、ソレチ家主ガスルコトハ、如何ニモ家主ニシテ仕テナラヌコトト思フ、自分デシテナラヌノミナラズ、現在一ツ長家ニ居テ、又其隣リチ酒屋ニ貸スノハ、不人情ノ所置ナリ、又商業ノ不繁昌ヲ來シ、商業保護ノ道ニ背キハシナイカト思フ、併シ又或ル家業ニ依テハ假令バ東京ノ網鬆屋、料理屋等ニ至テハ、近所ニ同業ノアル方ガ、結句繁昌スルコトガアリ、網鬆屋ノ如キハ、一軒ニナケレバ、隣ヘ行クカラ、軒並ビノ方ガ宜シイ又引手茶屋モ並ンデ居ルカ、宜イカモ知レヌ、併シ之ハ特別ノ例デアルガ、併シナガラ變結床ノ例ニシテモ、私ガ變結床ニ家ヲ貸シ、又隣ヘ變結床ニ貸シテハ今迄一軒ニ來タ花主ガ二軒ニ分レル譯デ、三軒、四軒トナリマシタ以上ハ、一ツ家主ガ爲スヘキデナ



イ、何トナレバ擔保シナケレバナラヌ収益サセル家主ノ義務ガアル、ソレヲ見ス々々脊クコトヲ法律デ許スコトハ出來マセン、一步進メテ申セバ、法律ニ書イテ置カヌト削除トナルケレトモ、裁判所ヘ向テ、私ガ役人デ、其トキ私ノ家主ガ、又隣リヘ酒屋ヲ營ムトキハ、自分ノ花主ヲ失フ爲メニ、損害賠償ヲ家主ニ向テ訴ヘルコトガ出來ル、佛蘭西ノ裁判例ガアリマス、之ハ註ニモ「ボアソナード」ガ云テ居ルコトデ、之ヲ削除ニナツテモ、損害ヲ掛ケタトキハ矢張り擔保ノ旨意デ、損害ヲ蒙リマシタト云テ、訴ヘルコトガ出來ル、左スレバ本文ヲ置テモ其事實ガ起タ以上ハ、裁判官ハ採用ニナルト、想像シタ以上ハ、之ヲ削除シテモ貴君方ノ旨意ハ立ツマイ、報告委員デモ、栗塚ノ論ハ德義ヲ責ノルノデ、法律ノ範圍デ論ズルモノデナイト云フ説モアツテ、成程其嫌ヒハアルカハ知レマセンガ、實際ニ於テ小賣商業ヲ營マセ、又自ラ家主

民財一下ノ二七九

ガ、酒屋ヲ初メ、或ハ私ガ賃借人デ酒屋ヲ初メ、又隣リヘ私ノ築昌ヲ毀ンデ、酒屋ヲヤルトキハ、私ニ取テハ甚ダ迷惑デアリマスカラ、幾分力賃借人ヲ保護スルノ點モアリ、且裁判例モアリマスカラ、起案者ノ旨意ハ誠ニ能ク分テ居ルガ其邊力御分リノ上、削除ニナレバ異存ハアリマセンガ、一應反對説ヲ唱ヘタ丈ケテ御決意前ニ申上テ置キマス

(鶴田委員) 御尤モデ御座イマスガケレトモ、理窟ヲ付ケレバ何トテモ付クモノデ

(栗塚報告委員) 「小賣商業ヲ營ムコトヲ得」ト御書キニナツテ置ク方ガ旨意ニ適ウ、ソレ丈ケハ異議ハアラセラル、マイト思ヒマス

(松岡委員) 「得ル」ト云ハンテモ宜イ

(鶴田委員) 佛蘭西ノ裁判例ガアツテモ構ハヌ



(清岡委員) 裁判官ハ然ウ云フモノナラ探ラヌトハ云ヘヌカラ、探テ、取レヌト、裁判ヲ與ヘルカラ仔細ナイ、探ルニ依テ、法律ニ揚ケナケレバナラヌト云フコトハナイ、御説ニ依レバ、例ヘバ淺草ノ雷門ノ内ノ如キハ、同シ店ガ仰山並ンデ居ルガ、ソレハ皆ナ同シ商家デ、又何處ノ町内ニハ揚弓場ガ並ンデ居ル、又瀬戸物町ヘ行クト瀬戸物屋ガアル様ナモノデ、其方ガ便利ガアル、此レ等ハ外ニモアルノデ、然ウ云フモノハ、素ヨリ此限ニ在ラズ飛ヒ離レテ妨害スルコトハナラヌト書キ分ケテシナイト、貴君ノ主意ハ通り兼ル、ソレカ六ヶ敷イトナレバ寧ロ側タ方ガ宜シイ

(松岡委員) 魚市場ノ近所ニ魚屋チヤルコトハナラヌトナツテハ忽チニ差支ル

(鶴田委員) 削除デ宜シイ

(渡委員) 削除デ宜シイ

(村田委員) 削除ガ宜シイ

(委員長) 多數ニ依テ制リマス、先ヘ行キマセウ

第六百四十一條朗讀ス

第六百四十一條 賃借人ハ賃借人ノ明許ナクシテ賃借地ニ適宜ニ建築又ハ植付ヲ爲スコトヲ得但現在ノ建築又ハ植付ニ何等ノ變更ヲモ爲スコトヲ得ス

賃借人ハ舊狀ニ復スルコトヲ得ル時ニ限り其爲シタル建築又ハ植付ヲ賃借ノ終ニ收去スルコトヲ得但第六百五十六條ニ於テ賃借人ニ與ヘタル權能ハ此限ニ在ラス

(松岡委員) 之ハ意味ニ於テ云ヒ分ハナイ

(村田委員) 之ハ宜シイ、當然ノコトダ

(南都委員) 五百五十六條ニ「用方ニ因テ」云々トアリマスカラ甚イ害ハナイ



(鶴田委員) 之ハ宜シイ

(尾崎委員) 論ハナイ

(委員長) 宜ケレバ先ヘ行キマセウ

第六百四十二條朗讀ス

第六百四十二條 質借人ハ質借ノ経過スヘキ現期ノ爲ノ其質借權

ヲ無償又ハ有償ノ名義ニテ譲渡シ又ハ其物ヲ轉貸スルコトヲ得

但反對ノ要約アルトキハ此限ニ在ラス(第千七百十七條)

第一ノ場合ニ於テ質借人ハ贈與者又ハ賣主ノ權利ヲ有シ第二ノ

場合ニ於テ質借人ノ權利ヲ有ス

右何レノ場合ニ於テモ質借人ハ質借人ニ對シ其義務ヲ免カル、

コトヲ得ス但質借人カ轉借人ト更改ヲ爲シタルトキハ此限ニ在

ラス

果實又ハ產物ノ幾分ヲ以テ借賃ト爲ストキハ質借權ノ譲渡若ク

ハ、轉貸ハ質借人ノ承諾ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ス(第千七百

六十三條)

(栗塚報告委員) 之モ「質貸借」トナリマス

(南都委員) 末項ニ修正ガアリマス、「金銀ニ換フヘカラサル」

ハ削除致シマス

(村田委員) 「轉貸スルヲ得」ハ「轉借」デハアリマセンカ

(清岡委員) 「借」テハアリマセンナ

(鶴田委員) 一項ハ宜シイ

(清岡委員) 「現期ノ爲ノ」ト云フハオカシイナ

(松岡委員) 現期ト云フハ、期限ト云テ置テ宜カリソウナモノダ

(栗塚報告委員) 経過スルコトガ現ツテ居ル所ノ質借ノ時丈ケト

原文ニハ書イテアリマス

(鶴田委員) 「経過スヘキ現期」ヲ無償又ハ有償トシテハドウダ



(栗塚報告委員) 殊ツテ届ル時丈ケ、其貸借カラ無償又ハ有償ノ名義ニテデス

(松岡委員) 期限間ト云フコトダナ

(栗塚報告委員) 「其間」ト云フコトヲ御座イマス「経過スヘキ時期中」トシテモ宜シイ

(松岡委員) 然ウスレバ宜イナ

(清岡委員) 「獲」ノ字ガナケレバ行カス

(尾崎委員) 之ヲ宜イ様ダ

(委員長) 「時期中」トシテ宜シイカ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座イマセウ

(波委員) 「獲期中」デ宜カロウ

(南部委員) 反對ノ要約モアリ、償借モアリマスカラ、差支ハアリマスマイ

(鶴田委員) 反對ノ要約アルトキハトアルカラ、三十五條モ書イテ貰ヒタイ

(栗塚報告委員) 貴君ノ馬車ヲ私ニ御貸シナサルニ、三ヶ月貸テ取テ貸ス、此トキ三ヶ月間ハ復タ無償デ他ニ貸ソウト、錢ヲ取テ貸ソウト、質ニ置コウト、隨意デアリマス、併シナガラ前ニ貴君ガ貸賃チナサルトキ、他所ヘヤツテ呉レテハ困ル、御前ガ乗ル爲メニ貸スノダカラト云ヘバ、復タ貸シハ出来マセンガ、ソレガナケレバ出来ルノデアリマス

(松岡委員) 一々證文ヲ取ルモノハナイ

(南部委員) 必ラズ書カナクツテモ、證人文ケモアレバ宜シイ

(松岡委員) 日本ノ證人ハ六ヶ敷イモノデ

(栗塚報告委員) 之ヲ反對ニ書コウト云フ説モアツタノデ、動産ト云フモノ丈ケハ物權ハ生ゼヌ、人権丈ケシカ生シナイトシテ、



不動産ノトキ出來ルトシテ書イタガ、何ウモ貸貸借デ、人權ト物  
權トニナルト、一番先キニ、勢力ノ賃借ハ人權、物ノ賃借ハ物權  
ト云タ以上ハ、第三章ニ云テ居ル物權ノミ云タノダカラ、特別ノ  
物ハ外ニ送ツタノテス

(松岡委員) 此處デ云フノテハナイガ、動産ハ物權ハ宜イガ、抑  
モ日本ノ習慣モアルカラ、併シ物權ハ惡イトハ末タ申マセン、諸  
君方ノ論モアルガ、事柄ハ人權ニスル方ガ宜シイ、假ヘルナレバ  
六百四十二條ニ書クニハ及ハス、人權ハ六百二十二條ニアル、勢  
力ハ人權ニスル、彼所ヘ物權ハ不動産ノミトシテ置ケバ宜イ、ソ  
レハ姑ク置テ諸君方ノ方ニテ良イ論ガアツタロウト思フ

(南都委員) 動産ト不動産トノ區別ガ六ヶ敷イ  
(栗塚報告委員) ドレ程ノ不都合カアルカト云フニ、反對ノ要約  
デ差引殘ツタ所ガ、默ツテ居ルト、私ト貴君トテ賃借スルト、貴

君ガ默ツテ居ルト、他人ニヤツテ仕舞フノ惡レガアリマス、又人  
權トシテ置タト、何ウカ、轉賃シタトキハ同シ結果ニナリマス、  
賃借チスルニ賃サヘ拂ヘバ構ハス、又他ノ者ニ賃シテモ、其主ニ  
返ヘレバ差支ナイ元來ハ人權ト思フテ打ツテ變テ行タト不都合ダ  
ガ、元來物權ダカラ轉賃シテモ宜イト許シテアレバ差支ナイ、物  
チ賃スニシテモ、賃ンサヘ取レバ宜イ、相手ノ人チ目的デ、賃借  
ニナルノデハナイ、法律デ賃チ宜イト云テ置タノハ、動産ノ上ニ  
ハ、置キ度クナイガ買カヌカラ書イタノデス

(松岡委員) 日本テモ、物ノ賃借シ様ト云ヘバ、先ツ人チ目的ト  
スルガ習慣デ、ソレカラ他所ノ國ニ、動産チ物權ニシタコトカア  
リマスカ

(栗塚報告委員) 御座イマセン、何處ニモナイ、證據ハ契約編ニ  
特ニ法律カ云テ居ル、合意ノ成立ツモノハ人ト人ダカラ、ナイ



(松岡委員)　ダカラ人権ニシテ置テ、不動産ノ如キハ一體ノ上カラ考ヘテ、物權トシテ宜シイ、自然カラ起ルノデ、熱心ノ爲ノ動産ヲ物權トシテ仕舞フハドウモ餘理論ニ過キハシナイカ、凡ソ日本テハ如何ナル者モ動産ヲ賃スハ其人ヲ目的トスルノデス

(栗塚報告委員)　併シナカラ人ヲ目的トシナイノモアリマス、賃サヘ取レバ宜イト云フノガアルカラ、時計ヲ賃借スルニモ、二日賃シテ呉レ、或ハ能裝束ヲ借り、私ガ着テ居ル代リニ友達ニ賃テモ宜イ、其代リニ賃ヲ拂ヘヨ、又私ノ友達ガ着ルモ、向ウハ賃サヘ拂ヘバ宜イノデアアル

(清岡委員)　今迄損料屋ハ賃入サレテモ遣ヘルガ、之ヲ置クト公然トヤレルノデ困ル

(栗塚報告委員)　ドウモ私モ其處ハ使用賃借トハ、著ク相違致シマスと思ヒマス

(清岡委員)　栗塚サンハ正直ナ人ダガ、先カ不正直ナ人タト困ル  
(栗塚報告委員)　使用賃借デハ出来マセンガ、賃ヲ取テ賃ス以上ハ仕方ガナイ

(清岡委員)　重轉賣チ生スルダロウ  
(南部委員)　重轉賣トハ違フ

(松岡委員)　私ニ云ハセルト、學者ノイタ説ト云フカハ知ラヌガ抑モ契約カラ成立ツモノデ、羅馬チ始メ各國賃借動産物ヲ物權トスルコトハ一ツモアルカ、ナシカデヤ

(渡委員)　凡ソ物權トシタラ仕方ナイ  
(松岡委員)　本體チ人權トシテ、約束デ物權トスルカ、極メナケレバナラス

(栗塚報告委員)　動産ナレバ人権、不動産ナレバ物權ト出来レバ宜イノデ、併シナカラソレハドウモ此仕組チ變ヘルコトハ出来マ



セン

(委員長) 質貸權ヲ轉讓サセルハ宜クナイト云フハ大問題ダネ

(鶴田委員) 何方カ宜イカ、動産ヲ物權ニシタカラダカ、之ヲ人  
權ニスルカ、或ハ動産丈ケ制限ヲ付ケルカダス

(果報報告委員) ソレハヤツテ見タノデ、ソレガ爲メニ始メカラ  
買クニハ六百二十四條カラ爲ナケレバナラヌ、中々此處デ以テ云  
タ丈ケデハ済マヌカラ

(尾崎委員) 仕方ガナイ

(南都委員) 此處デ原案ノ通り極メタラ、物權トシナイ譯ニハ行  
キマセン

(松岡委員) 私共ハ斯ウ思フノデ、ソレハ動産ト雖モ物權ノ扱ヒ  
ヲスルガ宜イ場合モアリマセウ、併シナカラ何レノモノモ其本性  
質カラ權ヲ立ナケレバナラヌガ、何處ノ國デモ、不動産ハ物權、

民財一下ノ二八五

又本林ノ動産ハ人權デアル、ソレチ「ボアソナーード」ハ人權タル  
ヘキモノモ悉ク物權ニ入レタカラ、契約ガアレバ裏ダト云フト、  
日本デ動産物ノ質借ニ證書ヲ取タリ、證人ヲ立テタリシテ約定ヲ  
シテ後チ、爲メニ供ヘルモノハ甚タ少イ、左スレバ少イモノヲ例  
外ニ立テ多イモノヲ正面ニ立テレバ、不動産ハ物權トシテモ、總  
テ動産ハ人權トシテ宜イガ、物權トシナケレバナラヌトキハ物權  
ニシテモ宜イ、然ルチ一口ニ皆物權トシテ仕舞フハ世界各國有  
名ノ國ニハアリマセン、殊ニ新編ノ法律ナリ、又日本ノ習慣ニ於  
テモ、物ノ質借スルハ先ツ其人ヲ見テスルガ重モナルモノデ、旁  
々此レデ極メルト、變ナモノニナリハシナイカ誰ガ聞テモ、物權  
ナリト云フハ疑フニ違ヒナイ

(南都委員) 御尤モノ話ダガ、尙ホ御考ヘテ願ヒ度イハ、若シ用  
收權ガ削除ニナラシメ居レバ、此處ハ動産ハ省キマシテモ宜イガ



用收權ハ即チ動産ニ設ケルコトハ出来マセン、アレハ各國用收權  
ヲ認メテ居ルカラ、賃借權ハ動産ヲナクツテモ、不自由ハシマセ  
ン、又賃借權ヲ物權トモスマイシ、動産ノ賃借ヲ物權トハシマセ  
ンガ、用收權ガ物權ニナツテ居ルカラ、有償、無償名義ニ於テモ  
賃借權ト、用收權トハ區別モアリマセウケレトモ、用收權ガすつ  
かりナクナツテ仕舞ツタ以上ハ、最ウ動産ノ上ニ於テ物權ニナツ  
テ仕舞ツテ居ル、ソレチ日本ニ於テ動産ハ物權デナイト云フハ、  
制限シ過キル譯ニナルカラ

(委員長) 用收權ヲ云フト再ヒ起サナケレバナラヌコトニナルサ  
ニ、此處デ捌キノ出来ル様ニシナケレバナラヌ、又動産ハ別ニシ  
テ仕舞ツテ居ルハ、餘程骨ヲ折ラナケレバ行カヌカラ、アレハ制  
ツテ、跡ハ元トノ案ヲ動スコトハ出来マセンカラ、餘程ノ講究チ  
シナイト、實際ト法律ト相反シテ行カヌ

(渡委員) 全體之ハ餘程大キナ問題デアリマス

(松岡委員) 動産ハ何處々々ニ關係シテ居ルカチ見レバ、格別ハ  
ナイ

(鶴田委員) 後チノ際ニ、不動産ノ賃借人ハ云々トアリマスカラ  
動産ノ賃借人ハ他人ニ譲リ渡スコトハ出来ストカ云フ、一條チ入  
レテハ何ウカ又相続人ハ許ストシテモ宜シ

(松岡委員) 動産ハ物權ナリト、何處デ云ハレマスカ

(南都委員) 用收權ハ物權ダカラ、動産ハ物權デナイト云フコト  
ハ宜ウナイ

(松岡委員) ケレトモ用收權ト、賃借權トハ、性質ガ違フカラ、  
用收權ガアルカラ、之モト云フ譯ニハ行カヌ

(栗塚報告委員) 起案者ニ充分信用ヲ措テ變ルトシテハ何ウカ、  
然ウシテ之デ不都合カナレバーモ不都合ハアリマセン



(村田委員) 之ヲ改削リ出シタラ、大變ダロウ

(渡委員) 一ヶ月幾ラトシテ借リテ居ルノダカラ、復タ貸シハ出  
來ヌト云フコトハナイ

(尾崎委員) 賃賃ノ權ダ

(西委員) 原案ノ通りニ置テ觀キ度イ

(清岡委員) 賃借ハドシナモノガ多イカネ

(南部委員) 賃夜具、賃本、賃給等デアリマス

(清岡委員) 賃蒲團杯ハ三日トカ、五日デアルカラ

(南部委員) 人力車杯ハ賃賃スル體文ヲ版ニシテ出來マセウ

(村田委員) 「ピアノ」ハ西洋デモ大變アリマス

(栗塚報告委員) 實際ハ人力車杯ハ轉賃デス

(南部委員) 併シ品物ハ賃ニ入レルコトハ出來マセン

(鶴田委員) 期限間ハ賃入モ出來ルダロウ

(栗塚報告委員) 期限間ハ出來マス

(松岡委員) 賃入ノ期限ガ切レレバ

(南部委員) 期限ガ切レ、バ物權ダカラ、我ノ物ダカラト云テ、  
無償取レル

(尾崎委員) 修正ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 金銀ニ換ウヘカラサルモノヲ置テモ、果實又ハ  
産物ノ幾分ヲ以テ賃借トスレバ賃借ニナツテ居リマス、六百二十  
八條デ、他人ノ物ノ管理者ハ果實ノ幾分ヲ賃賃ト爲スト云フ、彼  
ノ制リデ御座イマスカラ、金銀ニ換ウヘカラサルモノデ幾分カヤ  
ツタトキハ會社ヲ見タ様ナ性質ガアルカラ、賃賃ノ權ヲ譲リ渡ス  
コトハ出來マセンゾヨ、ト云フノデアリマス

(尾崎委員) 修正ガ宜イ

(栗塚報告委員) 註ヲ讀ンデ見ルト、恰モ會社ノ如キモノダトア



ル

(清岡委員) 「更改」ト云テハ分ラヌナ

(栗塚報告委員) 註ニモアリマスガ、義務ノ更改ヲ見タトキデナ  
ケレバ、今説キ明カセナイ、全編ナレバ、自カラ義務ノ更改ガア  
ルカラ、其トキハ長イ條モアルノデス

(清岡委員) 義務ノ更改ナレバ分ルガ、唯タ更改デハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 「更改」ト云フ字ハ、義務ノ更改ト云フコトニ  
ナツテ居リ、始終更改々々ト云フハ何カナレバ、義務ノ更改デア  
リマス、尤モ之ニ義務ノ更改ト入レテモ宜シイ

(鶴田委員) 「義務」ト入レテ欲シイ

(栗塚報告委員) 宜シイ入レマセウ

(南部委員) 賃借人ト、義務ノ更改ト云フハオカシイ、ドウモ義  
務ノ更改ト此法文ノ備テハオカシイ、更改トアレバ契約ノ更改ト

見テ宜シイ

(栗塚報告委員) 更改ハ義務ノ更改ダカラ

(南部委員) 賃借人ハ賃借人ト、義務ノ更改ト云フト、何ダカ、  
オカシイデアナイカ

(鶴田委員) 賃借人ハ賃借人ト變ツタト見テハオカシイ

(栗塚報告委員) 無償名義デヤツタトキデス

(村田委員) 轉貸ノ場合ハ

(栗塚報告委員) 無償名義デ譲リ渡シ轉貸シタハ第一ノ場合、第  
二ノ場合ハ有償名義デ譲リ渡タ場合デアリマス

(松岡委員) 上ハ譲リ渡シタ轉貸ノ方デセウ

(栗塚報告委員) 全ク間違ヒデ然ウデ御座イマス

(村田委員) 然ウデス

(松岡委員) 字ノ見様ハ格別テハアリマスマイガ「賣主ノ」ハ何



ダカ分ラヌ様ダガ

(南部委員) 之ハ必要デス

(松岡委員) 「賣ルコトヲ得ル」ト云フノハ錢ヲ取ルカラト云フ  
ノデ、オカシイ

(南部委員) 錢ヲ取ル譯デ、賃借權ヲ賣ツタガ、金ヲ拂ハヌトキ  
ハ解除權ガアルカラ

(渡委員) 分ツタ

(村田委員) 先ヘ行コウ

(松岡委員) 終リノ項ハ修正通りカ

(渡委員) 修正ガ宜シイ

(南部委員) 金銀ニ換フヘカラサル果實ト產物ハ、金銀ニ換フヘ  
カラサルデナイト云フ、所ガ起業者ガ直シテ來タカラ、然ウスル  
ト、ナケレバナラヌト思フ

民財一下ノ二八九

(松岡委員) 私ハ悪ルカロウト思フノハ果實ヲ取ルノダカラ

(南部委員) 金銀ニ換ヘラル、分ハ金銀デモ宜シイ

(尾崎委員) 初ノカラ金銀外ノ積リデ契約ガ出來タノダ

(清岡委員) 置タガ宜シイ

(松岡委員) 一番必要ナモノハ「承諾ナクシテ」ト云フノデ、承  
諾ナクシテ要價ハ誰カスルノカ

(南部委員) 借人ガ求價ノ賣ガアルノデ、修正ニ決スレバ先チヤ  
リマセウ

第六百四十三條朗讀ス

第六百四十三條 不動産ノ賃借人ハ其權利ヲ抵當ト爲スコトヲ得  
但讓渡又ハ轉賃ヲ禁セルトキニ限ル

(南部委員) 此ノ條ノコトヲ申マスガ、前ニ譲リ渡スコトヲ云テ  
賃借權ハ素ヨリ質入モ無論包含シテ居ル、然ルニ不動産ノ抵當ハ



アルガ、動産ニハ決シテナイ、即チ今ノ書入ハ斯ウ云フ場合ニ出  
來マス

(松岡委員) ソレハ大變オカシイ、買入ハ上デ出來ル、然ルニ抵  
當ハ出來ヌトハ何ウカ

(村田委員) 抵當ハ不動産シカ出來マセンコトニナツテ居ル

(松岡委員) 買入ガ出來ルニ何ンデ抵當ガ出來ヌカ

(村田委員) 抵當ハ別モノデス

(南郎委員) 抵當ハ一種ノモノデ、登記法ニ依テスルノダカラ、  
質ハ持テ居テ權利ヲ讓ルノデス

(鶴田委員) 前ニ通入ツテ居ラヌカラ、松岡サンノ云フ通り抵當  
ヲ入レヌト苦シイ計リデ

(南郎委員) 質ニ入レラレマシヨウケレトモ、質借權ヲ質ニ入レ  
ルコトハ出來マセンテハアリマセンカ、抵當ヨリハ出來マセンカ

ラ、御考ヘテ願ヒマス

(鶴田委員) 質借權ハ何ニ付テ居ル權カ、物ニ付テ居ルノダカラ  
車ナレバ車ヲ質ニ入レルコトハ出來ル

(松岡委員) 質入ハ出來ルダロウ

(村田委員) 質ハ動産ニ限ツタモノダ

(南郎委員) イヤ、ソレハ動産、不動産トモアルノデ、權利ヲ質  
ニ取ルコトハ出來マセント云フコトヲ御説ノテ願ヒマス

(松岡委員) 家ヲ借リテ居ル權利ヲ、賣ルコトノ出來ルハ何ウダ

(南郎委員) 質借ハ所有權ノ支分權ダカラ、支分ノ權ヲ賣ルコ  
トハ出來マセン

(松岡委員) 賣ツタラ何ウスルカ、買タ人ハ轉移スルヲ得ルデセ  
ウ

(南郎委員) 權利ヲ移シタノデ



(松岡委員) 買手人へ家ノ住居ガ目的ダ、其用方ガ極マレバ住ウノダ、然ウスレバ權利ガアルカラ住ハセルコトガ出來ル

(村田委員) 質入、書入ハ出來マセン、所有物ヲ渡シテ向ウテ作り取テスルノダカラ、ソレハ出來マセン

(鶴田委員) 質貸ノ品物ヲ占有スルノダカラ權ヲ質ニ入レ、即チ物ヲ取テ宜シイ、質借權ハ質入スルモ品物ハ付イテ行カヌ、物ガアルカラ權ガアルノダ、權ガアレバ、物ハアルニ違ヒナイ

(村田委員) 若シ期月ガ來テ、出來ヌトキハ權ヲ割カル、

(鶴田委員) 權ヲ割セバ物ハ割カレル

(村田委員) ソレハ別ダ

(南部委員) 品物ヲ取ラヌトキハ質トハ云ヘヌ原則ダカラ、ソレヲ御承知ヲ願ヒマス

(村田委員) 先ヘ行キマセウ

口第六百四十三條朗讀ス

元五百六十一條

口第六百四十三條 小樹林及ヒ竹林ハ勿論大樹林ニ付テモ質借人ハ前來所有者ノ費用シタル慣習及ヒ採伐方ニ從ヒ定期ノ採伐ヲ爲シテ收益ス

採伐方ノ末タ正シク定ラサルトキハ重立チタル所有者ニ屬スル近傍森林ノ慣習ニ從フ但採伐スル一箇月前質貸人ニ豫告スルヲ要ス

(南部委員) 申上マス、少シ前後シテ甚ダ不都合デ御座イマスガ御斷リ申シテ置キマス、朗讀者ガ代理ダカラ間違ヒマシタガ、六百三十九條、六百四十二條、六百四十三條ト、修正デ入レル積リデ出テ居リマスガ、之ヲ置タカ、置カヌカデス

(果塚報告委員) 用收權ノ五百六十一條ヲ入レルノデ御座イマス



兼テ御約束シタ通り、六百四十三條ノ次へ入レ様ト申シタガ

(南部委員) 「公ノ無形人」ヲ削ツタ丈ケデ其外ハ削リマセン

(村田委員) 「前來所有者」ハ「賃貸人」トシテ宜イデセウ

(栗塚報告委員) 御改ノニナツテモ宜イガ、同シコトデアリマセ

ウ

(松岡委員) 私ハ入ラヌ條ト思フガ

(南部委員) 五百六十一條ヨリハ「ボアソナード」ノ註釋ヲ見テ

モ、賃借人ニ適用スル旨意デアリマスカラ

(松岡委員) 私ハ入ルマイト思フガ、買タリ何カスルハ用收權、

賃借ハ目的ニスル筈モアリマスマイシ、山ノ樹ヲ賣ルトカ、樹ヲ

植付ケルトカ云フ契約ハ習慣ニ從テスル杯ト云フコトハ、山林ニ

賃借カアツテモ、コンナモノ、生キテ來ル筈ハ悉ラクアリマスマ

イ

(栗塚報告委員) ソレカラ五百六十一條テモ「國」若クハ「デハ

ルトマン」「コンミユス」ヲ除イテ修正シテ御座イマスガ、近傍

森林ト申セバ重立タ所有者ハ無形人デアロウトモ、一個人デアロ

ウトモ、蓋支ナイト思ヒマスカラ「重立タル所有者ニ屬ス」トシテ

モ分ル積リテ御座イマス

(尾崎委員) 之ハ入レルト致シマセウ

(清岡委員) 五百六十一條ノ「採伐」ノ「採」ノ字ハ植ヘタリ、

伐ツタリスルコトダガ、此方ハ伐ル丈ケノコトダスカ

(栗塚報告委員) 御尤モテ御座イマス、御氣付ノ通り「裁」ノ字

デナケレバナリマセヌ

(鶴田委員) 之ハ入レナケレバナルマイ

(波委員) 入レルトシマシヨウ

(委員長) 宜ケレバ入レマセウ



(松岡委員) 賃借ハアルカハ知レヌガ、山ヤ林ヲ賃借スルナレバ何チ目的ニスルカ

(南部委員) 伐タリ、裁ヘタリスルコトダ

(松岡委員) 孟宋敷ナレバ、竹ノ子ヲ取ル約束スルノダロウカラ

(南部委員) ケレトモ十年、二十年ノ間ニ變ハルコトモアルカラ

(松岡委員) 目的ノ極マラヌニ賃借スル筈ハナイ

(南部委員) 賃借トスレバ、習慣ニシテ出來ル

(村田委員) 松岡サンノ云フ様ナ論ハアル、之ハ用收權ニハ要用

ダガ、賃借ニハ、要ハナイ

(松岡委員) 唯ダ山ヲ借ル奴ガアルモノカ

(南部委員) 如何ニシテ伐ルカ、創設シテ置カナケレバナラヌ

(渡委員) 之ハ入用ダ

(松岡委員) ソレチ云タラ畑ノ作り方マデ、定ノナケレバナラヌ

無用ダ

(村田委員) 用收權デハ成程使用權ト所有權ガアルカラ、入用ダガ賃借ニハ要セナイ

(南部委員) 用益ノ法ニハ、違ヒアリマセン

(尾崎委員) 異リハアリマセン、唯ダ向ウガ死ンタラ戻サナケレバナラヌト云フコト文ケデ

(南部委員) 「賃借權ニ屬スル」ト「ボアソナード」ノ註ニモアリマス

(村田委員) ソレハアリマセウガ、森林ノ賃借ト云フコトハ出テ來マイト思フ

(尾崎委員) 用收權ト事實變リハナイ

(清岡委員) 適用シテ宜イト「ボアソナード」ガ云テモ分ラヌ

(渡委員) 能ク考ヘテ見レバ分ルダロウ、入レテ悪イト云フ譯ハ



ナイカラ入レナケレバナラヌ

(村田委員) 質貸ノ時分ニハ定メテアルカラ

(南都委員) 契約ガナカツタトキハ何ウシマスカ

(村田委員) 何ノ爲メニ借ルカ、唯タ借ルト云フコトハナイ、目

算ヲ立ナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) 小楠林ノ質貸スルハ裁伐法ニ従フト云フコトハ

御座ノニナリマシタカ、質貸權トスルト矢張り云テナイトキハ用

收權ト同様ニスルカモ知レヌ

(村田委員) 質貸ノ時分價値ガ定マラスト思ヒマス

(栗塚報告委員) 裁伐法ハ斯ウ云フ風ヂヤト云フ、手本ニナルノ

デス

(委員長) 置テ審ハナイネ

(西委員) 審ドコロダナイ、之ハナケレバナリマセン

(尾崎委員) 之ガナイト分ラヌノデアリマス

(渡委員) 若シ審イテナカツタラ、民法ハ細カニ審イテナリナカ

ラ、之カナイト行カヌ

(尾崎委員) 御入レナサルガ宜イ

(委員長) 入レルハ多數ダカラ、入レルト決定シテ、先キハ

(栗塚報告委員) 「質貸人」トスルハ

第六百四十三條朗讀ス

元五百六十二條

ハ第六百四十三條 前來質貸人ノ定期採伐ヲ爲サ、リシ保存木及

ヒ大樹木ニ付テハ質借人ハ其樹木ノ定期産物ノミヲ得ルノ權利

ヲ有ス

(鶴田委員) 之ハ宜イ

(委員長) 宜ケレバ先キハ